

第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専門教科・科目

第1節 保健理療

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、保健理療の教科・科目の見直しを行った。

- ① あん摩マッサージ指圧師に必要な実践的な能力や態度を育成するとともに、専門性の向上を図るという観点から指導内容の見直しを行うこと。
- ② 職業人としての規範意識や倫理観，国際化や技術の進展，国民の健康の保持増進に対する意識や患者の権利意識の高まり，コンピュータ等情報機器の活用，情報モラル・セキュリティ管理の重要性など，保健理療の現場で求められる知識や技術，資質等を育成するため，科目の内容等の改善を図ること。

高等部学習指導要領の総則においては、「保健理療情報処理」の名称を「保健理療情報活用」に変更し，保健理療の教科に属する科目として，「医療と社会」，「人体の構造と機能」，「疾病の成り立ちと予防」，「生活と疾病」，「基礎保健理療」，「臨床保健理療」，「地域保健理療と保健理療経営」，「保健理療基礎実習」，「保健理療臨床実習」，「保健理療情報活用」，「課題研究」の11科目を掲げている。

2 保健理療科の設置と教育課程の編成

昭和63年5月に行われた「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律」（以下「あん摩等法」という。）の改正によって，あん摩マッサージ指圧師の養成を行う保健理療科の入学資格は，大学に入学できる者と改められたが，著しい視覚障害者の場合は，特例措置として，当分の間，高等学校に入学できる者も認められることとなった。その結果，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，いわゆる本科にも，あるいは専攻科にも保健理療科を設置することができるようになった。

(1) 本科に設置される保健理療科における教育課程の編成

本科に設置される保健理療科（以下「本科保健理療科」という。）については，高等部卒業の資格とあん摩マッサージ指圧師試験の受験資格の両方を取得できるように教育課程を編成する必要がある。したがって，本科保健理療科の教育課程の編成に当たっては，高等部学習指導要領の規定に十分留意するとともに，あん摩等法を受けて規定されている「あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」（以下「認定規則」という。）の規定をも踏まえる必要がある。

高等部学習指導要領の規定については，教育目標，教育課程の編成の一般方針，各学科に共通する各教科・科目や専門教育に関する各教科・科目及び標準単位数，学校設定科目や学校設定教科の取扱い，必修教科・科目の履修，専門学科における各教科・科目の履修，総合的な学習の時間の取扱い，各教科・科目，特別活動，自立活動及び総合的な学習の時間の授業時数等の取扱い，教育課程編成・実施上の配慮事項，

単位の修得及び卒業の認定などに留意する必要がある。これらの詳細については、第2部第1章を参照されたい。

認定規則は、平成12年3月31日にその一部が改正され、同年4月1日から施行されている。

認定規則における教育課程にかかわる主な内容は、次のとおりである。

① 教育の内容

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定することも可能とするため、科目名で規定せず、教育内容で示してある。

ア 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。

イ 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。なお、認定規則（平成29年3月31日一部改正）別表第一備考に示される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り扱うものとする。

ウ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念」である。

エ 専門分野は、「基礎あん摩マッサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゅう学」、「臨床あん摩マッサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゅう学」、「社会あん摩マッサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会きゅう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。

オ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこたえることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付けられた。ただし、本科保健医療科については、「総合領域」を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。なお、認定規則（平成29年3月31日一部改正）別表第一備考に示される、「あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史」については、総合領域で取り扱うこととされているが、他の教育内容においても取り扱うことができるものとする。

なお、本科保健医療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうにかかわる内容については、取り扱わない。

② 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準の例によることとなっている。ただし、本科保健医療科の単位の取扱いについては、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の1の規定によることになる。

③ 教育内容の弾力化

学校の独自性を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

④ 既修科目の免除

過去に在学した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。ただし、本科保健医療科の場合は、この規定は適用されない。

ところで、高等部学習指導要領においては、保健医療の教科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「保健医療情報活用」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。ただし、本科保健医療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうにかかわる内容については取り扱わないので、この点に留意する必要がある。

認定規則の教育内容と保健医療の教科に属する科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領	
	教育内容	科目	
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能	
	疾病の成り立ち，予防及び回復の促進	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧，はり及びきゅうの理念	医療と社会	
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	基礎保健医療	
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	臨床保健医療	
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	地域保健医療と保健医療経営	
	実習	保健医療基礎実習	
	臨床実習	保健医療臨床実習	

「総合領域」については、本科保健医療科の場合は、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができることになっている。したがって、必履修教科・科目などの各学科に共通する各教科・科目に関する各教科・科目、保健医療の教科に属する科目、あるいは学校設定科目などの中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することになる。

また、認定規則は単位制を導入しているが、本科保健医療科の場合は、1単位について第1章第2節第2款第1の1において「単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。」と規定されている。したがって、本科保健医療科における教育課程の編成に当たっては、大学設置基準の

例によって計算した単位数を、この規定に基づいた単位数に換算する必要がある。

(2) 専攻科に設置される保健理療科における教育課程の編成

専攻科に設置される保健理療科（以下「専攻科保健理療科」という。）の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。また、あん摩マッサージ指圧師試験の受験資格取得の関係から、併せてあん摩等法に係る一連の法令に基づくことになるが、特に認定規則に留意する必要がある。

この認定規則については、(1)に述べたとおりである。また、高等部学習指導要領において、専攻科の保健理療の教科に属する科目として示した11科目のうち「保健理療情報活用」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係は、上表のとおりである。なお、専攻科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうにかかわる内容については取り扱わないことになるので、この点に留意する必要がある。

「総合領域」については、専攻科保健理療科の場合は、専門分野に位置付けられている。したがって、認定規則の専門分野に対応する保健理療の教科に属する科目、「保健理療情報活用」、「課題研究」の中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付け、教育課程を編成することになる。また、各学校において、必要がある場合に、高等部学習指導要領に示した保健理療の教科に属する科目以外の科目を専門分野の科目として設け、「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することもできる。

3 教科の目標

第1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、保健理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

この目標は、大きく三つの事柄を示しているので、以下においてこの点を説明する。

- ① あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。

保健理療（あん摩・マッサージ・指圧）の特質は、健康の保持増進と疲労の回復及び健康と病気の間にあるような人々の軽い症状に対して施術したり、心身症や自律神経失調などに起因する不定愁訴を改善したり、健康状態を維持するための施術を行ったりすることである。そのためには、基礎的・基本的な知識と技術を確実に身に付けさせることが大切である。各科目の指導に当たっては、この点を十分に踏まえて指導することが必要である。

- ② 保健理療の本質と社会的な意義を理解させること。

保健理療の教育においては、関連した知識と技術の習得をはじめ、保健理療が、国

民医療の一翼を担い、健康の保持増進に寄与するものであるという社会的意義を十分理解させる必要がある。この場合、単に知識としての理解にとどまってはならない。施術者として必要な臨床の技術を確実に身に付けさせることはもちろんであるが、例えば、身だしなみや礼儀作法、言葉遣いなどにも留意させ、施術者としての社会的な信頼を得ることができるような態度の育成にも努めなければならない。このような施術者として必要な能力と態度を総合的に育成することによって、「保健医療の本質と社会的な意義を理解させる」という目標に迫ることができるのである。

③ 国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てること。

保健医療は、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度の育成を究極のねらいとしているわけであるが、そのためには、①及び②で述べたねらいを達成することが大切であり、その結果として③でいう能力と態度が身に付くのである。

4 各科目

[医療と社会]

① 目 標

1 目 標

医学，医療及びあん摩・マッサージ・指圧の歴史，医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに，あん摩・マッサージ・指圧に従事する者の倫理について理解させ，施術者として必要な能力と態度を育てる。

この科目は、医療の歴史的背景の下に現代医学の在り方と制度を概観し、保健医療の位置付けを明確にすること、施術の際の心構えや思いやりのある対応などについて指導すること、あん摩マッサージ指圧師にかかわる法律と医療の法体系のあらましを理解させ、業務が適切に実施できるようにすることなどを目指している。

② 内 容

2 内 容

- (1) 医学，医療及び保健医療の歴史
 - ア 西洋における医学，医療
 - イ 日本，中国，韓国等における医学，医療

(1)については、西洋や日本、中国、韓国、インド等における医学、医療の歴史を概観するとともに、保健医療の歴史を取り扱う。また、近年における世界の代替医療への関心の高まりについても指導する。

今回の改訂では、近年、韓国の東洋医学に注目が集まっており、韓国国内で東洋医学

の視覚障害従事者の法的な位置付けが新たに確立されたこと、また、東洋医学において日本、中国、韓国は歴史的にも密接なつながりをもっていることなどから、従前の「イ 日本、中国等における医学、医療」を「イ 日本、中国、韓国等における医学、医療」に改めた。

アについては、近・現代医学の発展の歴史を、ギリシャ医学を起点として各時代の特徴と医学に関する主な発見等の事項を中心に取り上げる。

イについては、中国医学の起源及び我が国への伝来、我が国の東洋医学が基本的には中国伝来のものであることを指導する。また、我が国の東洋医学の発展を、大宝律令の医疾令から各時代の特徴と主な事項を中心に指導し、西洋医学の伝来、明治の医学改革、マッサージの導入、指圧の成立、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における理療及び保健理療教育の発展などについて取り上げるようにする。また、1900年代以降の韓国における鍼灸を含む韓医学の変遷と視覚障害者のあん摩、鍼灸教育などについても簡潔に取り上げる。さらに、1970年代以降の世界の医学界における鍼への関心の高まりや鍼のグローバル化、我が国における鍼灸関係の高等教育機関の成立、世界の補完代替医療、統合医療への関心の高まりなどについて指導する。さらに、代表的な伝統医学の一つであるインドのアーユルベータ医学についても、その概要と現状に触れる。

(2) 医療制度の現状と課題

ア 医学の分野 イ 医療と社会 ウ 医療従事者
エ 医療機関 オ 医療行政

(2)については、現代の医療及び医療制度の現状と当面する課題の概要を理解させる。アでは、以下の事項を取り扱う。

① 基礎医学、② 臨床医学、③ 社会医学

イでは、現代社会が抱えている医療関連の課題とその背景を、以下の事項を中心に取り扱う。

① 健康と病気、② 疾病構造の変化と有訴・生活習慣病、
③ プライマリ・ケアとターミナル・ケア、④ 国民医療費の動向、
⑤ 高齢社会と介護問題

ウでは、以下の事項を中心に取り扱う。

① 医師と歯科医師、② 看護師、助産師、保健師、
③ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、④ 柔道整復師、
⑤ その他の医療従事者

エでは、以下の事項を中心に取り扱う。

① 病院及び診療所、② 施術所及び助産所、③薬局、
④ 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設

オでは、以下の事項を中心に取り扱う。

① 国及び地方自治体の衛生行政、② 医療保険制度の概要、
③ 介護サービス行政の概要

(3) 保健理療の現状と課題

- ア 現代の東洋医学
- イ 保健理療の概念
- ウ 諸外国の保健理療
- エ 保健理療の課題

(3)については、「地域保健理療と保健理療経営」との関連を考慮しながら、保健理療の現状と課題を具体的に取り上げ、その概要を指導する。

今回の改訂では、アジアを中心とした諸外国でもあん摩・マッサージ・指圧が取り入れられている現状があり、その概要について指導する必要があることから、新たに「ウ 諸外国の保健理療」の項を設けた。

アについては、あん摩・マッサージ・指圧、欧米における徒手による施術、日本の医学教育における漢方（湯液）教育の正式な導入や現状、特に鍼灸、湯液などについて取り扱う。

イについては、あん摩・マッサージ・指圧と保健理療の関係について取り扱う。

ウについては、中国、韓国をはじめとするアジア各国や欧米諸国において、あん摩・マッサージ・指圧がどのような状況にあるのかを理解させる。

エについては、徒手による施術に対する世界の期待、我が国のあん摩・マッサージ・指圧が当面している問題と対応策について取り扱う。

(4) あん摩・マッサージ・指圧従事者の倫理

- ア 医療と倫理
- イ 保健理療と倫理

(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構え等について、十分な理解を促すよう具体的に指導する。その際は、「地域保健理療と保健理療経営」との関連を考慮して取り扱う。

アについては、内容の(2)のイとの関連を図りながら、医の倫理、生命倫理、生命科学の進歩、脳死と臓器移植などについて、ここでまとめて扱う。

イについては、施術者として法的に課されている守秘義務、心構え、施術対象者への思いやり、社会的責任などについて扱う。

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

- ア 法令の沿革
- イ 法令の主な内容

(5)については、あん摩マッサージ指圧師として必要な「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の基本的事項を具体的事例を取り上げながら重点的に指導する。

アでは、以下の事項について、できるだけ簡略に取り扱う。

- ① 内務省令以前の法の変遷、② 戦後の法の変遷

イでは、施術者の身分について、十分な法的理解の上で立って業務を適切に行うことができるよう、以下の事項を中心に扱う。

- ① 免許, ② 業務, ③ 医業類似行為, ④ 罰則

(6) 関係法規の概要

- ア 医事関係法規 イ その他の関係法規

(6)については、内容の(2)と関連させながら、あん摩・マッサージ・指圧の業務とかわりの深い医事、薬事、福祉等関係法規の体系のあらましを理解させる。

アでは、以下の事項を中心にできるだけ簡略に取り扱う。

- ① 医療法の概要, ② 医師法の概要,
③ 理学療法士及び作業療法士法の概要, ④ 柔道整復師法の概要

イでは、薬事法規、一般衛生法規などの概要を扱う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域保健医療と保健医療経営」との関連を考慮して指導すること。

この科目は、保健医療全体の内容を概括的に把握できるように構成してある。また、取扱いに当たっては、「地域保健医療と保健医療経営」との関連に留意するとともに、できるだけ体験的な学習を取り入れて指導するようにすることが大切である。

アについては、あん摩マッサージ指圧師として、その業務を適切に行うことができるように、あん摩・マッサージ・指圧の医療体系における位置付けや役割、医師、看護師などの他の医療従事者との協力の仕方などについて十分に理解できるようにすることが大切である。

イについては、特に「地域保健医療と保健医療経営」の内容の(1)、(2)との関連に留意し、高齢社会におけるあん摩・マッサージ・指圧の意義と役割を理解させる必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、現代の医療制度の現状とその当面する課題の概要を理解させること。特に、代替医療が注目されていることと保健医療の果たす役割についても理解させること。

イ 内容の(3)のアについては、あん摩・マッサージ・指圧のみならず、湯液、鍼灸しんきゅうの概要も扱うこと。

ウ 内容の(3)のウについては、あん摩・マッサージ・指圧のアジアを中

心とした諸外国における現状の概要を扱うこと。

エ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構えや倫理観、患者の権利、守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

オ 内容の(6)のアについては、「医療法」、「医師法」等の概要を、イについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」等の概要を扱うこと。

内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、基礎医学、臨床医学、社会医学に関する具体的な事例を取り上げながら、現代の医療制度の概要が理解できるように指導する。特に補完代替医療や統合医療などが志向されるなど、手技の特徴を生かすことが期待されている状況を十分に理解させ、国民の健康の保持増進や疾病の治療、治未病（未病を治す）や養生の考え方等を生かした現代の東洋医学の役割を指導する。

イについては、あん摩・マッサージ・指圧との関連において鍼灸の概要を指導する必要がある。

ウについては、アジアの国々で手技療法が脚光を浴びていることや多くにおいて視覚障害者の職業の上位がマッサージであること、また、社会制度と福祉がアジアの多くの国々において今後の更なる充実が求められることなどを踏まえ、日本の現状を理解させるとともに、保健医療が医療分野において果たすべき役割を具体的に指導する。

エについては、医療にかかわる者としての人間教育の重要性を考慮して指導することが大切である。その際、ヒポクラテスの誓い、バイオエシックス、インフォームド・コンセント、法規上の守秘義務等についても取り上げながら具体的に指導する必要がある。

オについては、近年の高齢化社会に対応して介護保険など高齢者に対する保険制度の整備が行われたので、その概要について指導する必要があることから、新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」を追加した。あん摩マッサージ指圧師の業務を適切に行うという観点から、保健医療に関連の深い内容に精選して指導することが重要である。

[人体の構造と機能]

① 目 標

1 目 標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

この科目は、人体諸器官の形態と構造及び機能の基本的な事項を相互に関連付けて理解させ、人体を対象とする保健医療にとって必要な基礎的・基本的な知識を習得させ保

健理療の施術に応用する能力と態度を育てることを目指している。

今回の改訂では、人体諸器官の形態・構造・機能をそれぞれ関連付けて理解させることが施術に応用する能力と態度を育てることに有効であることから、従前の「人体諸器官の形態と構造及び機能について理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。」を、「人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。」に改めた。

② 内 容

2 内 容

(1) 解剖学及び生理学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系

(1)については、解剖学、生理学を学ぶに当たっての基礎的な知識を指導する。

アについては、解剖学、生理学の意義をはじめ、人体の成り立ち、発生と成長等、人体の構成に関する概要を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 人体の生理、② 人体の成り立ち、③ 発生と成長

イについては、細胞の構造と機能について指導し、生体機能の基礎として細胞の生理機能を把握させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 細胞の構造と機能、② 細胞の増殖

ウについては、人体を構成する組織の構造を、その機能と関連付けて理解させる。ここでは人体の構成原則を理解させるために、主として上皮組織と結合組織について説明する。筋組織、神経組織、骨・軟骨組織の詳細については、それぞれ該当する器官系で指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 上皮組織、② 結合組織、③ 筋組織、④ 神経組織

エについては、各器官系の最小限必要な内容を扱い、人体の全体的な構成を把握させる。細胞から組織及び器官というように、より高い次元の構造がつくられる仕組みを理解させる。

(2) 人体の系統別構造・機能及び生体の観察

ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系
エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌と代謝 カ 循環器系
キ 神経系 ク 感覚器系

(2)については、体表解剖を、生体の観察として系統別解剖に加えて指導することとする。保健理療にとって必要な事項を系統別により実際的に、しかも効果的に指導することが大切である。

アについては、骨の一般、筋の一般をはじめ、人体を構成する骨、筋の形態と構造・体内の位置及び機能について理解させ、骨の突出部、隆起部、陥凹部や体表から触れることができる筋や腱など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。骨についての指導では、それぞれの部位における骨の連結も取り扱う。また、ここでは、運動学的内容も含めて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 骨の一般、② 骨の連結、③ 筋の一般、④ 体幹の骨と筋、
- ⑤ 頭頸部の骨と筋、⑥ 上肢の骨と筋、⑦ 下肢の骨と筋

イについては、内臓の一般をはじめ、各消化腺の形態と構造、体内の位置及び機能とその分泌物の特徴について理解させ、口腔、顎下腺など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 消化器各部の構造と機能、② 各栄養素の消化と吸収、③ 肝臓と胆嚢

ウについては、呼吸器の形態と構造、体内の位置及び機能について理解させ、外鼻、甲状軟骨など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 気道、② 肺の構造と呼吸

エについては、泌尿・生殖器の形態と構造、体内の位置及び機能について理解させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 腎臓、② 尿路、③ 男性生殖器、④ 女性生殖器

オについては、内分泌腺の形態と構造、体内の位置及び機能について理解させ、甲状腺など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。また、各栄養素の作用及びその代謝について理解させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 各内分泌腺とそのホルモン、② 代謝とその調節、③ 体温

カについては、循環器の形態と構造、体内の位置及び機能について理解させ、皮静脈、リンパ節、体表から触知できる拍動部位など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 体液、② 心臓、③ 血管系、④ リンパ管系

キについては、神経の形態と構造、体内の位置及び機能について理解させ、末梢神経が体表近くを走行する部位など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① ニューロン、② 中枢神経、③ 脳脊髄神経、④ 自律神経

クについては、感覚器の形態と構造、体内の位置及び機能について理解させ、外耳、舌、眼球など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 感覚の一般、② 体性感覚、③ 内臓感覚、④ 味覚と嗅覚、
- ⑤ 平衡感覚、⑥ 聴覚、⑦ 視覚

(3) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

(3)については、生体機能の協調、生体の防御機構の基本的な事項について指導する。
アについては、身体の運動の調節の仕組みについて、まず、骨格筋の神経支配とその特徴を理解させ、次いで中枢神経系の各レベルによる運動調節の機構について指導する。
具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 筋収縮と反射運動、② 随意運動、③ 姿勢と歩行、④ 発声と言語

イについては、生体の生活環境の変化への対応、順化などに見られる全身の機能の調節機構について理解させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 恒常性維持機能、② バイオリズム

ウについては、まず身体の防御機構について理解させ、次いで免疫に関する基礎的事項を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 防御反応、② 非特異的防御、③ 免疫

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように実験・実習を取り入れるようにすること。

イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるよう配慮すること。

ウ 内容の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱うこと。

内容は、人体に関する事項を解剖学的側面と生理学的側面を関連付けて把握できるように構成してある。

保健医療施術が主に体表から行われるという観点から体表解剖を重視しながら、より実際と密接に関係した内容を取り扱うため、生体の観察を各系統解剖で指導する。局所解剖については、特に別項目にせず、あん摩・マッサージ・指圧施術のリスク管理上、必要な事項に触れる程度にとどめ、系統解剖と生体の観察を中心に指導する。また、人体の構造と機能を学ぶ上で、解剖学的な知識と生理学的な知識とをよく関連付けて指導することが大切である。

アについては、知識に偏ることがないように、解剖実習、脈拍・体温の計測、血圧の測定、肺活量の測定等、実験・実習を取り入れて指導することが大切である。

イについては、標本、模型等を活用し、諸器官の構造と機能の理解を深めることが大切である。特に、運動器系の指導に当たっては、「生活と疾病」の内容の(4)のエとの関連に留意する必要がある。

ウについては、生体の防御機構に関する事項のうち、特に免疫については、免疫現象の基礎を説明するにとどめ、免疫反応の詳細は、「疾病の成り立ちと予防」で取り扱う。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、この科目の導入として、人体の構成と働き、発生と成長の概要を扱うこと。イからエまでについては、それぞれの構造と機能の基礎的な内容を扱うこと。

イ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧施術と関連の深いア、カ及びキについて、基本的な事項に重点を置いて扱うこと。

内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、この科目を学習するに当たっての基礎的な内容を指導する。

イについては、あん摩・マッサージ・指圧施術と関連の深い運動器系、循環器系及び神経系を中心に基本的事項に重点を置いて指導する。

[疾病の成り立ちと予防]

① 目 標

1 目 標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

この科目は、健康と疾病の概念、健康と疾病との間の連続性、健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防などに関する基本的な知識を習得させ、疾病の予防及び治療という一連の関係の中にあつて、あん摩・マッサージ・指圧施術が占める意義の重要性を理解させることを目指している。

今回の改訂では、健康の保持のみならず、積極的に増進を図ることを目標とした学習の必要があることから、従前の「健康の保持」を「健康の保持増進」に改めた。

② 内 容

2 内 容

(1) 衛生・公衆衛生の概要

ア 衛生・公衆衛生の意義

イ 衛生・公衆衛生の歴史

(1)については、衛生学・公衆衛生学が予防医学として発展してきた歴史とともに、個人の健康と公衆の衛生とが相互に関連し合っていることの仕組みと今日的意義を理解させる。

アでは、以下の事項を取り扱う。

- ① 衛生学の目的と役割, ② 公衆衛生学の目的と役割,
- ③ 衛生学及び公衆衛生学の体系と意義

イでは、衛生学・公衆衛生学の起源と歴史について、その概要を取り扱う。

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康

(2)については、健康の概念について、疾病にかかっていないということにとどまらず、より高度な状態において健康であることの意義を理解させるとともに、食生活が健康の基盤であること、さらに、加工法や添加物が健康に与える影響についても指導する。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 健康の定義, ② 主観的健康と客観的健康, ③ 正常と異常,
- ④ 健康と疾病

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 健康教育, ② 健康管理とプライマリ・ケア,
- ③ 健康診断と検査結果の正常値

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 食物の意義, ② 栄養所要量と健康障害, ③ 食品の加工と添加物,
- ④ 食中毒

(3) 生活環境と公害

ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(3)については、環境が健康に及ぼす影響について、具体例を通して理解させるとともに、公害問題については、地域生活や生存権の観点から、可能な限り、観察と実習を重視して指導する。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 環境衛生の意義,
- ② 環境因子の分類 (物理的因子, 化学的因子, 生物学的因子, 社会的因子),
- ③ 環境因子と健康障害

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 上水道, ② 下水道, ③ 廃棄物の処理

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 衣服の意義と目的, ② 衣服の衛生と清潔保持,

- ③ 住居の衛生的条件, ④ 換気, 温度, 湿度の調節,
- ⑤ 採光と照明

エでは, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 公害の定義と特徴, ② 環境保全, ③ 主な公害の現状と対策

(4) 産業衛生, 精神衛生及び母子衛生

ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(4)については, 保健医療とのかかわりを明確にし, それぞれの分野で施術者としてどのように貢献できるかを理解させる。

アでは, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 産業衛生の意義, ② 労働衛生行政, ③ 労働疲労とその対策,
- ④ 労働災害とその対策, ⑤ 職業病

イでは, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 精神衛生の意義, ② 欲求不満, ③ 適応障害, ④ 非行と犯罪,
- ⑤ 精神障害者の現状と対策

ウでは, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 母子衛生の意義, ② 母体の健康, ③ 乳幼児の健康,
- ④ 母子衛生対策

(5) 生活習慣病

ア 生活習慣病とその対策

今回の改訂では, 生活習慣病と感染症とは異なった概念であるため, 従前の「(5)生活習慣病及び感染症対策」を, 「(5)生活習慣病」と「(6)感染症」とに項目を分け, それぞれに対する理解や対策について指導するよう改めた。

(5)については, 疾病構造の変遷を概観し, 生活習慣病の概念, 発生要因などを学習して, 生活習慣病が急増している現状とその背景, 課題などを理解させ, 予防対策についても指導する。

また, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 疾病構造の変遷, ② 生活習慣病の発症要因,
- ③ 生活習慣病の特質と予防対策

(6) 感染症

ア 感染症とその対策

(6)については, 感染症対策の一般とともに, 保健医療とのかかわりが深い肝炎やエイズについても, 正しい知識と予防対策を指導する。

また, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 感染症の概念,

- ② 感染症の発生要因（三要素＝感染源，感染経路，感受性体），
- ③ 防疫の意義と種類，④ 免疫の意義と種類

(7) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(7)については，消毒の重要性とその具体的方法を指導する。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 消毒及び滅菌の定義，② 消毒及び滅菌の作用機転，
- ③ 消毒及び滅菌実施上の注意，④ 医療廃棄物とその処理

イでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 物理的方法とその実施法，② 化学的方法とその実施法

ウでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 医療臨床における消毒の意義と方法，② 感染にかかわる動物の駆除

(8) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(8)については，疾病予防の重要性という観点から疫学調査の方法や結果を具体例を通して理解できるように指導する。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 疫学の定義，② 疫学の対象，③ 疫学の特徴，
- ④ 治療の効果とリスクの判定

イでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 疫学調査の方法，② 疫学の現状

(9) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

(9)については，衛生統計の意義とその実際の概要を指導する。

アでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 衛生統計の意義，② 衛生統計の種類

イでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 人口統計，② 生命表，③ 疾患統計，④ 医療統計

(10) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状
エ 疾病の経過，予後及び転帰

(10)については，健康の概念と対比しつつ，総括的に疾病をとらえられるよう指導す

る。また、疾病論，病因論，病変論等，病理学の体系にも触れる。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 健康と疾病，② 疾病と病的状態

イでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 先天性疾患と後天性疾患，② 局所性疾患と全身性疾患，
③ 器質的疾患と機能的疾患，④ 急性疾患と慢性疾患，
⑤ 原発性疾患と続発性疾患，⑥ 合併症，⑦ 小児性疾患と老人性疾患，
⑧ 伝染性疾患，⑨ 特発性疾患

ウでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 病変の意義と種類，② 症状の意義，③ 自覚症状と他覚症状，
④ 直接症状と間接症状，⑤ 指定症状

エでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 急性熱性疾患の経過，② 予後の種類，③ 転帰の種類

(11) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(11)については，病因と疾病の関係についてその基本を指導する。

アでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 病因の意義，② 病因の種類

イでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 内因（素因と体質，遺伝と染色体異常，内分泌異常，免疫とアレルギー，心因性疾患），
② 外因（栄養障害，物理的病因作用，化学的病因作用，生物学的病因作用）

ウでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 老化のメカニズム，② 加齢に伴う臓器・組織の変化

(12) 各病変の概要

ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変
エ 炎症 オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー

(12)については，各病変ごとにその概要を理解させる。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 充血とうっ血，② 貧血と虚血，③ 出血，④ 血栓症と塞栓症，
⑤ 梗塞，⑥ 側副循環，⑦ 水症

イでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 萎縮，② 変性，③ 壊死・死

ウでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 肥大と増殖，② 再生，③ 化生，④ 移植，⑤ 創傷の治癒，
⑥ 組織内異物の処理

エでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 炎症の概念，② 催炎体とその種類，③ 炎症の経過，
④ 炎症性病変

オでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 腫瘍の概念，② 腫瘍の形態と構造，③ 腫瘍の発育と進展，
④ 腫瘍の発生原因，⑤ 腫瘍の分類

カでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 免疫グロブリン，② 免疫担当臓器と細胞，
③ アレルギー反応の種類と調節機序，④ 自己免疫異常，
⑤ 免疫不全

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(7)については、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

内容の構成については、衛生学・公衆衛生学や病理学の観点を総合して疾病の成り立ちや予防を理解することができるように配慮している。指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連を考慮し、具体的な事例を通して取り扱うようにすることが大切である。

アについては、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」との関連を図るとともに、内容の(11)とも関連付けて具体的に指導し、ここでの学習内容が保健理療臨床において十分に生かすことができるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)及び(6)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)及び(9)については、具体的な事例を中心に扱うこと。

エ 内容の(10)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

内容の範囲や程度については、指導内容の重複を避けながら基本的な事項の概要を理解させるようにする。

アについては、健康管理の重要性を生活習慣病と関連付けて具体的に理解させる。

イについては、あん摩・マッサージ・指圧施術者にとって非常に身近な問題であり、その重要性を十分に理解させる。内容の(6)のアでは、免疫の種類と意義についても取

り上げ、免疫反応、免疫応答等、免疫の一般を含めて扱う。

ウについては、あん摩・マッサージ・指圧施術者として必要な具体的事例を取り上げ、疫学や衛生統計の意義を理解させる。

エについては、健康と疾病とは切り離された別のものではなく、その間に連続性があることを理解させる。

[生活と疾病]

① 目 標

1 目 標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、保健医療の専門基礎科目として、疾病に関する知識と現代医学で行われている診察法や治療法の概要を理解させ、これを生かして施術を適切に行う能力と態度を育てることを目指している。また、東洋医学としての保健医療とリハビリテーション医学との立場と役割の違いを明確にし、リハビリテーションチームや地域医療・福祉の分野でも活躍できるあん摩マッサージ指圧師の育成を目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 診察と治療の一般

ア 診察法の一般	イ 診察法の種類	ウ 検査法の概要
エ 治療法の一般	オ 治療法の種類	カ 物理療法
キ 臨床心理		

(1)については、現代医学で行われている診察法や検査法、治療法の概要及び物理療法、臨床心理を取り扱う。診察法の理論については、ここでの指導が中心となるので、診察内容とその解釈が的確にできるようにする。

アについては、診察の意義と分類、記録の意義と方法について理解させる。

イについては、問診法、視診法、触診法、打診法、聴診法及びバイタルサインの検査や身体計測について理解させる。

ウについては、神経学的検査法、運動機能検査法、その他の理学的検査法について理解させる。

エについては、治療の意義と分類、治療法の種類について理解させる。

オについては、薬物療法、手術療法、食事療法等について理解させる。

カについては、電気療法、温熱療法、光線療法、水治療法、牽引療法について理解さ

せる。

キについては、臨床心理の意義、患者の心理、心理学的検査と評価方法、心理療法の種類、カウンセリングなどの概要について理解させる。

(2) 主な症状の診察法

ア 頭痛	イ 肩こり	ウ 肩関節痛	エ 頸 ^{けい} 肩腕痛
オ 腰痛	カ 腰下肢痛	キ 膝 ^{しつ} 痛	ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労	コ その他の症状		

(2)については、各症状の鑑別診断の概要を取り扱う。それぞれの症状の病態生理、考えられる疾患と鑑別診断の要点を理解させ、保健理療臨床において適応と禁忌、リスク防止に生かすことができるようにする。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」については、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからキについては、それぞれの症状の病態生理、性質、鑑別診断、必要な検査について理解させる。

クについては、高血圧と低血圧の病態生理、分類、必要な検査について理解させる。

ケについては、筋疲労の概要について理解させる。

コについては、悪心と嘔吐、便秘と下痢、食欲不振、咳と痰、浮腫、排尿異常、腹痛、不眠、疲労と倦怠、動悸と息切れについて、その病態生理や鑑別診断などの要点を理解させる。

(3) 系統別疾患の概要

ア 運動器疾患	イ 神経系疾患	ウ 呼吸器疾患
エ 血液・循環器疾患	オ 消化器疾患	
カ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症	キ 泌尿・生殖器疾患	
ク 感染症	ケ その他の疾患	

(3)については、あん摩マッサージ指圧施術との関連性に留意しながら現代医学の立場からそれぞれの疾患の原因、主要症状及びその治療について指導する。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アについては、運動器疾患の概要と主な運動器疾患（関節炎、骨折、骨系統疾患、腱鞘炎、先天性股関節脱臼等）について理解させる。

イについては、神経系疾患の概要と主な神経系疾患（脳出血、脳梗塞、髄膜炎、パーキンソン病、認知症、ニューロパチー、神経痛等）について理解させる。

ウについては、呼吸器疾患の概要と主な呼吸器疾患（上気道炎、肺炎、肺結核、肺気腫、肺線維症、気胸等）について理解させる。

エについては、血液・循環器疾患の概要と主な血液・循環器疾患（心不全、心弁膜疾患、狭心症、心筋梗塞、貧血、白血病、悪性リンパ腫、紫斑病、血友病等）について理解させる。

オについては、消化器疾患の概要と主な消化器疾患（口腔粘膜及び顎の炎症、食道炎、胃炎、胃十二指腸潰瘍、胃下垂、胃神経症、腸炎、過敏性大腸炎、潰瘍性大腸炎、虫垂炎、イレウス、肝炎、肝硬変、胆石症、膵炎等）について理解させる。

カについては、内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症の概要と主な内分泌・代謝疾患（下垂体疾患、甲状腺疾患、副腎疾患、蛋白代謝疾患、糖代謝疾患等）及びビタミン欠乏症について理解させる。

キについては、泌尿・生殖器疾患の概要と主な泌尿・生殖器疾患（糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、腎盂腎炎、膀胱炎、腎尿路結石症等）について理解させる。

クについては、感染症の概要と主な感染症（猩紅熱、インフルエンザ等）のほか、体液を介して起こる感染症についても扱う。

ケについては、免疫疾患や膠原病の概要及び主な免疫疾患や膠原病（全身性エリテマトーデス、全身性皮膚硬化症、関節リウマチ、ベーチェット病等）について理解させるとともに、小児科疾患についてもその概要及び主な疾患（先天異常、麻疹等）について理解させる。

(4) リハビリテーションの一般

ア リハビリテーションの概念と歴史

イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学

ウ 診察、評価、治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(4)については、リハビリテーションの位置付けと役割、リハビリテーションの過程などについて、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を交えて指導すると効果的である。

アについては、リハビリテーションの定義、歴史、分類、リハビリテーションチームについて理解させる。

イについては、医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学との違いに配慮しながらその内容を理解させるとともに、障害の概念、リハビリテーション医学の対象についても理解させる。

ウについては、診察・評価の意義、障害の評価、診察・評価の実際、治療計画、記録の意義、記録方法について理解させる。

エについては、力と仕事の原理、関節の運動、脊柱の運動、上肢の運動、下肢の運動、正常歩行と歩行の異常、運動と神経機能について理解させる。

(5) 主な疾患のリハビリテーション

ア 整形外科疾患

イ 関節リウマチ

ウ 片麻痺^ひ

エ 脳性麻痺^ひ

オ 脊髄損傷^{せき}

(5)については、主要疾患ごとにリハビリテーション医学の立場で、障害発生から社会復帰までの全過程の概要を理解させる。その際、保健理療の意義と役割を踏まえて指導することが大切である。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アについては、主な対象疾患、医学的管理とリスク管理、理学療法、リハビリテーションに関与する理学療法士や看護師等の他のスタッフによるケア、アフターケアについて理解させる。

イからオについては、医学的管理とリスク管理、理学療法、リハビリテーションに関与する理学療法士や看護師等の他のスタッフによるケア、アフターケアについて理解させる。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

内容については、保健理療との関連を考慮して、現代医学の立場から取り扱うように構成してある。

アについては、現代医学の体系を踏まえて指導するが、内容の(1)、(2)、(3)は、「臨床保健理療」、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」との関連を考慮して取り扱う。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、あん摩・マッサージ・指圧と直接かかわりの深い事項に重点を置き、実習との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等についての概要を理解させるようにすること。オについては、代表的な治療法の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断の概要を扱い、あん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)については、現代医学の立場から各系統別疾患の概要を扱い、それぞれの代表的な疾患の原因、症状及び治療法の基礎的な知識を習得できるようにすること。

エ 内容の(4)については、チーム医療としてのリハビリテーションの基本的な事項について症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り

入れて指導すること。

オ 内容の(5)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、保健医療と直接かかわりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。

内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、診察法のうち、問診法、触診法、聴診法に重点を置いて取り扱う。検査法については、徒手による整形外科的検査の実習を、「保健医療基礎実習」で取り扱い、神経学的検査法及び運動機能検査法については、実際的な理解を促すために「保健医療基礎実習」との関連を考慮して取り扱う。生理学的検査、画像診断及び生化学的検査は、その概要を取り扱うにとどめる。治療法のうち物理療法については、基礎知識にとどまらず、リスク管理についても取り扱い、実習については、実際的な理解を促すために「保健医療基礎実習」との関連を考慮して取り扱う。臨床心理については、「臨床保健医療」の内容の(1)と関連付け、施術対象者の心理と対応の仕方を中心に、カウンセリング、心理療法の概要を取り扱う。

イについては、日常の施術において対象になりやすい疼痛について重点的に指導する。

ウについては、日常遭遇しやすい疾患に重点を置いて指導する。

エについては、リハビリテーション医療を担う各専門職種の業務内容と役割を、具体的事例を通して指導する。また、リハビリテーション医療と理学療法場面に関連の深いものを重点的に取り扱う。さらに、内容の(4)のエについては、「人体の構造と機能」の内容の(2)のアとの関連に配慮して指導する。

オについては、リハビリテーション分野の地域医療や在宅ケアで遭遇しやすい理療とかわりの深い整形外科疾患や片麻痺のリハビリテーションについて重点的に取り扱う。

[基礎保健医療]

① 目 標

1 目 標

東洋医学の概念、あん摩・マッサージ・指圧施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

この科目では、あん摩・マッサージ・指圧施術の背景となっている長い伝統と経験から成り立っている東洋医学の概念を理解させるとともに、あん摩・マッサージ・指圧施術の基礎となる科学的治効理論を明らかにして、あん摩・マッサージ・指圧施術のもつ意義の重要性を理解させ、施術を効果的に行うことができるようにすることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 東洋医学の基礎

ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臟腑^{ぶつ}経絡論
エ 気血，營衛，津液 オ 病因 カ 証

(1)については、近代科学とは異なり、長い伝統と経験から成り立っている東洋医学が、科学的思考だけでは理解が難しい面もあるので、できるだけ生活に密着した事例を取り上げるなどして具体的に指導することが大切である。

アについては、東洋医学が、自然と人間が一体であるという自然観に基づいて成り立っており、病人を全体的にとらえ、調和のとれた健康体へ戻そうとする考え方であることを理解させる。

イについては、古代中国の人たちが、日常生活の中から生み出した考え方である陰陽五行論を理解させる。ここでは、陰陽論の基本概念、陰陽論の人体への応用、五行論の基本概念、五行論の医学的応用などについて指導する。

ウについては、臟腑論の概要、六臟六腑、特に脾や腎のように現代医学における同名の内臓とはかなり異なった扱いをしている臓、または心包や三焦のように現代医学では存在していない臓腑について重点を置いて指導する。また、経絡論では、経絡論の概要、経絡の概念、十二経脈及び奇経八脈の名称などを指導する。

エについては、気と血の概念、気血と營衛のとらえ方の違い、津液又は痰水の概念、津液と血の関係などを指導する。

オについては、現代医学の病因論との違いを考慮しつつ、内因、外因、不内外因について指導する。

カについては、病名と証の違いを考慮しつつ、証の概念、証の分類としての八綱弁証、陰陽虚实証、経病証などを指導する。

(2) 東洋医学の診断と治療

ア 診断 イ 治療

(2)については、診断と治療の概念の理解にとどまらず、実践できる能力と態度を養う。

アについては、東洋医学の診断の特徴、四診法の概要、望診、聞診、問診、切診、証の立て方について指導する。

イについては、本治法と標治法、補瀉法、鍼灸治療、手技による治療、湯液治療の概要などを指導する。

(3) 経絡と経穴

ア 臟腑^{ぶつ}経絡とその流注 イ 主な経穴

(3)については、長年集積されてきた経験医術としての東洋医学の根幹をなすもので

あり、経絡、経穴、その他の反応点の示す現象を正確にとらえる能力を養う。

アについては、経絡の走行、連結、分布、経絡の表裏関係、流注の順序、臓腑と経絡の関係について指導する。

イについては、骨度法、同身寸法、十四経脈所属の経穴の名称と取穴部位、要穴などを指導する。

(4) 経絡、経穴と現代医学

ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(4)については、経絡、経穴を現代医学的な視点からとらえるようにする。

アについては、経絡、経穴に関する現代医学的研究の成果を取り上げる。イについては、電気特性、知覚異常などの反応点の現象と出現メカニズムやその意義、皮膚、皮下組織に見られる諸反応帯などを指導する。

(5) あん摩・マッサージ・指圧施術の概要

ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧

(5)については、あん摩・マッサージ・指圧による施術の定義とそれぞれの違いなどを指導することにより、あん摩・マッサージ・指圧施術を効果的に行うことができる能力を養う。

アについては、基本手技とその応用を指導し、古法あん摩にも触れる。

イについては、基本手技とその応用を指導し、結合織マッサージなどにも触れる。

ウについては、指圧の三原則や基本手技とその応用を指導し、カイロプラクティックなど、その他の手技による療法にも触れる。

(6) あん摩・マッサージ・指圧施術の治効理論と関連学説

ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説

(6)については、科学的思考に立ってあん摩・マッサージ・指圧施術をとらえる態度を養い、さらに研究の必要性を実感させる。

アについては、皮膚感覚の受容器と神経線維、骨格筋の受容器と神経線維、神経伝達、経路反射などについて指導する。

イについては、組織、器官、自律神経、体液、免疫機構などへの影響を指導する。

ウについては、刺激の定義、刺激の種類、生体反応としての調整作用、鎮痛、興奮、鎮静、防御、免疫、消炎作用などについて指導する。

エについては、サイバネティクス、ホメオスタシス、ストレス学説、レイリー現象、圧自律神経反射、鎮痛学説などについて指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、保健理療に対する研究的な態度を培うようにすること。

イ 内容の(1)から(4)までについては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連を重視して扱うこと。

ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、あん摩・マッサージ・指圧の臨床効果という観点から指導すること。また「人体の構造と機能」との関連を考慮して扱うこと。

この科目は、「臨床保健理療」の基礎として位置付けたものである。

アについては、あん摩・マッサージ・指圧に関する具体的な研究成果を取り上げることによって、保健理療に対する興味や関心をもたせ、研究的な態度を培うように指導することが大切である。

イについては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連を重視し、長い生活体験から生み出された自然観の重要性を踏まえ、科学的に解明されていないことと科学的でないこととの違いを理解させることが大切である。

ウについては、「人体の構造と機能」で学習した内容や経絡、経穴に関する現代医学的研究の成果などを基に、あん摩・マッサージ・指圧施術の臨床効果を科学的に理解できるように指導する。また、あん摩・マッサージ・指圧施術の治効理論が科学的に解明されていない部分については、その解明の必要性に重点を置いて指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。

イ 内容の(3)のイについては、あん摩・マッサージ・指圧の臨床でよく活用される経穴に重点を置いて指導すること。

ウ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床においてあん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否についても指導すること。また、諸外国における徒手による施術法の概要についても扱うこと。

エ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

内容の範囲や程度については、科目内での重複を避けながら、一科目としての一貫性をもたせて指導する。

アについては、切診に重点を置いて指導するが、特に脈診の実習を通して、人により、または、手技によって脈が変わることを実感させる。

イについては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連性を重視するとともに、実習を取り入れながら指導する。

ウについては、実践力に結び付くよう「保健理療基礎実習」との関連を考慮して指導する。

エについては、「人体の構造と機能」との関連を考慮して、具体的に理解できるように指導する。

[臨床保健理療]

① 目 標

1 目 標

診察に基づいて、あん摩・マッサージ・指圧施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、東洋医学と現代医学の立場から内容を有機的に関連させ、保健理療施術の対象となる主な症状についての患者への対応、診察法や治療法、患者の生活管理などを具体的に理解させ、実践できるようにすることを目指している。また、保健理療施術の適否を判断して、その対応を常に配慮しながら施術できる能力と態度を養うことも目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 臨床保健理療の基礎

ア 臨床保健理療の意義と役割

イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(1)については、あん摩・マッサージ・指圧の臨床における施術者としての基本的な考え方、在り方を理解させる。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 経験医術の特徴と社会からの期待,
- ② 治未病の現代社会における役割, ③ 現代医学との併用の意義と役割,
- ④ 施術対象, ⑤ 施術法の種類

イでは、以下の事項を中心に指導する。

- ① 施術対象者の心理, ② 施術者として必要な条件,
- ③ インフォームド・コンセント

(2) 東洋医学における診断，治療の原則

ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録

(2)については，東洋医学における診断，治療の原則を理解させ，施術を行うことができるようにし，体性系症状に対する施術や，生体の調節力に対する施術，未病の徴に対する施術などを身に付けるように指導する。

アでは，基本的には現代医学の体系によって診察を行い，そこに生体の微妙なバイタルサインを把握しようとする四診法の特色が生かせるように，以下の事項に留意して指導する。

- ① 切診については，あん摩・マッサージ・指圧施術で最も特徴的な診察法であるから十分に活用できるよう具体的に扱う。
- ② 脈診については，祖脈を指導する。
- ③ 東洋医学の診断である病証については，臓腑経絡系の立場から臓腑病証，経絡病証を基本として指導する。
- ④ 施術の適否と限界，予後の判定，リスク管理などについても指導する。

イでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 治療計画の立て方，② 治療法の組立て方，③ 治療効果の判定，④ 他の治療法及び健康法との関連

ウでは，治療が生体の調節力（自然治癒力）に対する施術，症状に対する施術，そして自覚されていないけれども不調の状態にある未病の徴に対する施術からなることを明確に理解させた上で，以下の事項を指導する。

- ① 刺激による生体反応の起こり方（局所反応，遠隔部反応，全身反応），
- ② 治療手順
 - (ア) 生体の調節力を高める治療を最初に行うことで，続いて行われる治療の効果が高くなること。
 - (イ) 調節力を高める治療を最後に行うことにより，それまでに行われた治療の反応を好ましい方向に整え，自然治癒力の高まった状態をつくれること。
- ③ 基本的な施術原則
 - (ア) 生体の調節力を高めるための施術原則
 - (イ) 未病を治するための施術原則
 - (ウ) 症状に対する施術原則

エでは，以下の事項を中心に指導する。

- ① POS，② カルテ記載の仕方，③ 各種検査記録，④ 各種評価表，⑤ 紹介状の書き方，⑥ 記録の保存とカルテ管理

(3) 健康とあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 健康観と疾病観
イ 健康の保持増進のためのあん摩・マッサージ・指圧施術
ウ 生活習慣病予防のためのあん摩・マッサージ・指圧施術
エ その他の健康療法

(3)については、健康を保持増進するために、あん摩・マッサージ・指圧施術がどのようにかかわることができるかを理解させる。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

① 健康の成立条件，② 社会構造の変化と健康概念，③ 未病の概念
イでは、以下の事項を中心に扱う。

① 日本人の健康状態，② 鍛錬療法と調整療法，③ 未病の徴，
④ 未病を治するあん摩・マッサージ・指圧施術

ウでは、本態性高血圧症，糖尿病，心臓疾患，呼吸器疾患などの代表的な生活習慣病を取り上げ，予防の観点重視し，以下の事項を指導する。

① 生体の調節力を高める治療，② 未病を治する治療

エでは、健康の保持増進を促す観点から，以下の事項を指導する。

① 運動法，② 食事法，③ 酒など嗜好品の好ましい使い方

(4) 主な症状のあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 頭痛	イ 肩こり	ウ 肩関節痛	エ 頸肩腕痛
オ 腰痛	カ 腰下肢痛	キ 膝痛	ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労	コ その他の症状		

(4)については、「生活と疾病」での診察法を基本とした各症状の病態生理，軽快因子，増悪因子が，治療法選択の重要な判断材料となるので，これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では，肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため，従前の「イ 肩こり，肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また，「筋疲労」については，治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからケの各症状について，以下の事項を順序立てて，生体観察を取り入れて具体的に指導する。

- ① 診察（圧痛点の部位，筋緊張の部位，症状部位と経絡等）
- ② 治療法，適応と不適応，治療の限界，治療計画等
- ③ リスク管理，専門医への紹介等

なお，コについては，「生活と疾病」の内容の(2)のコで取り上げた症状を中心に指導する。

(5) 主な疾患のあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 筋筋膜炎， <small>けんしんしょう</small> 腱鞘炎	イ <small>ねんご</small> 捻挫， <small>きゅう</small> 脱臼，骨折	
ウ 関節リウマチ	エ 片麻痺	オ その他の疾患

(5)については、「生活と疾病」での学習を基本とした各疾患及びその症状の病態生理，軽快因子，増悪因子が，治療法選択の重要な判断材料となるので，これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アからオの各疾患については、以下の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に指導する。

- ① 診察（圧痛点の部位，筋緊張の部位，疾患及び症状部位と経絡等）
- ② 治療法，適応と不適応，治療の限界，治療計画等
- ③ リスク管理，専門医への紹介等

イでは、脱臼，骨折の患部への施術が法的な制限行為であることを考慮し，これらの後遺症に対する施術方法を中心に指導する。

なお，オについては，「生活と疾病」の内容の(3)で取り上げた疾患のうち，あん摩・マッサージ・指圧施術による有効性が高いものを中心に指導する。

(6) 高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 高齢者の心身機能の特徴

イ 高齢者の主な症状に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

ウ 要介護・要支援高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

(6)については、高齢者にとって、快適な日常生活を維持し、QOLの向上を図る上で体調の調整維持療法としてのあん摩・マッサージ・指圧施術の果たす役割が大きいこと、介護を必要としない体調の維持が重要であることなど、社会の要請を十分に理解して対応できるよう指導する。

今回の改訂では、介護保険の対象に要支援者も含まれることから、従前の「要介護高齢者」を「要介護・要支援高齢者」に改めた。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 老化の機序，② 高齢者の身体的特徴，③ 高齢者の心理的特徴

イでは、認知症，排尿・排便機能，咳・痰，動悸・息切れなどを中心に，各症状の病態，軽快因子，増悪因子が，治療法選択の重要な判断材料となるので，これらをまとめて取り上げるとともに，以下の事項を順序立てて，具体的に指導する。

- ① 診察（圧痛点の部位，筋緊張の部位，症状部位と経絡等），
- ② 治療法，適応と不適応，治療の限界，治療計画等，
- ③ リスク管理，専門医への紹介等

ウでは，イを基本として以下の事項を中心に扱う。

- ① 要介護・要支援者の運動機能，② 臥床者の褥創予防，
- ③ 各器官の機能維持を配慮した診察と治療

(7) スポーツ領域におけるあん摩・マッサージ・指圧施術

ア スポーツ障害・外傷の一般

イ スポーツ障害・外傷の予防と管理

ウ 主なスポーツ障害・外傷のあん摩・マッサージ・指圧施術

(7)については、健康な心身を保持増進するために注目される分野である。市民スポーツが広がりを見せている一方、アマチュア、プロフェッショナルを含めてレベルの高い競技スポーツも盛んになっている。この中であん摩・マッサージ・指圧は、スポーツを行う人の体調を整える上で有効であることから、スポーツ領域におけるあん摩・マッサージ・指圧施術の新たな発展が期待される場所である。これらの点を踏まえた指導が必要である。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① スポーツ医学の役割, ② スポーツ障害・外傷の定義,
- ③ スポーツ障害・外傷の分類,
- ④ 部位別のスポーツ障害・外傷 (野球, テニス, 中・長距離走等のスポーツ活動によるオーバーユース障害を中心に),
- ⑤ スポーツ障害・外傷に対する応急手当

イでは、あん摩・マッサージ・指圧が、自律神経機能の調節作用を高めることにより、スポーツ選手のコンディションづくりに力を発揮する施術であることを理解させる観点から、以下の事項を中心に扱う。

- ① 筋疲労と筋肉痛の除去, ② 筋緊張の緩解と筋柔軟性の獲得,
- ③ 筋力の増強, ④ 心身の調整, ⑤ スポーツ前後の処置

ウでは、あん摩・マッサージ・指圧による施術を行う場合、単に症状に対する治療のみでなく、生体の調節力を高める治療、未病に対する治療を総合して行うことが健康度を高める上で重要であることを理解させる。また、「生活と疾病」の内容の(3)のアで取り扱う障害・外傷を中心に、以下の事項を指導する。

- ① スポーツ障害・外傷に対する治療, ② 適応と不適応,
- ③ 治療の限界, ④ 他の医療分野との関連, ⑤ 応急処置

(8) 産業衛生におけるあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 仕事と健康

イ 事業所内あん摩・マッサージ・指圧従事者の業務と役割

ウ 主な職業起因性症状のあん摩・マッサージ・指圧施術

(8)については、不特定多数の対象ではなく、企業等の特定された対象集団において健康管理を適切に行うことができるような指導が必要である。この場合、企業内等において健康管理を行ういわゆるヘルスキーパー（企業内理療師）として信頼されるためには、施術に関する優れた知識や技術とともに、社会性や豊かな人間性などが求められるので、これらの点についての指導を行うことが大切である。

アでは、「疾病の成り立ちと予防」の内容の(2), (3), (4)の学習を基礎に、以下の事項を中心に扱う。

- ① 職場とストレス, ② 仕事と疲労

イでは、ヘルスキーパーの業務と役割を理解させる観点から、以下の事項を中心に扱う。

- ① 職場のストレス病, ② 物的環境要因と身体的疲労の一般的な対策,

③ 職場における身体的疲労の一般的な予防策

ウでは、ヘルスキーパーが遭遇しやすい主な職業起因性症状として頭痛、肩こり、肩の痛み、不眠、イライラ、目の疲れ、胃腸の不調、腰痛、膝痛、冷えなどを取り上げ、それぞれについて、以下の事項の概要を指導する。

- ① 発症メカニズムの分析法、
- ② 発症メカニズムによるあん摩・マッサージ・指圧施術の用い方、
- ③ 自己管理法（セルフケア）

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。

イ 指導に当たっては、「保健理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

内容は、「生活と疾病」、「基礎保健理療」などとの有機的な関連を図りながら、診察から治療に至るまでの過程を理解できるように構成してある。したがって、各科目の指導の実態をよく把握して授業の構成を組み立てる必要がある。現代医学と東洋医学の知識を生かし、生徒が興味・関心を高めることができるように、指導内容・方法を工夫することが大切である。

アについては、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」、「保健理療基礎実習」等で学んだ知識を総合し、生体の機能異常を的確に診察し、適切な治療を行い、必要な対策を講ずる知識を体系的に指導する。また、あん摩・マッサージ・指圧は、診察、治療の両面にわたり東洋医学の経験的知恵と現代医学の科学的知識を有機的に総合したものであり、生体が本来もっている調節力を主体としていることが大きな特色であることを理解させる。

イについては、本科目での学習が、「保健理療基礎実習」の(4)における実習場面で実践され、「保健理療臨床実習」へと進んでいくことを踏まえ、指導の一貫性を高めることが大切である。そのためには、本科目と実技実習との指導内容の関連性を十分に考慮し、指導者間の連携を密にしたり、ティーム・ティーチングを取り入れたり、時間割上の指導時間の設定を工夫したりすることなどが必要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。

イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。

ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法の概要も含めて扱うこと。

エ 内容の(6)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて扱うこと。

オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

(2)については、現代医学が診断を中心とした医学であるのに対して、あん摩・マッサージ・指圧は治療学が中心であることを踏まえ、治療技術を身に付けることで臨床実習活動への参加がスムーズにできるように配慮して指導する。

アについては、「生活と疾病」の内容の(1)のキの学習を基礎とし、また、「医療と社会」の内容の(4)との関連に留意しながら、子どもから高齢者まで幅広い年齢層にわたって信頼されるような態度、行動、言葉遣いなどを身に付けるように指導する。

イについては、他の治療学には見られない特色のあるところであるから、十分にその意味を理解し、具体的に実践できるよう指導する。

ウについては、「生活と疾病」における指導との関連を十分に考慮し、本科目では主な症状や疾患に対して適切なあん摩・マッサージ・指圧施術を行うという観点から扱い、一貫した指導を行うようにする。また、健康指導、生活指導、応急処置の方法等についても「生活と疾病」との関連を踏まえて指導する。ここで取り上げる症状、疾患は、日常臨床上遭遇することが多いので、十分な指導が必要である。

エについては、人口の急激な高齢化、在宅介護の必要性などから施術対象となるケースが多くなることが考えられる。重度な医療的対処が必要な患者よりも、軽症、未病の段階においてこそあん摩・マッサージ・指圧の力を発揮する場がある。したがって、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについて理解を深めることが大切である。

なお、地域の実態により、あん摩・マッサージ・指圧施術者が担当する対象も変わる可能性がある。それぞれの学校で生徒の卒業後の状況を考え、指導内容を検討する必要がある。

オについては、スポーツ障害・外傷への対応の一つとしてテーピングの基本的事項に指導の重点を置くとともに、スポーツ障害・外傷の予防と管理では、オーバーユース症候群、捻挫、肉離れに対する予防・管理の基本を指導する。また、生徒の進路希望に応じて、更に学習できるよう配慮することが大切である。

[地域保健医療と保健医療経営]

① 目 標

1 目 標

現代社会におけるあん摩・マッサージ・指圧の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、保健医療経営の実践的な知

識を習得させる。

この科目は、高齢化が進み、生活習慣病が急増する現代社会に焦点を当て、健康上に課題をもつ人々を、地域の中で支援することの大切さを学ぶとともに、地域医療、地域福祉におけるあん摩・マッサージ・指圧業務の意義と役割を理解し、併せて、施術所の現代的経営の在り方を考える能力を養うことを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 保健理療と社会

- ア あん摩・マッサージ・指圧の業務と開業
- イ あん摩・マッサージ・指圧と医療・福祉制度
- ウ 諸外国における徒手による施術

(1)については、地域医療の概念及び在宅医療、在宅福祉の現状を指導するとともに、その枠組みの中で、あん摩・マッサージ・指圧業務が担う意義と役割を、チーム活動の重要性を含め、実践事例を紹介するなどして具体的に取り扱う。また、諸外国においても徒手による施術が地域医療に貢献している事例を取り上げる。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 地域医療の一般概念、② 地域保健理療の背景、
- ③ 地域保健理療を実践する視点、
- ④ 地域におけるあん摩・マッサージ・指圧業務の意義と在り方

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 地域における保健・医療・福祉の歩み、
- ② 地域における保健・医療・福祉制度の概要、
- ③ 地域における保健・医療・福祉制度とあん摩・マッサージ・指圧業務

ウについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 欧米における徒手による施術と地域医療、
- ② その他の地域における徒手による施術と地域医療

(2) 高齢社会の現状と課題

- ア 高齢社会の現状と課題への対応
- イ 高齢者介護と社会保障制度

(2)については、保健・医療・福祉制度改革の背景となった高齢社会の現状及び諸課題を概観した上で、介護保険制度の概要とともに、この制度とあん摩・マッサージ・指圧業務との関係について取り扱う。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 高齢社会の現状、② 健康上の課題とその対応、③ 社会的課題とその対応
- イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 高齢者介護の現状, ② 介護保険制度の概要,
- ③ 介護保険制度とあん摩・マッサージ・指圧

(3) あん摩・マッサージ・指圧と経営

- ア 経営の一般 イ 施術所の開設準備と諸制度
- ウ 経営の管理と運営 エ 経営の展開と実際

(3)については、施術所経営に必要な経営学一般の基本的事項とともに、施術所開設の企画から業務管理・運営に至る一連の過程を、関係法規等で学習した内容と関連付けながら具体的に理解し、応用力を付けることができるよう指導する。

今回の改訂では、より経営の応用力を培う観点から項目を見直し、従前の「イ 施術所の設置と運営」、「ウ 経営の管理と経営分析」を「イ 施術所の開設準備と諸制度」、「ウ 経営の管理と運営」、「エ 経営の展開と実際」に改めた。

アについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 経営学の基本概念, ② 施術所経営の特性

イについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 経営理念と運営方針の検討, ② 開業地選定と需要分析,
- ③ 事業計画と資金計画, ④ 資金調達計画と融資制度,
- ⑤ 施術所の構造と施設・設備, ⑥ 健康保険の取扱い, ⑦ 従業員の雇用と待遇,
- ⑧ 施術所の開設届けと保健所検査, ⑨ 開院と広告・宣伝,
- ⑩ 介護保険制度下における治療院経営

ウについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術記録の管理, ② リスク管理と事故賠償保険, ③ 労務管理と従業員教育,
- ④ 総合管理と営業分析,

エについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 保健医療福祉機関との連携, ② あん摩・マッサージ・指圧業務と税金

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

内容については、在宅要介護高齢者や在宅療養者の急増する地域におけるあん摩・マッサージ・指圧業務の役割と施術所経営の現代的在り方を理解し、考えながら学習できるように構成してある。取扱いに当たっては、公衆衛生の考え方を踏まえつつ関係の科目との関連を重視するとともに、施術所経営のみならず、すべての進路にわたって、地域保健医療の理念の重要性が、具体的に理解できるよう配慮することが大切である。

アについては、「医療と社会」の内容の(2)及び「生活と疾病」の内容の(1)との関連に特に留意する。また、内容の(3)については、「保健理療臨床実習」の内容の(2)のウとの関連において、体験的に学習できるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、諸外国における徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、保健理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

(2)については、地域保健理療の基本理念を理解した上で、それをあん摩・マッサージ・指圧の業務に応用する能力を養う観点を重視し、取り扱う内容は、原則的な範囲にとどめるとともに、基礎的・基本的事項の確実な定着を図ることが大切である。

アについては、特に、欧米におけるオルタナティブ・メディシン、コンプリメンタリー・メディシンにおける徒手による施術の社会的な位置付けを中心に扱う。

イについては、経営学一般の基本的事項を踏まえた上で、地域保健理療を実践する観点を重視し、施術所経営の企画から業務管理に至る具体的な過程を、「保健理療臨床実習」の内容の(2)のウとの関連を図りながら、体験的な学習を取り入れるとともに、生徒自らにも考えさせる指導が大切である。また、地域医療や地域福祉と施術所経営との関連についても扱うようにする。

[保健理療基礎実習]

① 目 標

1 目 標

あん摩・マッサージ・指圧に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

この科目では、あん摩・マッサージ・指圧施術の導入として、施術者としての基本的な態度・習慣を身に付けさせることと、あん摩・マッサージ・指圧実技の基本を確実に身に付けさせることを目標に置いている。また、臨床実習への導入の段階では、代表的な症状や疾患に対する施術が、評価と理論に基づいて、応用療法とともに、適切に行うことができるようにするための基礎的・基本的技能の育成を目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) あん摩・マッサージ・指圧施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際

イ 施術上の注意

(1)については、あん摩・マッサージ・指圧の施術を行う上で基本となる施術室の管理と清潔保持の態度及び施術上注意すべき事項について取り扱う。また、施術者としての心構え、患者等に対する接し方の基本についても指導する。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 施設・設備の管理の実際、② 衛生上の管理と清潔保持の実際、
- ③ 施術用具の管理と取扱いの実際

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 施術に必要な消毒及び滅菌の実際、
- ② 施術に必要なリスク管理の実際と施術過誤の実態

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(2)については、あん摩・マッサージ・指圧の各基本手技について取り扱うとともに、カイロプラクティックなど、その他の徒手による療法、運動法及びテーピングの基本についても指導するよう配慮する。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 基本手技（按撫法，揉捏法，圧迫法，振戦法，叩打法，曲手，運動法）
- ② 座位のあん摩（頸部，肩上部，肩甲部，背部，上肢部，頭部，顔面部）
- ③ 側臥位のあん摩（頸部，肩上部，肩甲部，背腰部，仙骨部，殿部，上肢・手部，下肢・足部，頭部，顔面部）
- ④ 腹臥位のあん摩（背腰部，仙骨部，殿部，下肢部，足底部）
- ⑤ 背臥位のあん摩（前胸部，乳房，腹部，下肢部，顔面部）

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 基本手技（軽擦法，揉捏法，圧迫法，振戦法，強擦法，按捏法，叩打法）
- ② 上肢のマッサージ（手指，手部，手関節，前腕，肘関節，上腕，肩関節）
- ③ 下肢のマッサージ（足指，足部，足関節，下腿，膝関節，大腿，殿部，股関節）
- ④ 背腰部のマッサージ（腰部，背部，肩甲部）
- ⑤ 頸肩部のマッサージ（肩甲帯，肩上部，頸部）
- ⑥ 胸腹部のマッサージ（前胸部，肋間部，乳房，腹壁，腹部内臓）
- ⑦ 顔面部のマッサージ（表情筋，咀嚼筋，顎関節）
- ⑧ 結合織マッサージの基本手技（反射帯の検査法，擦過軽擦，カギ型軽擦）
- ⑨ 運動法の基本（他動運動，自動介助運動，自動運動，抵抗運動，伸張運動）

ウについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 基本手技（押圧の三原則，押圧の強弱段階，通常圧法，緩圧法，持続圧法，吸引圧法，衝圧法，振動圧法，運動法）
- ② 伏臥指圧法（背腰部，仙骨部，殿部，下肢部）

- ③ 仰臥指圧法（胸部，腹部，上肢部，下肢部，頭部，顔面部）
- ④ 正座指圧法（頸部，肩上部，上肢部）

(3) あん摩・マッサージ・指圧応用実技実習

- ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用
- ウ 物理療法の応用

(3)については、代表的な症状や疾患の評価・測定の方法及び理学的検査法の実際を扱うとともに、あん摩・マッサージ・指圧施術に応用する運動療法及び物理療法の実際について指導する。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① バイタルサインの測定の実際，② 関節可動域検査の実際，
- ③ 徒手筋力検査の実際，④ 肢長・周径測定の実際，⑤ 反射検査の実際，
- ⑥ 片麻痺機能評価の実際，⑦ 腰の痛みに対する理学的検査の実際，
- ⑧ 主な関節の痛みに対する理学的検査の実際，
- ⑨ 下肢の痛みに対する理学的検査の実際，
- ⑩ 頸肩腕痛に対する理学的検査の実際

イでは、以下の事項を中心に取り扱うが、各学校の状況に応じ、関節モビリゼーション、PNF等の実際についても指導するよう配慮する。

- ① 関節可動域訓練の実際，② 筋力増強訓練の実際，
- ③ 筋弛緩訓練と筋ストレッチングの実際，④ 片麻痺の機能回復訓練の実際，
- ⑤ 腰の痛みに対する運動療法の応用，
- ⑥ 主な関節の痛みに対する運動療法の応用，
- ⑦ 下肢の痛みに対する運動療法の応用，⑧ 頸肩腕痛に対する運動療法の応用

ウでは、以下の事項を中心に取り扱う。具体的に赤外線療法，ホットパック療法，極超短波療法，超音波療法，低周波療法，頸椎及び腰椎牽引療法，テーピングの実際について指導する場合は、施術過誤も含めて取り扱う。

- ① 温熱・水治療法の実際，② 光線療法の実際，③ 電気療法の実際，
- ④ 牽引療法の実際

(4) あん摩・マッサージ・指圧総合実技実習

- ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

(4)については、臨床実習入門として、あん摩・マッサージ・指圧施術への多様なニーズに適切に対応できる実践感覚を養う観点から、理論と実技とを総合する態度の定着を図るとともに、あん摩・マッサージ・指圧実技と応用実技とを総合した施術が実践できるよう体験的に指導する。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 総合施術の基本原則（有熱時に対する施術原則，局所炎症に対する施術原則，関節拘縮に対する施術原則，体性神経症状に対する施術原則，自律神経症状に対

する施術原則，虚・実と補・瀉），

② 患者面接の実際，③ 現代医学的な診察と施術の構成，

④ 東洋医学的な診察と施術の構成，⑤ リスク管理の実際

イについては，以下の事項を中心に取り扱う。

① 健康の保持増進のための総合施術，

② 主な症状（頭痛，肩こり，腰痛，膝痛など）に対する総合施術，

③ 主な疾患（片麻痺，腱鞘炎，捻挫の後遺症など）に対する総合施術，

④ 要介護高齢者に対する総合施術，⑤ スポーツ領域における総合施術，

⑥ 産業衛生における総合施術

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては，「生活と疾病」，「基礎保健理療」及び「臨床保健理療」との関連を重視し，現代医学と東洋医学の両面から，病状を総合的に把握して，実際的な施術ができるようにすること。

イ 内容の(1)については，この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。

内容の構成は，あん摩マッサージ指圧師の臨床・臨地領域で扱われる施術の基本が系統的かつ総合的に学習できるよう配慮してある。取扱いに当たっては，理論と実技の総合化を図る考え方を養う観点から，実習以外の科目との関連に十分留意することが大切である。また，この科目の基礎段階は，基本実技を反復練習する内容であるので，生徒が，常に技術習得への意欲をもって学習に取り組むことができるよう指導方法を工夫することが必要である。例えば，体表観察や各種の徒手による施術法を織り交ぜるなどして授業の展開に変化をもたせたり，基礎実技の評価基準を創意工夫し，学習の到達度を客観的に示したりすることなどが考えられる。

アについては，特に，「生活と疾病」の内容の(1)，(2)及び(5)，「基礎保健理療」の内容の(2)，(5)，「臨床保健理療」の内容の(3)から(8)との関連に留意して指導する。

イについては，施術者としての資質の基本が習慣化されるように，この科目において指導を徹底することはもとより，学校生活の全般を通じて，指導に当たることが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，消毒法の実際に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については，運動法の基本等についても扱うこと。

ウ 内容の(3)のア及びイについては，片麻痺の評価及び機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。

エ 内容の(4)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床保健理療」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

内容の範囲や程度については、施術者としての態度及び実技に関する基本的事項に重点を置くとともに、あん摩・マッサージ・指圧に対する社会の多様なニーズに対応できる技能の基本が習得できるよう配慮する。

アについては、皮膚感染に関する具体的な事例を取り上げながら消毒の重要性を理解させた上で、特に、施術前後における手指消毒を習慣化させる。

イについては、各学校ごとの指導態勢や生徒の状況等を考慮しつつ、カイロプラクティックなどその他の徒手による療法、テーピングの実際についても取り扱うよう配慮する。また、短時間で行うあん摩・マッサージ・指圧への需要が増大していることを踏まえ、マッサージ用の専用いすを使ったあん摩・マッサージ・指圧施術についても指導することが必要である。

ウについては、地域において、片麻痺による高齢者の介護及び医療の需要が急増している社会背景を踏まえ、片麻痺に対する機能評価と機能回復訓練に関する基本的技能を指導することが大切である。

エについては、臨床実習入門としての位置付けであることを踏まえ、地域の施術所での受療体験、模擬臨床実習の実施、校内臨床室での実習補助など、体験的に学習できる機会の確保に努め、施術の実践感覚を身に付けるとともに、代表的な症状・疾患に対する施術への理解を図る。

[保健理療臨床実習]

① 目 標

1 目 標

あん摩・マッサージ・指圧に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う実践的能力と態度を育てる。

この科目は、臨床において、あん摩・マッサージ・指圧に関する知識と技術を総合した施術を行うことのできる実践的能力を養うとともに、あん摩・マッサージ・指圧業務の意義と役割を体験的に理解させることにより、プライマリ・ケアの一翼を担う職業人としての基本的態度を確立することを目指している。

今回の改訂では、臨床において適切で効果的な施術を行うために臨床的な実践力が求められることから、従前の「施術を適切かつ効果的に行う能力」を、「施術を適切かつ効果的に行う実践的能力」に改めた。

② 内 容

2 内 容

(1) 校内実習

- | | |
|--------------|---------|
| ア 施術者と施術対象 | イ 施術の実際 |
| ウ カルテの記載と管理 | エ 症例検討 |
| オ 模擬患者との面接実習 | |

(1)については、施術者としての基本的な態度を実践的・具体的に指導するとともに、あん摩・マッサージ・指圧施術に適した症例に対し、初期面接から施術終了までが完結できる技能を、体験的かつ段階的に指導する。また、カルテを記載して記録をとり、患者管理・リスク管理を行って、スムーズな外来施術が実現できるように指導する。医療面接を通じた症例検討などの指導により、患者の側に立った施術を学ばせる。

今回の改訂では、患者の権利意識の高まりや個人情報管理の徹底、患者と接する実践的な応用力育成などの観点から項目を見直し、従前の「ウ 資料の整理と症例検討」を「ウ カルテの記載と管理」、「エ 症例検討」、「オ 模擬患者との面接実習」に改めた。

アについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術者としての態度と心構え、
- ② 施術対象者（患者、健康の保持増進を目的とする施術対象者、子ども、高齢者などの取扱い）、
- ③ 取り扱う主な症状（頭痛、肩こり、肩関節痛、頸肩腕痛、腰痛、腰下肢痛、膝痛、高血圧、低血圧、筋疲労等）、
- ④ 取り扱う主な疾患（片麻痺、慢性関節リウマチ、筋筋膜炎、腱鞘炎、捻挫の後遺症等）

イについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施設・設備の点検、② 清潔の保持と消毒の実施、
- ③ 患者面接の実施、④ 診察・評価の実施と施術計画の立案、
- ⑤ 施術計画に基づいた施術の実施、⑥ 経過の観察と再評価の実施

ウについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術に関するカルテ記録の記入法、
- ② カルテ記録の保管と管理の方法

エについては、症例検討会などでの症例の検討を通して、病態の把握と治療の適切さを実践的に学ぶ。

オについては、生徒同士や模擬患者を使って模擬面接をするなど、実践的、臨床に即して行う。

(2) 校外実習

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| ア 校外実習の目的 | イ 校外実習の実際 | ウ 経営の実際 |
|-----------|-----------|---------|

(2)については、この授業の意義と目的を十分理解させた上で、保健、医療、福祉及び産業衛生などの領域における多様なあん摩・マッサージ・指圧業務の見学・実習を行うとともに、施術所経営に関する基礎的な知識や生徒個々の進路希望に応じた技術指導

についても取り扱う。

アについては、以下の事項を取り扱う。

- ① あん摩・マッサージ・指圧業務への理解の深化,
- ② あん摩・マッサージ・指圧従事者としての人間性, 社会性の育成,
- ③ 進路選択の動機付け

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 事前オリエンテーションの実施,
- ② あん摩・マッサージ・指圧施術所の見学・実習,
- ③ 病院・診療所の見学・実習, ④ 高齢者保健・福祉施設の見学・実習,
- ⑤ ヘルスキーパー業務の見学・実習, ⑥ 体験発表会の開催,
- ⑦ 生徒個々の希望進路に応じた技術指導

ウについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 施術所の見学・実習, ② 模擬経営実習

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などあん摩・マッサージ・指圧従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、实际的に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

内容については、あん摩・マッサージ・指圧業務への多様なニーズに対応できる基礎的な技能が体験的に習得できるように構成してある。取扱いに当たっては、インフォームド・コンセントを重視するなど、常に、患者や利用者の立場に立って施術を行う態度を習慣化させる指導が大切である。また、他の科目との関連のうち、内容の(2)では、「地域保健医療と保健医療経営」で扱う講義内容を实际的に体験できるよう配慮することが重要である。

アについては、「医療と社会」の内容の(4)と関連させるとともに、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などについて、校内実習と校

外実習の全過程にわたって指導を徹底することが大切である。また、患者の立場に立った実習の心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。

イについては、各学校に付置されている臨床実習室を、地域医療の一機関として機能させ、関連施設との間で、具体的なケースについて双方向の情報交換を行うなどの連携を図る体制を整えることが大切である。

ウについては、各学校が編成するカリキュラムにおいて、学校ごとの教育方針や生徒及び地域の実態等を考慮しながら、履修学年や授業時数の配当を弾力的に取り扱うことが大切である。

エについては、あん摩・マッサージ・指圧業務や生徒個々の進路希望との関連を考慮し適切な施設を選定するとともに、指導に当たっては、当該施設に対し、実際に体験できる機会が多く得られるよう理解と協力を求めながら、計画的に進めることが重要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。

イ 内容の(2)のイについては、多様なあん摩・マッサージ・指圧関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実地的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

内容の(1)の範囲や程度については、「臨床保健医療」の(4)に掲げた症状を有する症例を中心に扱うとともに、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについても具体的に指導する必要がある。また、内容の(2)のイについては、施設の見学・実習にとどまらず、生徒や地域の実情に応じ、寝たきり高齢者に対する在宅での施術を実施するなど、地域医療を体験的に学習できる機会を確保することも重要である。

アについては、臨床実習の習熟度に応じた全体の年間指導計画を作成するとともに、生徒の多様な臨床能力の実態に対応できるよう、きめ細かな指導を行う体制を整備することが重要である。

イについて、内容の(2)のイを、あん摩・マッサージ・指圧業務を幅広く理解するための学級・学年単位による施設見学と、進路希望に応じた個別の見学・実習に分け、履修時期を考慮して計画することが大切である。特に后者は、多様な価値観や経験をもつ人たちと触れ合う環境の中で自己を磨く貴重な機会であるから、十分な時間を確保できるよう配慮する。また、内容の(2)のウでは、臨床経験の豊富な人の講演会を開いたり、施術所見学や模擬経営実習を行ったりするなどして、施術所経営に関する具体的な知識を養うようにするとともに、生徒個々の進路希望に応じた実地的な技術指導も行うようにする。

[保健医療情報活用]

① 目 標

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、保健医療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

社会における情報化は、近年ますます発展し、身近なものになってきている。そこで、この科目では、コンピュータ等情報機器の操作方法、情報処理に関する基礎的な知識や技術の習得を図り、情報を活用する能力を育てるとともに、保健医療の分野においても適切かつ実践的・主体的に活用していく能力と態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(1)については、人間社会における情報の役割と種類、情報を得るためのコンピュータ等情報機器の活用や範囲、及び情報通信ネットワークの重要性を認識させ、高度情報社会における情報機器と情報の活用について理解させる。

今回の改訂では、従前の「ウ 情報の価値とモラル」を「ウ 情報通信ネットワーク」と改めた。ここでは情報通信ネットワークの進展についての理解を深めるようにし、生徒が情報通信ネットワークを活用するに当たって必要なセキュリティや身に付けるべき情報モラルについては、別項目で示すようにした。

アについては、日常生活における情報について、どのようなものが提供されているか、どのように蓄積され、処理されているのかなど、社会における情報処理の在り方について指導する。

イについては、コンピュータ等情報機器の種類や機能、特性及び社会の中での利用分野について扱う。

ウについては、情報通信ネットワークの種類や特徴について基礎的な事項を扱うほか、通信用アプリケーションの基本的な操作について指導する。

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(2)については、生活や産業における情報の価値を理解させるとともに、情報の意義と正しい利用の仕方、情報の不適切な利用とその影響について認識させ、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報を扱う際の責任や基本的なルールを具体的な事例を挙げて理解させ、情報社会に適切に参画していくために必要とされる望ましい態度や情報を扱う際に留意すべき基礎的な事項について指導する。

アについては、特に、情報の収集及び発信について、著作権の保護やプライバシーの保護等の観点から、情報を活用する者に課せられた責任やモラルについて指導する。

イについては、情報社会で安全に生活していくための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識などについて指導する。

(3) 保健医療と情報機器の活用

ア 保健医療における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報の管理 ウ 保健医療の現場における情報システム

(3)については、保健医療の分野でのコンピュータ等情報機器の利用及び個人情報管理の実際について、具体的な事例を通して理解させるとともに、情報を活用する能力と態度を育てるようにする。

アについては、保健医療における情報の意義及び保健医療活動におけるコンピュータの利用について指導し、コンピュータを利用することで、情報の共有化による患者サービスの向上が図られることを理解させる。

イについては、あん摩マッサージ指圧師の職務として患者のプライバシーを保護することの必要性を認識させ、個人情報のセキュリティ管理の方法を具体的に理解させる。

ウについては、保健医療の過程における情報の重要性を理解させ、コンピュータを利用してそれらの情報を適切に処理する方法について、例えば、データベースを利用した保健医療の施術計画の作成、臨床現場での患者管理、物品管理、勤務管理などの管理業務におけるコンピュータの利用について理解させる。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 保健医療に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、保健医療の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の保健医療に関する各科目と関連付けて指導すること。

アについては、ハードウェア・ソフトウェア両面にわたり、実際に扱うことでその機能や操作方法を習得させるよう配慮することが大切である。そのためにも、できるだけ実習の形態で授業ができるよう配慮する必要がある。その際、学校や生徒の実態に応じて、重点的な内容の取扱いをするなど、効果的な指導ができるように工夫する必要がある。

る。

また、あん摩マッサージ指圧師の業務において、どのような情報が扱われているのか、それらの情報のコンピュータによる管理にはどのような利点があるのかなどの指導を通して、生徒自身の関心や研究心を育て、積極的に情報を管理し、処理していく能力と態度を育成するように努める。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、保健医療の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、保健医療の現場における個人情報管理の実態と重要性について扱うこと。ウについては、保健医療援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

アについては、情報化社会の中で、コンピュータがどのような分野で活用されているかについて、具体的な事例を通して指導する。また、インターネット接続やメールによる通信・情報収集を行い、ネットワークシステムの効果的な活用法について指導する。

イについては、情報の取扱いに関する最近の動向について理解を促し、実際に起きている問題や対処法などについて、疑似体験を取り入れながら、情報モラル及びセキュリティに関心をもたせるよう配慮して指導する。

ウについては、具体的な事例を取り上げ、必要とされるアプリケーションやデータの収集、分類方法等について指導し、将来にわたって、コンピュータを活用しようとする意欲や態度を育てるよう努める。

[課題研究]

① 目 標

1 目 標

保健医療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自

発的，創造的な学習態度を育てる。

この科目の目標は，どのように社会が変化しようとも自分で課題を見つけ，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，問題を解決する資質や能力を磨くことにある。そのため，生徒自らがテーマを設定し，計画を立て，調査や研究などを行い，結果を整理し，発表するものである。また，調査や研究などの過程において創意・工夫し，あるいは課題を解決して目標を達成する課題解決型の学習である。問題の解決を通して，生徒一人一人の個性を伸ばし，自信をもたせることは大切なことである。

② 内 容

2 内 容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 職業資格の取得

(1)については，これまでの学習を更に発展させ，保健医療に関する各分野の中から幅広い範囲にわたって，生徒自ら課題を設定し，これを計画的に解決していく学習を行う。課題の設定，調査方法及び実験方法，結果の取りまとめと発表等について適切な助言や援助を行い，調査，研究及び実験の成果について，自ら評価ができるようにする。

(2)については，あん摩マッサージ指圧師の資格取得の学習を通して，これを取得するための学習方法を体得し，専門の内容を習得する。さらに，この学習を通して自らの進路意識を高める。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

この科目の性格から，実施学年は高学年で履修する。実施する時期は，各学校で設定する。また，実施時間は，週時間割の中に位置付けて定期的，計画的に実施する。テーマの設定は，実施期間に先立ち，事前に指導しておくようにする。

アについては，生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)及び(2)の中からテーマを選択するのが基本であるが，(1)及び(2)を組み合わせた課題を設定することもできる。指導に当たっては次の事項に配慮する必要がある。

① テーマの設定について

(ア) テーマの設定に当たっては、施設・設備、費用、完成までの時間、生徒の特性などを考慮し、無理のないようにする。

(イ) この科目は、テーマ設定がポイントの一つであるが、生徒自らが課題を見つける雰囲気づくりが大切である。そのためには、先輩の発表会を参観させたり、日ごろの授業や特別活動などを通して動機付けを行うことが重要である。これらを通して、目的、方法、内容を事前に徹底させることが大切である。

② 学習形態と指導体制について

学習形態は、テーマの内容により個人又は数人のグループで行うかは、教師が見極めて指導する。また、指導体制は、テーマの内容により一人の教師が数テーマ担当する場合と、1テーマを複数の教師が担当する場合とがある。

③ 教師のかかわり方について

研究途中において、生徒の自主性を育てることが大切であるが、教師は放任にならず、また、逆に干渉し過ぎにならないような配慮が必要である。特に、次のような場合は、教師は積極的にかかわることが大切である。

(ア) 生徒から相談をもちかけられたとき

(イ) 進行が遅いとき

(ウ) 問題が大きくて生徒の力では解決するのが難しいと思われるとき

④ 評価について

評価については、評価の時期を、計画の段階、実施の段階、まとめの段階の三つに分けて行うのが適当である。計画の段階では、生徒の問題意識や目的意識、着眼点やアイデアなどについて評価する。実施の段階では、生徒の学習意欲や探求心、計画に基づく実践力、科学的な思考力、技能などについて評価する。まとめの段階では、結果のまとめ方、発表の仕方、次の課題への発展・向上への意欲、報告書のでき具合などを評価する。特に、結果のみを重視せず、意欲、創意・工夫、探求心、粘り強さ、グループの盛り上がりなどの取り組む姿勢についても評価する。また、生徒の自己評価も参考にすることが考えられる。

イについては、研究の成果を整理し、発表する機会を設けるように努めることが大切である。その場合、分かりやすく発表することが大切である。そのためには、要旨を提出させ、発表会には、保護者、地域の関係者を招くなどにより、生徒に適度な緊張感とやる気を起こさせることが考えられる。

5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

各科目にわたる指導計画の作成については、4項目示しているのので、以下にこの項目ごとに解説する。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、

具体的に理解させるようにすること。

保健医療科は、あん摩・マッサージ・指圧の技術を生徒に習得させ、卒業後、社会人として自立させることを目標としている。したがって、講義のみの授業は避け、触覚や保有する視覚を活用して生体をよく観察させたり、視覚に障害のある生徒が使いやすいように工夫した器具・機械を用いて実験・実習を行うなどして、実際の、具体的に理解させるようにする必要がある。また、各種の模型、標本、点図、あるいは視聴覚教材を活用するとともに、平素から教材・教具の製作や指導方法を工夫するように努めることが大切である。なお、各科目には、言葉による説明では分かりにくいのが、実験・実習を行ってみると容易に理解できる事項が多く含まれているので、この点についても留意する必要がある。

(2) 「保健医療基礎実習」及び「保健医療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。

保健医療における実習は、「保健医療基礎実習」と「保健医療臨床実習」とで構成されている。この実習は、将来、生徒があん摩マッサージ指圧師として、施術を適切に行うことができる知識や技術を習得するための基礎となるものである。したがって、実習の指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧施術を適切に行う知識や技術を確実に身に付けるようにするために、生徒が常に達成感や新たな技術習得への意欲をもって学習に取り組めるようにする必要がある。そのためには、指導のねらいを明確にしたり、指導内容に変化をもたせたり、学習の成果を自己評価できるようにしたりするなど、指導内容の構成や指導方法を工夫することが大切である。また、種々の施設等における見学や実習、症例検討会などを行うなど、問題解決的な学習、体験的な学習を取り入れるなどの工夫も大切である。

(3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

課題研究の指導に当たっては、週時間割の中に位置付けて定期的、計画的に実施することが基本となる。しかし、生徒の自主的・主体的な学習という形態をとることから、課題の内容や指導体制によっては、年間指導計画に定めるところに従って、例えば、特定の期間に集中して行うなど、必要に応じて弾力的に取り扱うことができる。

(4) 臨床実習の指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

保健医療における臨床実習は、校内実習と校外実習に分かれるが、いずれの場合においても、生徒の習熟度や進路希望等の実態を十分に考慮し、あん摩・マッサージ・指圧施術

の対象となる代表的な症状や疾患を中心に、確実に施術ができるようにする必要がある。そのためには、個々の生徒の実態に応じた年間指導計画の下に、学期ごとや単元ごとの指導計画を作成するなど、指導計画の作成に配慮することが大切である。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

内容の取扱いについては、3項目にわたって示しているので、以下にこの項目ごとに解説する。なお、今回の改訂では、キャリア教育の推進及び地域社会との連携の観点から、新たな項目を加えている。

(1) 「保健医療基礎実習」及び「保健医療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。

国民医療の一翼を担う者として、人間尊重を第一とすることは、当然であり、実習を通して、これを体得させることが大切である。実習における安全とは、施術過誤を起こさないようにすることであり、平素の実習から、この点についての配慮を忘れないよう指導する必要がある。規律とは、てきぱきとした施術とともに、施術所などに勤務した場合の職場の規律をも含めた内容である。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

保健医療及び地域社会の情報化の進展に対応して、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用がますます必要になってきている。したがって、学校においては、「保健医療情報処理」をはじめ、各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を行い、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

(3) 地域やあん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域の住民に対する市民講座を開講したり、地域の三療師などを対象とした公開講座や学術交流などを通じ、生徒の実践的な学習活動や就業体験の機会を積極的に確保するなど、地域との連携協力を積極的に深めることが大切である。

また、治療院や企業内理療師（ヘルスキーパー）など臨床経験豊富な臨床家を社会人講師として招聘するなど、積極的に活用するように工夫することが必要である。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や

薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては，まず，施設や設備の安全点検を行い，学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。また，生徒の視覚障害の状態などを考慮して，事故防止の指導を徹底させ，実験・実習が能率よく，安全に行われるよう十分な配慮が必要である。さらに，衛生面においても，日ごろから清潔に留意するような指導を徹底して行うことが大切である。

第2節 理 療

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、理療の教科・科目の見直しを行った。

- ① あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師に必要な実践的な能力や態度を育成するとともに，専門性の向上を図るという観点から指導内容の見直しを行うこと。
- ② 職業人としての規範意識や倫理観，国際化や技術の進展，国民の健康の保持増進に対する意識や患者の権利意識の高まり，コンピュータ等情報機器の活用，情報モラル・セキュリティ管理の重要性など，理療の現場で求められる知識や技術，資質等を育成するため，科目の内容等の改善を図ること。

高等部学習指導要領の総則においては、「理療情報処理」の名称を「理療情報活用」に変更し，理療の教科に属する科目として，「医療と社会」，「人体の構造と機能」，「疾病の成り立ちと予防」，「生活と疾病」，「基礎理療学」，「臨床理療学」，「地域理療と理療経営」，「理療基礎実習」，「理療臨床実習」，「理療情報活用」，「課題研究」の11科目を掲げている。

2 教育課程の編成

「理療科」は，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって，理療科の教育課程は，学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。また，あん摩マッサージ指圧師試験，はり師試験，きゅう師試験の受験資格取得の関係から，併せて「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律」（以下「あん摩等法」という。）に係る一連の法令に基づくことになるが，特に，あん摩等法を受けて規定されている「あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（以下「認定規則」という。）に留意する必要がある。

この認定規則は，平成12年3月31日にその一部が改正され，同年4月1日から施行されている。

認定規則における教育課程にかかわる主な内容は，次のとおりである。

① 教育の内容

教育の内容について，学校が独自に授業科目を設定できるようにするため，科目名で規定せずに，教育内容で示してある。

ア 教育内容は，「基礎分野」，「専門基礎分野」，「専門分野」である。

イ 基礎分野は，専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものとし，「科学的思考の基盤」，「人間と生活」である。なお，認定規則（平成29年3月31日一部改正）別表第一備考に示される，「コミュニケーション」については，基礎分野の中で取り扱うものとする。

ウ 専門基礎分野は，「人体の構造と機能」，「疾病の成り立ち，予防及び回復の促進」，「保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧，はり及びきゅうの理念」とした。

エ 専門分野は、「基礎あん摩マッサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゅう学」、「臨床あん摩マッサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゅう学」、「社会あん摩マッサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会きゅう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。

オ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色を發揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこたえることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付けられている。なお、認定規則（平成29年3月31日一部改正）別表第一備考に示される、「あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史」については、総合領域で取り扱うこととされているが、他の教育内容においても取り扱うことができるものとする。

② 単位制の導入

教育内容について、単位数によることとし、単位の計算方法については、大学設置基準の例によることとなっている。

③ 教育内容の弾力化

学校の独自性を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

④ 既修科目の免除

過去に在学した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。

ところで、高等部学習指導要領においては、理療の教科に属する科目として11科目が示してある。これらの科目と認定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。

認定規則の教育内容と理療の教科に属する科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	疾病の成り立ちと予防
		生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	医療と社会
	基礎あん摩マッサージ指圧学	基礎理療学

専 門	基礎はり学 基礎きゅう学	
	臨床あん摩マツサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	臨床理療学
分 野	社会あん摩マツサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	地域理療と理療経営
	実習 臨床実習	理療基礎実習 理療臨床実習

「総合領域」については、専攻科理療科の場合は、専門分野で取り扱うことになる。したがって、認定規則の専門分野に対応する理療の教科に属する科目、「理療情報活用」、「課題研究」の中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付け、教育課程を編成することになる。この際、各学校において、必要がある場合に、高等部学習指導要領に示した理療の教科に属する科目以外の科目を専門分野の科目として設け、「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することもできる。

3 教科の目標

第1 目標

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てる。

この目標は、大きく三つの事柄を示しているので、以下においてこの点を説明する。

- ① はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。

理療（はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧）の特質は、健康の保持増進及び疾病の治療等に寄与することである。そのためには、臨床医学等の基礎的・基本的な知識とともに、確かな技術を確実に身に付けて、実際の施術を適切かつ合理的にできる能力と態度の育成を目指す必要がある。

- ② 理療の本質と社会的な意義を理解させること。

理療の教育においては、関連した知識と技術の習得をはじめ、理療が国民医療の一翼を担い、健康の保持増進及び疾病の治療に寄与するものであるという社会的意義を十分理解させる必要がある。この場合、単に知識としての理解にとどまってはならない。理療の科学的根拠に基づいた臨床の技術を確実に身に付けさせることはもちろんであるが、医学の進歩に留意して、施術の改善や進歩を図ることができる能力と態度を育てることが大切である。また、例えば、身だしなみや礼儀作法、言葉遣いなどに

も留意させ、施術者としての社会的な信頼を得ることができるような態度の育成にも努めなければならない。このような施術者として必要な能力と態度を総合的に育成することによって、「理療の本質と社会的な意義を理解させる」という目標に迫ることができるのである。

- ③ 国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てること。

理療は、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度の育成を究極のねらいとしているわけであるが、そのためには、①及び②で述べたねらいを達成することが大切であり、その結果として③でいう能力と態度が身に付くのである。

4 各科目

[医療と社会]

① 目 標

1 目 標

医学、医療及び理療の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、理療従事者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。

この科目は、医療の歴史を背景として現代社会における理療の位置付け及び医療とのかかわりを明らかにし、理療の在り方を考えさせること、どのような倫理観をもって理療臨床に当たらなければならないかを理解させること、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師にかかわる法律と医療の法体系の概要を理解させ、業務が適切に実施できるようにすることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 医学、医療及び理療の歴史

ア 西洋における医学、医療

イ 日本、中国、韓国等における医学、医療

(1)については、西洋や日本、中国、韓国、インド等における医学、医療の歴史を取り扱い、理療とのかかわりを理解させる。

今回の改訂では、近年、韓国の東洋医学に注目が集まっており、韓国国内で東洋医学の視覚障害従事者の法的な位置付けが新たに確立されたこと、また、東洋医学において日本、中国、韓国は歴史的にも密接なつながりをもっていることなどから、従前の「イ 日本、中国等における医学、医療」を「イ 日本、中国、韓国等における医学、医療」に改めた。

アについては、近・現代医学の発展の歴史を、ギリシャ医学を起点として各時代の特徴と医学に関する主な発見等の事項を中心に挙げる。

イについては、中国医学の起源及び我が国への伝来、我が国の東洋医学が基本的には中国伝来のものであることを指導する。また、我が国の東洋医学の発展を、大宝律令の医疾令から各時代の特徴と主な事項を中心に指導し、西洋医学の伝来、明治の医学改革、マッサージの導入、指圧の成立、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における理療及び保健理療教育の発展などについて挙げる。また、1900年代以降の韓国における鍼灸を含む韓医学の変遷と視覚障害者のあん摩、鍼灸教育などについても簡潔に挙げる。さらに、1970年代以降の世界の医学界における鍼への関心の高まりや鍼のグローバル化、我が国における鍼灸関係の高等教育機関の成立、世界の補完代替医療、統合医療への関心の高まりなどについて指導する。さらに、代表的な伝統医学の一つであるインドのアユルベーダ医学について、その概要と現状についても触れる。

(2) 医療制度の現状と課題

- | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|
| ア | 医学の分野 | イ | 医療と社会 | ウ | 医療従事者 |
| エ | 医療機関 | オ | 医療行政 | | |

(2)については、現代の医療及び医療制度の現状と当面する課題の概要を理解させる。アでは、以下の事項を取り扱う。

- ① 基礎医学、② 臨床医学、③ 社会医学

イでは、現代社会が抱えている医療関連の課題とその背景を、以下の事項を中心に挙げる。

- ① 健康と病気、② 疾病構造の変化と有訴・生活習慣病、③ プライマリ・ケアとターミナル・ケア、④ 国民医療費の動向、⑤ 高齢社会と介護問題

ウでは、以下の事項を中心に挙げる。

- ① 医師と歯科医師、② 看護師、助産師、保健師、③ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、④ 柔道整復師、⑤ その他の医療従事者

エでは、以下の事項を中心に挙げる。

- ① 病院及び診療所、② 施術所及び助産所、③ 薬局、④ 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設

オでは、以下の事項を中心に挙げる。

- ① 国及び地方自治体の衛生行政、② 医療保険制度の概要、③ 介護サービス行政の概要

(3) 理療の現状と課題

- | | | | | | |
|---|---------|---|-------|---|--------|
| ア | 現代の東洋医学 | イ | 理療の概念 | ウ | 諸外国の理療 |
| エ | 理療の課題 | | | | |

(3)については、「地域理療と理療経営」との関連を考慮しながら、理療の現状と課題を具体的に取り上げ、その概要を指導する。

今回の改訂では、アジアを中心とした諸外国でも、鍼灸・あん摩・マッサージ・指圧が取り入れられている現状があり、その概要について指導する必要があることから、新たに「ウ 諸外国の理療」の項を設けた。

アについては、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧、欧米における徒手による施術、日本の医学教育における漢方（湯液）教育の正式な導入や現状などについて取り扱う。特に、日本で行われている鍼は、諸外国の鍼に比べて次のような優れた特徴をもっているため、視覚障害者が、その触圧覚を生かして施術することができることについて十分に理解させるようにする。

- ① 痛みが軽微であること
- ② 診察（触診）・刺鍼・施術後の効果の確認時など一連の施術過程で触圧覚を十分に活用することができること
- ③ ソフトな刺激による治療であること
- ④ 生体の調節力を意図的、積極的に活用する治療であること
- ⑤ 治未病（未病を治す）に対する治療であること
- ⑥ 生活習慣病など、社会・自然環境の問題から生じる病を対象にした医学であり、養生を大事にする医学であること。

イについては、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧と医療の関係について取り扱う。

理療の教育においては、

- ① 理療が国民医療の一翼を担い、社会に貢献するものであることを理解させる。
- ② 理療は、現代医学的、科学的根拠に基づいた医療であることを理解させる。

ウについては、中国、韓国をはじめとするアジア各国や欧米諸国において、鍼灸、手技療法がどのような状況にあるのかを内容の(2)のイとの関連を図りながら、取り上げる。

エについては、鍼灸、徒手による施術に対する世界の期待、我が国の鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧が当面している問題と対応策について取り扱う。

(4) 理療従事者の倫理

ア 医療と倫理 イ 理療と倫理

(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構え等について、十分な理解を促すよう具体的に指導する。その際、「地域理療と理療経営」との関連を考慮して取り扱う。

アについては、内容の(2)のイとの関連を図りながら、医の倫理、生命倫理、生命科学の進歩、脳死と臓器移植などについて、ここでまとめて扱う。

イについては、施術者として法的に課されている守秘義務、心構え、施術対象者への思いやり、社会的責任等について扱う。

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

ア 法令の沿革 イ 法令の主な内容

(5)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師として必要な「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の基本的事項を具体的事例を取り上げながら重点的に指導する。

アでは、以下の事項について、できるだけ簡略に取り扱う。

- ① 内務省令以前の法の変遷、② 戦後の法の変遷

イでは、施術者の身分について、十分な法的理解の上で業務を適切に行うことができるよう、以下の事項を中心に扱う。

- ① 免許、② 業務、③ 医業類似行為、④ 罰則

(6) 関係法規の概要

ア 医事関係法規 イ その他の関係法規

(6)については、内容の(2)と関連させながら、理療業務とかかわりの深い医事、薬事、福祉等関係法規の体系のあらましを理解させる。

アでは、以下の事項を中心にできるだけ簡略に取り扱う。

- ① 医療法の概要、② 医師法の概要、
③ 理学療法士及び作業療法士法の概要、④ 柔道整復師法の概要

イでは、薬事法規、一般衛生法規などの概要を扱う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう、理療以外の他の医学の歴史や現状、諸外国における理療の現状などを踏まえて取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域理療と理療経営」との関連を考慮して指導すること。

この科目は、理療全体の内容を概括的に把握できるように構成してある。また、取扱いに当たっては、「地域理療と理療経営」との関連に留意するとともに、できるだけ体験的な学習を取り入れて指導することが大切である。

アについては、理療従事者として、その業務を適切に行うことができるように、理療の医療体系における位置付けや役割、医師、看護師などの他の医療従事者との協力の仕方などについて十分に理解できるようにすることが大切である。また、中国や韓国をはじめとするアジアの国々あるいは欧米諸国の理療の現状などについても理解させる。

イについては、特に、「地域理療と理療経営」の内容の(1)、(2)との関連に留意し、

高齢社会における理療の意義と役割を理解させる必要がある。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(2)については、基礎医学、臨床医学等について、身近な事例を取り上げながら、現代の医療制度の現状とその当面する課題を具体的に理解できるようにすること。
 - イ 内容の(3)のアについては、湯液、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧等の現代における意義と役割を扱うこと。特に、代替医療が注目されていることと理療の果たす役割についても理解できるようにすること。
 - ウ 内容の(3)のウについては、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧のアジアを中心とした諸外国における現状も取り扱い、日本における理療の役割について理解を促すよう具体的に指導すること。
 - エ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構えや倫理観、患者の権利、守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。
 - オ 内容の(6)のアについては、「医療法」、「医師法」等の概要を、イについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」等の概要を扱うこと。

内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、基礎医学、臨床医学、社会医学に関し、理療の内容と関連付けるなどして、具体的な事例を取り上げながら、現代の医療制度の概要が理解できるよう指導する。

イについては、世界的に経験医術が見直されており、補完代替医療や統合医療などが志向されるなど、鍼灸、手技の特徴を生かすことが期待されている状況を十分に理解させ、国民の健康の保持増進や疾病の治療、治未病（未病を治す）や養生の考え方等を生かした現代の東洋医学の役割を指導する。

ウについては、アジアの国々で手技療法が脚光を浴びていることや多くにおいて視覚障害者の職業の上位がマッサージであること、また、社会制度と福祉がアジアの多くの国々において今後の更なる充実が求められることなどを踏まえ、日本の現状を理解させると共に、理療が医療分野において果たすべき役割を具体的に指導する。

エについては、医療にかかわる者としての人間教育の重要性を考慮して指導することが大切である。その際、ヒポクラテスの誓い、バイオエシックス、インフォームド・コンセント、法規上の守秘義務等についても取り上げながら、具体的に指導する必要がある。

オについては、近年の高齢化社会に対応して介護保険など高齢者に対する保険制度の整備が行われたので、その概要について指導する必要があることから、新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」を追加した。理療従事者の業務を適切に行うという観点から、理療に関連の深い内容に精選して指導することが重要である。

[人体の構造と機能]

① 目 標

1 目 標

理療に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

この科目は、人体諸器官の形態と構造及び機能の基本的な事項を相互に関連付けて理解させ、人体を対象とする理療にとって必要な基礎的・基本的知識を習得させ、理療の施術に応用する能力と態度を育てることを目標としている。

今回の改訂では、人体諸器官の形態・構造・機能をそれぞれ関連付けて理解させることが施術に応用する能力と態度を育てることに有効であることなどから、従前の「人体諸器官の形態と構造及び機能について理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。」を、「理療に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。」に改めた。

② 内 容

2 内 容

(1) 解剖学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系
オ 人体の発生

(1)については、解剖学を学ぶに当たっての基礎的な事項を理解させる。

アについては、解剖学の意義をはじめ、解剖学用語、人体の区分等、人体の構成に関する概要を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に取り扱う。

① 解剖学の意義、② 解剖学用語、③ 人体の区分

イについては、細胞の形態と構造について、組織の構成要素としての説明に重点を置いて指導する。細胞小器官の構造については、機能に関する生理学の指導内容と関連させて指導する。細胞の増殖機能とその調節については、主に内容の(3)のアで取り扱う。

ウについては、人体を構成する組織の構造をその機能と関連付けて理解させる。ここでは人体の構成原則を理解させるために、主として上皮組織と結合組織について説明する。筋組織、神経組織、骨・軟骨組織の詳細については、それぞれ該当する器官系で指導する。

具体的には、以下の事項を中心に取り扱う。

① 上皮組織、② 結合組織、③ 筋組織、④ 神経組織

エについては、各器官系の最小限必要な内容の概要を扱い、人体の全体的な構成を把

握させる。細胞から組織及び器官というように、より高い次元の構造がつけられる仕組みを理解させる。

オについては、減数分裂と受精の意義、胚葉形成などについて、その概要を指導する。

(2) 人体の系統別構造及び生体の観察

ア	運動器系	イ	消化器系	ウ	呼吸器系
エ	泌尿・生殖器系	オ	内分泌系	カ	循環器系
キ	神経系	ク	感覚器系	ケ	主な部位の局所解剖

(2)については、体表解剖を、生体の観察として系統別解剖に加えて指導することとする。理療にとって必要な事項を系統別により実際の、効果的に指導することが大切である。

局所解剖についても、従前、別項目になっていたが、今回の改訂では、理療にとって特に必要な部位を中心に扱うようにした。

アについては、骨の一般、筋の一般をはじめ、人体を構成する骨、筋について指導する。

骨についての指導では、それぞれの部位における骨の連結についても取り扱う。また、骨の突出部、隆起部、陥凹部や体表から触れることができる筋や腱など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 骨の一般、② 骨の連結、③ 筋の一般、④ 体幹の骨と筋、⑤ 頭頸部の骨と筋、⑥ 上肢の骨と筋、⑦ 下肢の骨と筋

イについては、内臓の一般をはじめ、各消化腺の形態と構造及び体内の位置について理解させ、口腔、顎下腺など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 口腔、② 咽頭、③ 食道、④ 胃、⑤ 小腸、⑥ 大腸、⑦ 肝臓、⑧ 胆嚢、⑨ 膵臓

ウについては、呼吸器の形態と構造及び体内の位置について理解させ、外鼻、甲状軟骨など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 外鼻、② 鼻腔、③ 咽頭、④ 喉頭、⑤ 気管と気管支、⑥ 肺

エについては、泌尿・生殖器の形態と構造及び体内の位置について理解させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 腎臓、② 尿管、③ 膀胱、④ 尿道、⑤ 男性生殖器、⑥ 女性生殖器

オについては、内分泌腺の形態と構造及び体内の位置について理解させ、甲状腺など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 下垂体、② 松果体、③ 甲状腺、④ 上皮小体、⑤ 副腎、⑥ 膵臓のランゲルハンス島、⑦ 精巣、卵巣

カについては、循環器の形態と構造及び体内の位置について理解させ、皮静脈、リン

関節、体表から触知できる拍動部位など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 循環器系の一般、② 心臓、③ 動脈系、④ 静脈系、⑤ 胎児の循環系、⑥ リンパ系（脾臓、胸腺を含む。）

キについては、神経の形態と構造及び体内の位置について理解させ、末梢神経が体表近くを走行する部位など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 神経の一般、② 脊髄、③ 脳幹と小脳、④ 間脳と大脳、⑤ 神経伝導路、⑥ 脳脊髄神経、⑦ 自律神経

クについては、感覚器の形態と構造及び体内の位置について理解させ、外耳、舌、眼球など可能な部位においては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 皮膚、② 嗅覚器、③ 味覚器、④ 平衡感覚器、⑤ 聴覚器、⑥ 視覚器

ケについては、理療にとって特に必要な部位を中心に指導する。関節部の局所解剖においては、運動学的側面からも指導する。また、実際に関節運動を行わせて体表から触知できる部位などにおいては、生体の観察を取り入れて指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 頸部、② 胸部、③ 腹部、④ 背腰部、⑤ 関節部（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節、足関節）

(3) 生理学の基礎

- | | |
|-----------|--------------|
| ア 生理機能の概要 | イ 生体の物理化学的基礎 |
| ウ 細胞の興奮性 | |

(3)については、生理学を学ぶ上での基礎的な事項を理解させる。

アについては、理療における生理学が人体の生命現象を対象とした人体生理学であることを理解させ、その基礎的事項を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 生理機能の特徴、② 生体と細胞、③ 細胞の構造と機能、④ 細胞の増殖と分化

イについては、生体の構造上、機能上の最小単位である細胞の構成物質、同化・異化などの物質移動の基礎となっている事項について指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 生体構成物質、② 物質代謝とエネルギー代謝、③ 細胞とその環境、④ 細胞膜と物質の移動

ウについては、生体を構成している細胞のうち、刺激に反応して興奮する性質をもつのは神経細胞と筋細胞であることを理解させ、特に神経細胞を中心にその特徴を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 静止電位と活動電位, ② 刺激と興奮, ③ 興奮の伝導, ④ 興奮の伝達

(4) 人体の機能

- | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|
| ア | 筋肉の働き | イ | 循環と呼吸 | ウ | 消化と吸収 | | |
| エ | 排泄 | オ | 代謝と体温 | カ | 内分泌 | キ | 生殖と成長 |
| ク | 神経の働き | ケ | 感覚 | | | | |

(4)については、生体の基本的機能を理解させる。

アについては、生体のすべての動きが筋の収縮を基本としていることを理解させる。具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 骨格筋の構造, ② 筋の興奮と収縮, ③ 筋収縮の生理学,
④ 筋収縮のエネルギー, ⑤ 心筋と平滑筋

イについては、循環と呼吸が生命維持の上で最も重要な機能であることを理解させる。具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 血液とリンパ (血液の組成と働き, 血液凝固, 血液型と輸血, リンパ),
② 循環 (心臓の働き, 末梢循環, リンパ循環, 循環の調節),
③ 呼吸 (呼吸器系の仕組み, 換気とガス交換, 呼吸運動と呼吸の調節)

ウについては、消化と吸収の意味を理解させ、消化と吸収が順調に進行するために備わっている消化管の機序について指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 消化・吸収の機序, ② 消化管の運動, ③ 消化液の分泌, ④ 肝臓の機能
エについては、体液の量や組成が一定に保たれる仕組みを理解させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 体液の区分と組成, ② 体液の平衡, ③ 排泄の意義, ④ 腎臓の仕組み,
⑤ 尿の生成, ⑥ 排尿

オについては、各栄養素の作用及び代謝を理解させる。また、体温が一定に保たれている仕組みを理解させる。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① 栄養と食品, ② 代謝の一般, ③ 各栄養素の代謝とその調節,
④ 体温の部位差と変動, ⑤ 体熱の産生と放散, ⑥ 体温の調節,
⑦ 発汗とその調節

カについては、生体の各器官の機能を協調的に調節する機構の一つに内分泌系があることを理解させ、その基本的事項を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

- ① ホルモン作用機序, ② ホルモン分泌の調節,
③ ホルモンとその作用 (視床下部と下垂体後葉, 下垂体前葉, 膵臓のランゲルハンス島, 甲状腺と上皮小体, 副腎髄質と皮質, 精巣, 卵巣, 胎盤)

キについては、男性及び女性の生殖器の機能を構造と関連付けて理解させる。また、個体に一生をかけて起こる成長と老化の過程における生理機能の変化を指導する。

具体的には、以下の事項を中心に扱う。

① 男性生殖器の生理, ② 女性生殖器の生理, ③ 妊娠と出産,
④ 胎児生理機能, ⑤ 身体の成長, ⑥ 生理機能の発達と老化
クについては, 神経系が生体の各器官の働きを調節する重要な機能をもつものである
ことを理解させる。神経系に関する指導内容は理療施術の基本となるので十分に時間を
かけて指導する。

具体的には, 以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 神経の一般 (ニューロン, 神経膠細胞, 神経の興奮と伝導, シナプス, ニュー
ロン回路),
- ② 中枢神経系 (反射機能と統合, 脊髄, 脳幹と小脳, 間脳と大脳, 脳脊髄液),
- ③ 末梢神経 (末梢神経の構成, 脳神経, 脊髄神経),
- ④ 自律神経 (自律神経の構成, 交感神経系, 副交感神経系, 自律神経系による調
節機構, 自律神経反射)

ケについては, 各感覚器官に共通する基本的性質を理解させる。

具体的には, 以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 感覚の一般 (感覚とその分類, 感覚の性質, 受容器と興奮伝達),
- ② 体性感覚 (皮膚感覚, 深部感覚, 受容器と伝導路),
- ③ 内臓感覚: 臓器感覚, ④ 特殊感覚 (味覚と嗅覚, 平衡感覚, 聴覚, 視覚)

(5) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

(5)については, 生体機能の協調, 生体の防御機構の基本的な事項について指導する。
アについては, 身体の運動の調節の仕組みについて, まず, 骨格筋の神経支配とその
特徴を理解させ, 次いで中枢神経系の各レベルによる運動調節の機構について指導する。
具体的には, 以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 筋収縮と反射運動, ② 随意運動, ③ 姿勢と歩行, ④ 発声と言語

イについては, 生体の生活環境の変化への対応, 順化などに見られる全身の機能の調
節機構について理解させる。

具体的には, 以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 恒常性維持機能, ② バイオリズム

ウについては, まず身体の防御機構について理解させ, 次いで免疫に関する基礎的事
項を指導する。

具体的には, 以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 防御反応, ② 非特異的防御, ③ 免疫

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように実験・実習を取り入れるようにすること。
- イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるよう配慮すること。
- ウ 内容の(5)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱うこと。

内容は、人体に関する事項を解剖学的側面と生理学的側面を関連付けて把握できるように構成している。

理療施術が主に体表から行われるという観点から体表解剖を重視しながら、より実際と密接に関連した内容を取り扱うため、生体の観察を各系統解剖で指導する。また、局所解剖については、理療と関連の深い内容に限定し、それを重点的に取り扱う。

なお、解剖学的な知識と生理学的な知識は、互いに関連させることによってより生きたものとなるので、解剖学的分野と生理学的分野で担当者が異なる場合は、緊密な連絡をとり、効果的な指導を行うようにする必要がある。

アについては、知識に偏ることがないように、解剖実習、脈拍・体温の計測、血圧の測定、肺活量の測定等、実験・実習を取り入れて指導することが大切である。

イについては、標本、模型等を活用し、諸器官の構造の理解を深めることが大切である。特に、運動器系の指導に当たっては、「生活と疾病」の内容の(6)のエとの関連に留意する必要がある。

ウについては、生体の防御機構に関する事項のうち、特に免疫については、免疫現象の基礎を説明するにとどめ、免疫反応の詳細は「疾病の成り立ちと予防」の内容の(12)のウで取り扱う。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)については、理療施術と関連の深いア、カ及びキに重点を置いて扱うこと。ケについては、理療施術と関連の深い部位を中心に指導すること。特に、リスク管理の上で必要な部位に重点を置いて扱うこと。

内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、全体を通して細部にわたっての指導は必要ではなく、理療施術に関連の深い運動器系、循環器系、神経系を中心に重点的に指導することが大切である。広く浅い知識よりも理療施術に必要な知識を習得させることが重要である。

内容の(2)のケについては、リスク管理の上から頸部、胸部、背腰部を中心に指導する。

[疾病の成り立ちと予防]

① 目 標

1 目 標

健康の保持増進，疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ，これを施術に応用する能力と態度を育てる。

この科目は，健康と疾病の概念，健康と疾病との間の連続性，健康の保持増進，疾病の成り立ちと予防などに関する基本的な知識を習得させ，疾病の予防及び治療という一連の関係の中にあつて，理療施術が占める意義の重要性を理解させることを目指している。

今回の改訂では，健康の保持のみならず，積極的に増進を図ることを目標とした学習の必要があることから，従前の「健康の保持」を「健康の保持増進」に改めた。

② 内 容

2 内 容

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ア 衛生学・公衆衛生学の意義

イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

(1)については，衛生学・公衆衛生学が予防医学として発展してきた歴史とともに，個人の健康と公衆の衛生とが相互に関連し合っていることの仕組みと今日的意義を理解させる。

アでは，以下の事項を取り扱う。

- ① 衛生学の目的と役割，② 公衆衛生学の目的と役割，
- ③ 衛生学及び公衆衛生学の体系と意義

イでは，衛生学・公衆衛生学の起源と歴史について，その概要を取り扱う。

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念

イ 健康の管理

ウ 食生活と健康

(2)については，健康の概念について，疾病にかかっていないということにとどまらず，より高度な状態において健康であることの意義を理解させるとともに，食生活が健康の基盤であること，さらに，加工法や添加物が健康に与える影響についても指導する。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 健康の定義，② 主観的健康と客観的健康，③ 正常と異常，④ 健康と疾病

イでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 健康教育，② 健康管理とプライマリ・ケア，
- ③ 健康診断と検査結果の正常値

ウでは，以下の事項を中心に扱う。

- ① 食物の意義，② 栄養所要量と健康障害，③ 食品の加工と添加物，

④ 食中毒

(3) 生活環境と公害

- ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(3)については、環境が健康に及ぼす影響について、具体例を通して理解させるとともに、公害問題については、地域生活や生存権の観点から、可能な限り、観察と実習を重視して指導する。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 環境衛生の意義、
- ② 環境因子の分類（物理的因子、化学的因子、生物学的因子、社会的因子）、
- ③ 環境因子と健康障害

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 上水道、② 下水道、③ 廃棄物の処理

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 衣服の意義と目的、② 衣服の衛生と清潔保持、③ 住居の衛生的条件、
- ④ 換気、温度、湿度の調節、⑤ 採光と照明

エでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 公害の定義と特徴、② 環境保全、③ 主な公害の現状と対策

(4) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生

- ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(4)については、理療とのかかわりを明確にし、それぞれの分野で施術者としてどのように貢献できるかを理解させる。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 産業衛生の意義、② 労働衛生行政、③ 労働疲労とその対策、
- ④ 労働災害とその対策、⑤ 職業病

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 精神衛生の意義、② 欲求不満、③ 適応障害、④ 非行と犯罪、
- ⑤ 精神障害者の現状と対策

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 母子衛生の意義、② 母体の健康、③ 乳幼児の健康、④ 母子衛生対策

(5) 生活習慣病

- ア 生活習慣病の概念 イ 生活習慣病の発生要因
ウ 生活習慣病の予防対策

今回の改訂では、生活習慣病と感染症とは異なった概念であるため、従前の「(5)生

活習慣病及び感染症対策」を、「(5)生活習慣病」と「(6)感染症」とに項目を分け、それぞれに対する理解や対策について指導するよう改めた。

(5)については、疾病構造の変遷を概観し、生活習慣病の概念、発生要因などを学習して、生活習慣病が急増している現状とその背景、課題などを理解させ、予防対策についても指導する。

アでは、以下の事項について取り扱う。

① 疾病構造の変遷、② 生活習慣病の概念

イでは、生活様式や生活習慣の変化など、生活習慣病の発生要因について取り扱う。

ウでは、生活習慣病の特質と予防対策について取り扱う。

(6) 感染症対策

ア 感染症の概念 イ 感染症の発生要因

ウ 感染症の予防対策

(6)については、感染症対策の一般とともに、理療とかかわりが深い肝炎やエイズについても、正しい知識と予防対策を指導する。

以下の事項を中心に取り扱う。

アでは、感染症の概念と分類について取り扱う。

イでは、以下の事項について取り扱う。

① 感染源、② 感染経路、③ 感受性体

ウでは、以下の事項について取り扱う。

① 感染症の予防対策、② 防疫の意義と種類、③ 免疫の意義と種類

(7) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(7)については、消毒の重要性とその具体的方法を指導する。

アでは、以下の事項を中心に取り扱う。

① 消毒及び滅菌の定義、② 消毒及び滅菌の作用機転、

③ 消毒及び滅菌実施上の注意、④ 医療廃棄物とその処理

イでは、以下の事項を取り扱う。

① 物理的方法とその実施法、② 化学的方法とその実施法

ウでは、以下の事項を取り扱う。

① 理療臨床における消毒の意義と方法、② 感染にかかわる動物の駆除

(8) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(8)については、疾病予防の重要性という観点から疫学調査の方法や結果を具体例を通して理解できるように指導する。

アでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 疫学の定義, ② 疫学の対象, ③ 疫学の特徴,
- ④ 治療の効果とリスクの判定

イでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 疫学調査の方法, ② 疫学の現状

(9) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

(9)については、衛生統計の意義とその実際の概要を指導する。

アでは、以下の事項を取り扱う。

- ① 衛生統計の意義, ② 衛生統計の種類

イでは、以下の事項を取り扱う。

- ① 人口統計, ② 生命表, ③ 疾患統計, ④ 医療統計

(10) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状
エ 疾病の経過, 予後及び転帰

(10)については、健康の概念と対比しつつ、総括的に疾病をとらえられるよう指導する。また、疾病論、病因論、病変論等、病理学の体系にも触れる。

アでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 健康と疾病, ② 疾病と病的状態

イでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 先天性疾患と後天性疾患, ② 局所性疾患と全身性疾患,
- ③ 器質的疾患と機能的疾患, ④ 急性疾患と慢性疾患,
- ⑤ 原発性疾患と続発性疾患, ⑥ 合併症, ⑦ 小児性疾患と老人性疾患,
- ⑧ 伝染性疾患, ⑨ 特発性疾患

ウでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 病変の意義と種類, ② 症状の意義, ③ 自覚症状と他覚症状,
- ④ 直接症状と間接症状, ⑤ 指定症状

エでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 急性熱性疾患の経過, ② 予後の種類, ③ 転帰の種類

(11) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(11)については、病因と疾病の関係についてその基本を指導する。

アでは、以下の事項を取り扱う。

- ① 病因の意義, ② 病因の種類

イでは、以下の事項を中心に指導する。

① 内因（素因と体質、遺伝と染色体異常、内分泌異常、免疫とアレルギー、心因性疾患）、

② 外因（栄養障害、物理的病因作用、化学的病因作用、生物学的病因作用）

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

① 老化のメカニズム、② 加齢に伴う臓器・組織の変化

(12) 各病変の概要

ア	循環障害	イ	退行性病変	ウ	進行性病変	エ	炎症
オ	腫瘍	カ	免疫の異常とアレルギー				

(12)については、各病変ごとにその概要を理解させる。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

① 充血とうっ血、② 貧血と虚血、③ 出血、④ 血栓症と塞栓症、⑤ 梗塞、⑥ 側副循環、⑦ 水症

イでは、以下の事項を中心に扱う。

① 萎縮、② 変性、③ 壊死・死

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

① 肥大と増殖、② 再生、③ 化生、④ 移植、⑤ 創傷の治癒、⑥ 組織内異物の処理

エでは、以下の事項を中心に扱う。

① 炎症の概念、② 催炎体とその種類、③ 炎症の経過、④ 炎症性病変

オでは、以下の事項を中心に扱う。

① 腫瘍の概念、② 腫瘍の形態と構造、③ 腫瘍の発育と進展、④ 腫瘍の発生原因、⑤ 腫瘍の分類

カでは、以下の事項を中心に扱う。

① 免疫グロブリン、② 免疫担当臓器と細胞、③ アレルギー反応の種類と調節機序、④ 自己免疫異常、⑤ 免疫不全

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(7)については、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

内容の構成については、衛生学・公衆衛生学や病理学の観点を総合して疾病の成り立ちや予防及び回復の過程を理解することができるように配慮している。指導に当たっては、理療施術との関連を考慮し、具体的な事例を通して取り扱うようにすることが大切

である。

アについては、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図るとともに、内容の(11)とも関連付けて具体的に指導し、ここでの学習内容が理療臨床において十分に生かすことができるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)及び(6)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。また、生活習慣病や感染症に関する最新の情報も扱うこと。

ウ 内容の(6)のウについては、免疫学についても扱うこと。

エ 内容の(10)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

内容の範囲や程度については、指導内容の重複を避けながら基本的な事項の概要を理解させるようにする。

アについては、健康管理の重要性を生活習慣病と関連付けて具体的に理解させる。

イについては、理療施術者にとって非常に身近な問題であり、その重要性を十分に理解させる。また、生活習慣病や感染症に関するテレビや新聞等の報道にも留意し、最新の情報の収集と活用に関心を持つ必要がある。

ウについては、内容の(6)では、免疫の種類と意義についても取り上げ、免疫反応、免疫応答等、免疫の一般を含めて扱う。

エについては、健康と疾病とは切り離された別のものではなく、その間に連続性があることを理解させる。

[生活と疾病]

① 目 標

1 目 標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、現代医学の診察法や治療法の概要を理解させるとともに、現代医学の立場から、各疾患や症状についての診察法、検査法、治療法を指導し、東洋医学的知識と総合して理療施術を適切に行う能力と態度を育てることを目指している。さらに、臨床医学としてのリハビリテーション医学の基本的な知識を身に付け、現代の医療体制の中であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が担うべき役割を明確にすることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 診察法

ア 診断の意義 イ 診察法の基礎 ウ 検査法

(1)については、現代医学の立場から、主な症状や疾患を病態生理学的に理解した上で、正確な診断や診察法、検査法についての知識を習得させ、東洋医学的な知識と総合して理療施術を適切に行うことができるように指導する。

アについては、診断学の意義などを取り扱う。理療施術の対象となる患者を心身両面から正確に把握することが、適切な処置の決定に重要であることを理解させる。

イについては、診察の意義と種類、評価と記録、問診法、視診法、聴診法、打診法、触診法などを取り扱う。病歴の詳細な聴取が重要であること、理学的検査、臨床検査を行った上で治療方針が決定されることなどを理解させる。また、病歴の記録には、P O Sを取り入れ、S O A Pでの経過記録を行うことを指導する。

ウについては、理学的検査と臨床検査を取り扱う。身体の一般的計測法については実習を行い、測定値の臨床的意味を考えさせるように指導する。また、知覚検査法が、脊髄や脊柱の疾患、末梢神経疾患などの診察に重要であることを理解させる。さらに、臨床検査法については、一般的な医学的知識として検査の意味、検査データの正常、異常などを指導する。

(2) 主な症状の診察法

ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸^{けい}肩腕痛
オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝^{しつ}痛 ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労 コ その他の症状

(2)については、各症状の鑑別診断の概要を取り扱う。それぞれの症状の病態生理、考えられる疾患と鑑別診断の要点を理解させ、理療臨床において適応と禁忌、リスク防止に生かすことができるようにする。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」については、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからキについては、それぞれの症状の病態生理、性質、鑑別診断、必要な検査について理解させる。

クについては、高血圧と低血圧の病態生理、分類、必要な検査について理解させる。

ケについては、筋疲労の概要について理解させる。

コについては、発熱、呼吸困難、悪心と嘔吐、便秘と下痢、食欲不振、咳と痰、浮腫、排尿異常、月経異常、胸痛、腹痛、発疹、めまい、耳鳴と難聴、不眠、疲労と倦怠、動

悸と息切れ、肥満と痩せについて、その病態生理や鑑別診断などの要点を理解させる。

(3) 治療法

ア 治療法の基礎 イ 治療法の実際

(3)については、治療の意義や治療法の種類について取り扱うとともに、各治療法についてはその概要、適応疾患について指導する。この場合、病気の治癒に関して、自然治癒だけでなく、合理的医療を加える方が、より速やかに、より完全に治癒することを理解させる。また、治癒に向かわなくても症状が改善することが患者にとってどのように意味があるかも具体的な例で理解させる。

アについては、治療の意義と分類、治療法の種類について理解させる。

イについては、薬物療法、食事療法、理学療法、手術療法、放射線療法、集中治療などについて理解させ、それらの療法でどのような改善が期待されるかを理解させる。

(4) 臨床心理

ア 臨床心理の一般 イ 心理療法の概要

(4)については、患者の心理を理解できるように指導するとともに、心理学的検査法と評価方法、心理療法、カウンセリングなども取り上げる。

アについては、臨床心理の意義、患者の心理、CMIやSDSなどの心理学的検査と評価方法などについて理解させる。

イについては、心理療法の種類、カウンセリングの概要について理解させる。

(5) 系統別疾患

ア 運動器疾患 イ 神経系疾患 ウ 呼吸器疾患
エ 血液・循環器疾患 オ 消化器疾患
カ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症 キ 泌尿・生殖器疾患
ク 感染症 ケ その他の疾患

(5)については、理療施術との関連性に留意しながら現代医学の立場からそれぞれの疾患の原因、主要症状及びその治療法について指導する。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アについては、整形外科的診察法と治療法を理解させるとともに、骨疾患、筋疾患、形態異常、脊髄損傷、スポーツ外傷、スポーツ障害などを取り扱う。各疾患の原因、症状、治療法などを中心に指導し、それに基づき理療施術の有用性を理解させる。

イについては、主要兆候、脳血管障害、感染症、腫瘍、変性疾患、末梢神経疾患などを取り扱う。各疾患の原因、症状、治療法などについての基礎知識を中心に理解させる。

ウについては、感染性呼吸器疾患、慢性閉塞性呼吸器疾患、拘束性呼吸器疾患などを取り扱う。特に原因、症状、治療法を中心に理解させる。

エについては、心臓疾患、冠動脈疾患、動脈疾患、赤血球系疾患、白血球系疾患、リンパ網内系疾患、出血性素因などを取り扱う。各疾患の原因、症状、治療法などについて理解させる。

オについては、主要兆候、口腔疾患、食道疾患、胃疾患、腸疾患、肝疾患、胆道疾患、膵疾患などを取り扱う。各疾患の概要、特に原因、症状、検査法、治療法などを中心に理解させる。

カについては、内分泌疾患、代謝疾患及びビタミン欠乏症について取り扱う。各疾患の概要、特に症状、病態生理などを中心に理解させる。

キについては、泌尿器疾患の主な症候、腎疾患、尿路疾患、生殖器疾患などを取り扱う。各疾患の原因、症状、治療法などについて理解させる。また、腎機能検査の一般的な知識についても理解させる。

クについては、感染症の定義、分類、一般的治療法を理解させ、特に細菌性疾患、ウイルス性疾患に属する代表的な疾患について、その概要を理解させる。

ケについては、膠原病、膠原病類似疾患、アレルギー疾患のほか、小児科、一般外科、麻酔科及びペインクリニック、心療内科、婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻科、精神科の代表的な疾患について、その原因、症状、治療法などの概要を理解させる。

(6) リハビリテーションの一般

ア リハビリテーションの概念と歴史

イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学

ウ 診察、評価、治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(6)については、リハビリテーションの位置付けと役割、リハビリテーションの過程などについて、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を交えて指導する。

アについては、リハビリテーションの定義、歴史、分類、リハビリテーションチームについて理解させる。

イについては、医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学との違いに配慮しながら、その内容を理解させるとともに、障害の概念、リハビリテーション医学の対象についても理解させる。

ウについては、診察・評価の意義、障害の評価、診察・評価の実際、治療計画、記録の意義、記録方法について理解させる。

エについては、力と仕事の原理、関節の運動、脊柱の運動、上肢の運動、下肢の運動、正常歩行と歩行の異常、運動と神経機能について理解させる。

(7) 主な疾患のリハビリテーション

ア 整形外科疾患 イ 関節リウマチ ウ 片麻痺^ひ

エ 脳性麻痺 オ 脊髄損傷^{せき}

(7)については、主要疾患ごとにリハビリテーション医学の立場で、障害発生から社会復帰までの全過程の概要を理解させる。その際、理療の意義と役割を踏まえて指導す

ることが大切である。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アについては、主な対象疾患、医学的管理とリスク管理、理学療法、リハビリテーションに關与する理学療法士や看護師等の他のスタッフによるケア、アフター・ケアについて理解させる。

イからオについては、医学的管理とリスク管理、理学療法、リハビリテーションに關与する理学療法士や看護師等の他のスタッフによるケア、アフター・ケアについて理解させる。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

指導内容として取り上げられている各項目については、現代医学の立場から取扱い、時間配当を工夫して、この科目の内容を正確に理解させるよう配慮する。なお、この分野の指導は、「臨床理学療法」や「理学療法基礎実習」との関連に留意して行うようにする。

アについては、主な症状や疾患を病態生理学的に把握させ、正確な診断、治療についての知識を指導するとともに、東洋医学的知識と総合して理学療法を、より適切に行うことができるように配慮することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、理学療法と直接かかわりの深い事項に重点を置き、実習との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等を理解させるようにすること。

イ 内容の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断を扱い、理学療法を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)のイについては、代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。

エ 内容の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状及び治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、理学療法の有効性との関連を考慮し、理学療法と直接かかわりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理学療法」と関連付けて扱うこと。

オ 内容の(6)については、チーム医療としてのリハビリテーションの過程を、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

カ 内容の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接かかわりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。

内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、理療施術との関連を十分に考慮する。特に、内容の(1)のウについては、生徒相互で実習を行うなどして、その計測値を記録させるとともに、検査結果の意味を理解させる必要がある。また、知覚検査や徒手筋力検査が、脊髄や脊柱の疾患、末梢神経疾患などの診察に重要であることを理解させる。

イについては、日常の施術において対象になりやすい疼痛について重点的に指導する。

ウについては、各治療法の概要について理解させる。また、自然治癒だけでなく、合理的医療を加えることの重要性を理解させるとともに、対症療法に属する理療施術の位置付けを明確にする。さらに、手術療法及び放射線療法の対象となる疾患や理療施術の適応症、禁忌症についても取り扱う。

エについては、内容の(1)、(2)、(3)、(4)との関連に留意し、各疾患ごとに原因、症状、治療法を中心に指導し、疾患名のみを列挙することは避ける。

内容の(5)のアで扱う代表的疾患は、関節炎、骨折、骨系統疾患、腱鞘炎、先天性股関節脱臼等である。

内容の(5)のイで扱う代表的疾患は、脳出血、脳梗塞、髄膜炎、脳腫瘍、脊髄腫瘍、パーキンソン病、認知症、ニューロパチー、神経痛等である。

内容の(5)のウで扱う代表的疾患は、上気道炎、肺炎、肺結核、肺気腫、肺線維症、気胸、肺腫瘍等である。

内容の(5)のエで扱う代表的疾患は、心不全、心弁膜疾患、狭心症、心筋梗塞、貧血、白血病、悪性リンパ腫、紫斑病、血友病等である。

内容の(5)のオで扱う代表的疾患は、口腔粘膜及び顎の炎症、食道炎、食道腫瘍、胃炎、胃十二指腸潰瘍、胃下垂、胃神経症、胃腫瘍、腸炎、過敏性大腸炎、潰瘍性大腸炎、虫垂炎、イレウス、大腸腫瘍、肝炎、肝硬変、肝腫瘍、胆石症、膵炎、膵腫瘍等である。

内容の(5)のカで扱う代表的疾患は、下垂体疾患、甲状腺疾患、副腎疾患、蛋白代謝疾患、糖代謝疾患、ビタミン代謝疾患等である。

内容の(5)のキで扱う代表的疾患は、糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、腎盂腎炎、腎腫瘍、膀胱炎、腎尿路結石症、膀胱腫瘍等である。

内容の(5)のクで扱う代表的疾患は、猩紅熱、インフルエンザ等であるが、体液を介して起こる感染症についても扱う。

内容の(5)のケで扱う代表的疾患は、全身性エリテマトーデス、全身性皮膚硬化症、慢性関節リウマチ、ベーチェット病、先天異常、麻疹、ショック、脳死、心身症、月経異常、更年期障害、湿疹、結膜炎、白内障、メニエール病、神経症等である。

オについては、同じ疾患であっても、治療医学とリハビリテーション医学のそれぞれの果たす役割が違うので、その違いも含めて指導する。

内容の(6)のエについては、「人体の構造と機能」の内容の(2)のアとの関連に留意して指導する。

カについては、リハビリテーション分野の地域医療や在宅ケアで遭遇しやすい理療と
かかわりの深い整形外科疾患や片麻痺のリハビリテーションについて重点的に取り扱
う。

[基礎理療学]

① 目 標

1 目 標

東洋医学の概念，理療施術の意義及び治効理論について理解させ，施術
を効果的に行う能力と態度を育てる。

この科目では，理療施術の背景となっている長い伝統と経験から成り立っている東洋
医学の概念を理解させるとともに，理療施術の基礎となる科学的治効理論を明らかにし
て，理療施術のもつ意義の重要性を理解させ，施術を効果的に行うことができるよう
にすることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 東洋医学の基礎

ア 東洋医学の意義と特色	イ 陰陽五行論	ウ 臟腑経絡論
エ 気血，営衛，津液	オ 病因	カ 証

(1)については，長い伝統と経験から成り立っている東洋医学は，現代科学的，西洋
医学的思考だけでは理解が難しい面もあるので，できるだけ生活に密着した事例を取り
上げるなどして具体的に指導することが大切である。

アについては，東洋医学が，人間は自然の一部であり，自然と同じ法則の下に生活を
営み，肉体の諸組織・器官は有機的な関係をもって統一体として機能し，心身一如であ
るという自然観，身体観に基づいて成り立っており，病人を全体的にとらえ，調和のと
れた健康体へ戻そうとする考え方であることを理解させる。

イについては，古代中国の人たちが，日常生活の中から生み出した考え方である陰陽
五行論を理解させる。ここでは，陰陽論の基本概念，陰陽論の人体への応用，五行論の
基本概念，五行論の医学的応用などについて指導する。

ウについては，臟腑論の概要，六臟六腑，特に脾や腎のように現代医学における同名
の内臓とはかなり異なった扱いをしている臓，または心包や三焦のように現代医学では
存在していない臟腑について重点を置いて指導する。また，経絡論では，経絡論の概要，
経絡の概念，十二経脈及び奇経八脈の名称などを指導する。さらに，経脈が臟腑に属し，
あるいは絡する関係にあり，臟腑と経脈が密接な関係にあることを理解させる。

エについては，気と血の概念，気血と営衛のとらえ方の違い，津液又は痰水の概念，

津液と血の関係などを指導する。

オについては、現代医学の病因論との違いを考慮しつつ、内因、外因、不内外因について指導する。

カについては、病名と証の違いを考慮しつつ、証の概念、証の分類としての八綱弁証、陰陽虚实証、経病証、臓腑病証、三陰三陽病証などを指導する。

(2) 東洋医学の診断と治療

ア 日本の伝統医学的診断と治療 イ 現代の中医学的診断と治療

(2)については、診断と治療の概念の理解にとどまらず、実践できる能力と態度を養う。

今回の改訂では、日本と中国の東洋医学にそれぞれ独自性があり、両者を対比させた指導が有効であることから、従前の「ア 診断」、「イ 治療」を「ア 日本の伝統医学的診断と治療」、「イ 現代の中医学的診断と治療」に改めた。

アについては、日本の診断法の特徴、四診法の概要、望診、聞診、問診、切診、証の立て方など、また、本治法と標治法、補瀉法、鍼灸治療、手技による治療、湯液治療の概要などの治療法を指導する。

イについては、中医学の診断法と治療法の概要や特徴について、日本の伝統的な方法と異なる点などを指導する。

(3) 経絡と経穴

ア 臓腑経絡とその流注 イ 経穴 ウ その他の特定穴

(3)については、長年集積されてきた経験医術としての東洋医学の根幹をなすものであり、経絡、経穴、その他の反応点の示す現象を正確にとらえる能力を養う。

アについては、経絡の走行、連結、分布、経絡の表裏関係、流注の順序、臓腑と経絡の関係について指導する。

イについては、骨度法、同身寸法、十四経脈所属の経穴の名称と取穴部位、要穴などを指導する。

ウについては、主な奇穴、阿是穴等を指導する。

(4) 経絡、経穴と現代医学

ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(4)については、経絡、経穴を現代医学的な視点からとらえるようにする。

アについては、経絡・経穴に関する現代医学的研究の成果を取り上げる。

イについては、電気特性、知覚異常などの反応点の現象と出現メカニズムやその意義、皮膚、皮下組織に見られる諸反応帯などを指導する。

(5) 理療施術の概要

ア あん摩	イ マッサージ	ウ 指圧	エ はり
オ きゅう	カ 理療の臨床応用		

(5)については、あん摩・マッサージ・指圧による施術の定義とそれぞれの違い、はり、きゅうの定義や特徴などを指導することにより、理療施術を効果的に行うことができる能力を養う。

アについては、基本手技とその応用を指導し、古法あん摩にも触れる。

イについては、基本手技とその応用を指導し、結合織マッサージなどにも触れる。

ウについては、指圧の三原則や基本手技とその応用を指導し、カイロプラクティックなど、その他の手技による療法にも触れる。

エについては、用具としてのはりの材質や種類、刺鍼法を指導し、特殊鍼法や古代九鍼などにも触れる。

オについては、もぐさの成分、種類、良否の鑑別、燃焼温度、きゅう施術の種類などを指導する。

カについては、効果的な理療施術を行うための施術の組合せ方、それぞれの施術の適応、不適応、禁忌、刺激量と感受性、過誤と副作用の危険性、消毒について指導する。

(6) 理療施術の治効理論と関連学説

ア 刺激の伝達	イ 身体組織・器官への影響
ウ 生体反応と治効メカニズム	エ 関連学説

(6)については、科学的思考に立って理療施術をとらえる態度を養い、さらに研究の必要性を実感させる。

アについては、皮膚感覚の受容器と神経線維、骨格筋の受容器と神経線維、神経伝達、経路反射などについて指導する。

イについては、組織、器官、自律神経、体液、免疫機構などへの影響を指導する。

ウについては、刺激の定義、刺激の種類、生体反応としての調整作用、鎮痛、興奮、鎮静、防御、免疫、消炎作用などについて指導する。

エについては、サイバネティクス、ホメオスタシス、ストレス学説、レイリー現象、圧自律神経反射、鎮痛学説などについて指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、理療に対する研究的な態度を培うようにすること。

イ 内容の(1)から(4)までについては、理療施術との関連を重視して扱うこと。

ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、理療の臨床効果という観点から指導すること。また「人体の構造と機能」との関連を考慮して扱うこと。

この科目は、「臨床理療学」の基礎として位置付けたものである。

アについては、理療に関する具体的な研究成果を取り上げることによって、理療に対する興味や関心をもたせ、研究的な態度を培うように指導することが大切である。

イについては、理療施術との関連を重視し、長い生活体験から生み出された自然観の重要性を踏まえ、科学的に解明されていないことと科学的でないこととの違いを理解させることが大切である。

ウについては、「人体の構造と機能」で学習した内容や経絡、経穴に関する現代医学的な研究の成果などを基に、理療施術の臨床効果を科学的に理解できるように指導する。また、理療施術の治効理論が科学的に解明されていない部分については、その解明の必要性に重点を置いて指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。

イ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床において理療施術を行うことの適否についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による施術法についても扱うこと。エについては、特殊な鍼法しんも扱うこと。

ウ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

内容の範囲や程度については、科目内での重複を避けながら、一科目としての一貫性をもたせて指導する。

アについては、切診に重点を置いて指導する。切診のうち、腹診や切経では、身体各部の解剖学的構造の違いで触診時の感覚が異なることや、経絡や経穴反応を触診で確認する重要性を指導する。また、脈診の実習を通して、人により、または、鍼によって脈が変わることを実感させる。

イについては、実践力に結び付くよう「理療基礎実習」との関連を考慮して指導する。

ウについては、「人体の構造と機能」との関連を考慮して、具体的に理解できるように指導する。

[臨床理療学]

① 目 標

1 目 標

診察に基づいて、理療施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、東洋医学と現代医学の立場から内容を有機的に関連させ、理療施術の対象となる主な症状についての患者への対応、診察法や治療法、患者の生活管理などを具体的に理解させ、適切な施術を行うことができるようにすることを目指している。また、理療施術の効果を客観的なデータで評価したり、適否を判断して、適切な処置を講ずることができるようにすることも目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 臨床理療学の基礎

ア 臨床理療学の意義と役割

イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(1)については、理療臨床における施術者としての基本的な考え方、在り方を理解させる。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

① 経験医術の特徴と社会からの期待、特に、自然との共生ということがその根底にあること。

② 日本式の鍼の特徴として以下の点を取り上げ、これが、視覚に障害のある人が、その触圧覚を生かして立派な施術を行うことができる背景となっていること。

(ア) 痛くないこと

(イ) 刺鍼時に触圧覚を十分に活用することができること

(ウ) 軽微な刺激による治療であること

(エ) 生体の調節力を意図的、積極的に調節する治療であること

(オ) 未病の徴に対する治療であること

③ 治未病の現代社会における役割、特に、生活習慣病の予防への意義、近代医学との併用の意義と役割、施術対象、施術法の種類等

イでは、以下の事項を中心に指導する。

① 施術対象者の心理、② 施術者として必要な条件、

③ インフォームド・コンセント

(2) 東洋医学における診断、治療の原則

ア 診察

イ 施術計画

ウ 施術原則

エ 記録

(2)については、東洋医学における診断、治療の原則を理解させ、施術を行うことができるようにし、体性系症状に対する施術や、生体の調節力に対する施術、未病の徴に

対する施術などを身に付けるように指導する。

アでは、基本的には現代医学の体系によって診察を行い、そこに生体の微妙なバイタルサインを把握しようとする四診法の特色が生かせるように、以下の事項に留意して指導する。

- ① 切診については、理療施術で最も特徴的な診察法であるから十分に活用できるよう具体的に扱う。
- ② 脈診については祖脈を指導する。
- ③ 東洋医学の診断である病証については、臓腑経絡系の立場から臓腑病証、経絡病証を基本とし指導する。
- ④ 施術の適否と限界、予後の判定、リスク管理などについても指導する。

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 治療計画の立て方、② 治療法の組立て方、③ 治療効果の判定、④ 他の治療法及び健康法との関連

ウでは、治療が生体の調節力（自然治癒力）に対する施術、症状に対する施術、そして自覚されていないけれども不調の状態にある未病の徴に対する施術からなることを明確に理解させた上で、以下の事項を指導する。

- ① 刺激による生体反応の起こり方（局所反応、遠隔部反応、全身反応）、
- ② 治療手順
 - (ア) 生体の調節力を高める治療を最初に行うことで、続いて行われる治療の効果が高くなること。
 - (イ) 調節力を高める治療を最後に行うことにより、それまでに行われた治療の反応を好ましい方向に整え、自然治癒力の高まった状態をつくれること。
- ③ 基本的な施術原則
 - (ア) 生体の調節力を高めるための施術原則
 - (イ) 未病を治すための施術原則
 - (ウ) 症状に対する施術原則

エでは、以下の事項を中心に指導する。

- ① POS、② カルテ記載の仕方、③ 各種検査記録、④ 各種評価表、⑤ 紹介状の書き方、⑥ 記録の保存とカルテ管理

(3) 健康と理療施術

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ア 健康観と疾病観 | イ 健康の保持増進のための理療施術 |
| ウ 生活習慣病予防のための理療施術 | エ その他の健康療法 |

(3)については、健康を保持増進するために、理療施術がどのようにかかわることができるかを理解させる。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 健康の成立条件、② 社会構造の変化と健康概念、③ 未病の概念

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 日本人の健康状態、② 鍛錬療法と調整療法、③ 未病の徴、

④ 未病を治する理療施術

ウでは、本態性高血圧症、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患などの代表的な生活習慣病を取り上げ、予防の観点重視し、以下の事項を指導する。

① 生体の調節力を高める治療、② 未病を治する治療

エでは、健康の保持増進を促す観点から、以下の事項を指導する。

① 運動法、② 食事法、③ 酒など嗜好品の好ましい用い方

(4) 主な症状の理療施術

ア	頭痛	イ	肩こり	ウ	肩関節痛	エ	頸肩腕痛
オ	腰痛	カ	腰下肢痛	キ	膝痛	ク	高血圧と低血圧
ケ	筋疲労	コ	その他の症状				

(4)については、「生活と疾病」での診察法を基本とした各症状の病態生理、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、肩こりと肩関節痛は病態や原因が異なるため、従前の「イ 肩こり、肩関節痛」として示していたものを「イ 肩こり」と「ウ 肩関節痛」とに分けて示すことに改めた。また、「筋疲労」については、治療対象として必要な症状として新たに加えた。

アからケの各症状について、以下の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に指導する。

- ① 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位、症状部位と経絡等）、
- ② 治療法、適応と不適応、治療の限界、治療計画等、
- ③ リスク管理、専門医への紹介等

なお、コについては、「生活と疾病」の内容の(2)のコで取り上げた症状を中心に指導する。

(5) 主な疾患の理療施術

ア	筋筋膜炎、腱鞘炎	イ	捻挫、脱臼、骨折		
ウ	関節リウマチ	エ	片麻痺	オ	末梢神経麻痺
カ	アレルギー疾患	キ	気管支喘息	ク	狭心症
ケ	糖尿病	コ	その他の疾患		

(5)については、「生活と疾病」での学習を基本とした各疾患及びその症状の病態生理、軽快因子、増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となるので、これらをまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

アからケ（イを除く）の各疾患については、以下の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に指導する。

- ① 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位、疾患及び症状部位と経絡等）、

② 治療法，適応と不適応，治療計画，③ リスク管理，専門医への紹介等
イでは，脱臼，骨折の患部への施術が法的な制限行為であることを考慮し，これらの
後遺症に対する施術方法を中心に指導する。

なお，コについては，「生活と疾病」の内容の(5)で取り上げた疾患のうち，理療施術
による有効性が高いものを中心に指導する。

(6) 高齢者に対する理療施術

ア 高齢者の心身機能の特徴

イ 高齢者の主な症状に対する理療施術

ウ 要介護・要支援高齢者に対する理療施術

(6)については，高齢者にとって，快適な日常生活を維持し，QOLの向上を図る上
で体調の調整維持療法としての理療施術の果たす役割が大きいこと，介護を必要としな
い体調の維持が重要であることなど，社会の要請を十分に理解して対応できるよう指導
する。

今回の改訂では，介護保険の対象に要支援者も含まれることから，従前の「要介護高
齢者」を「要介護・要支援高齢者」に改めた。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

① 老化の機序，② 高齢者の身体的特徴，③ 高齢者の心理的特徴

イでは，認知症，排尿・排便機能，咳・痰，動悸・息切れなどを中心に，各症状の病
態，軽快因子，増悪因子が，治療法選択の重要な判断材料となるので，これらをまと
めて取り上げるとともに，以下の事項を順序立てて，具体的に指導する。

① 診察（圧痛点の部位，筋緊張の部位，症状部位と経絡等），

② 治療法，適応と不適応，治療計画等，③ リスク管理，専門医への紹介等

ウでは，イを基本として以下の事項を中心に扱う。

① 要介護・要支援者の運動機能，② 臥床者の褥創予防，

③ 各器官の機能維持を配慮した診察と治療

(7) スポーツ領域における理療施術

ア スポーツ障害・外傷の一般

イ スポーツ障害・外傷の予防と管理

ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術

(7)については，健康な心身を保持増進するために注目される分野である。市民スポ
ーツが広がりを見せている一方，アマチュア，プロフェッショナルを含めてレベルの高
い競技スポーツも盛んになっている。この中で理療は，スポーツを行う人の体調を整え
る上で有効であることから，スポーツ領域における理療施術の新たな発展が期待される
ところである。これらの点を踏まえた指導が必要である。

アでは，以下の事項を中心に扱う。

① スポーツ医学の役割，② スポーツ障害・外傷の定義，

- ③ スポーツ障害・外傷の分類,
- ④ 部位別のスポーツ障害・外傷（野球，テニス，中・長距離走等のスポーツ活動によるオーバーユース障害を中心に），
- ⑤ スポーツ障害・外傷に対する応急手当

イでは，理療が，自律神経機能の調節作用を高めることにより，スポーツ選手のコンディションづくりに力を発揮する施術であることを理解させる観点から，以下の事項を中心に扱う。

- ① 筋疲労と筋肉痛の除去，② 筋緊張の緩解と筋柔軟性の獲得，
- ③ 筋力の増強，④ 心身の調整，⑤ スポーツ前後の処置

ウでは，理療による施術を行う場合，単に症状に対する治療のみでなく，生体の調節力を高める治療，未病に対する治療を総合して行うことが健康度を高める上で重要であることを理解させる。また，「生活と疾病」の内容の(5)のアで取り扱う障害・外傷を中心に，以下の事項を取り扱う。

- ① スポーツ障害・外傷に対する治療，② 適応と不適応，③ 治療の限界，
- ④ 他の医療分野との関連，⑤ 応急処置

(8) 産業衛生における理療施術

- ア 仕事と健康 イ 事業所内理療従事者の業務と役割
- ウ 主な職業起因性症状の理療施術

(8)については，不特定多数の対象ではなく，企業等の特定された対象集団において健康管理を適切に行うことができるような指導が必要である。この場合，企業内等において健康管理を行ういわゆるヘルスキーパー（企業内理療師）として信頼されるためには，施術に関する優れた知識や技術とともに，社会性や豊かな人間性などが求められるので，これらの点についての指導を行うことが大切である。

アでは，「疾病の成り立ちと予防」の内容の(2)，(3)，(4)の学習を基礎に，以下の事項を中心に扱う。

- ① 職場とストレス，② 仕事と疲労

イでは，ヘルスキーパーの業務と役割を理解させる観点から，以下の事項を中心に扱う。

- ① 職場のストレス病，② 物的環境要因と身体的疲労の一般的な対策，
- ③ 職場における身体的疲労の一般的な予防策

ウでは，ヘルスキーパーが遭遇しやすい主な職業起因性症状として頭痛，肩こり，肩の痛み，不眠，イライラ，目の疲れ，胃腸の不調，腰痛，膝痛，冷えなどを取り上げ，それぞれについて，以下の事項の概要を指導する。

- ① 発症メカニズムの分析法，② 発症メカニズムによる理療施術の用い方，
- ③ 自己管理法（セルフケア）

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。

イ 指導に当たっては、「理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

内容は、「生活と疾病」、「基礎理療学」などとの有機的な関連を図りながら、診察から治療に至るまでの過程を理解できるように構成してある。したがって、各科目の指導の実態をよく把握して授業の構成を組み立てる必要がある。現代医学と東洋医学の知識を生かし、生徒が興味・関心を高めることができるように、指導内容・方法を工夫することが大切である。

アについては、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎理療学」、「理療基礎実習」等で学んだ知識を総合し、生体の機能異常を的確に診察し、適切な治療を行い、必要な対策を講ずる知識を体系的に指導する。また、理療は、診察、治療の両面にわたり東洋医学の経験的知恵と現代医学の科学的知識を有機的に総合したものであり、生体が本来もっている調節力を主体としていることが大きな特色であることを理解させる。

イについては、本科目での学習が、「理療基礎実習」の内容の(6)における実習場面で実践され、「理療臨床実習」へと進んでいくことを踏まえ、指導の一貫性を高めることが大切である。そのためには、本科目と実技実習との指導内容の関連性を十分に考慮し、指導者間の連携を密にしたり、ティーム・ティーチングを取り入れたり、時間割上の指導時間の設定を工夫したりすることなどが必要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。

イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。

ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて扱うこと。

エ 内容の(6)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて扱うこと。

オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

(2)については、現代医学が診断を中心とした医学であるのに対して、理療は治療学が中心であることを踏まえ、治療技術を身に付けることで臨床実習活動への参加がスムーズにできるように配慮して指導する。

アについては、「生活と疾病」の内容の(4)の学習を基礎とし、また、「医療と社会」の内容の(4)との関連に留意しながら、子どもから高齢者まで幅広い年齢層にわたって信頼されるような態度、行動、言葉遣いなどを身に付けるように指導する。

イについては、他の治療学には見られない特色のあるところであるから、十分にその意味を理解し、具体的に実践できるよう指導する。

ウについては、「生活と疾病」における指導との関連を十分に考慮し、本科目では主な症状や疾患に対して適切な理療施術を行うという観点から扱い、一貫した指導を行うようにする。また、健康指導、生活指導、応急処置の方法等についても「生活と疾病」との関連を踏まえて指導する。ここで取り上げる症状、疾患は、日常臨床上遭遇することが多いので、十分な指導が必要である。

エについては、人口の急激な高齢化、在宅介護の必要性などから施術対象となるケースが多くなることが考えられる。重度な医療的対処が必要な患者よりも、軽症、未病の段階においてこそ理療の力を発揮する場がある。したがって、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについて理解を深めることが大切である。

なお、地域の実態により、理療施術者が担当する対象も変わる可能性がある。それぞれの学校で生徒の卒業後の状況を考え、指導内容を検討する必要がある。

オについては、スポーツ障害・外傷への対応の一つとしてテーピングの基本的事項に指導の重点を置くとともに、スポーツ障害・外傷の予防と管理では、オーバユース症候群、捻挫、肉離れに対する予防・管理の基本を指導する。また、生徒の進路希望に応じて、更に学習できるよう配慮することが大切である。

[地域理療と理療経営]

① 目 標

1 目 標

現代社会における理療の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、理療経営の実践的な知識を習得させる。

この科目は、高齢化が進み、生活習慣病が急増する現代社会に焦点を当て、健康上に課題をもつ人々を、地域の中で支援することの大切さを学ぶとともに、地域医療、地域福祉における理療業務の意義と役割を理解し、併せて、施術所の現代的経営の在り方を考える能力を養うことを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 理療と社会

ア 理療の業務と開業

イ 理療と医療・福祉制度

ウ 諸外国における鍼灸しんきゅう，徒手による施術

(1)については、地域医療の概念及び在宅医療、在宅福祉の現状を指導するとともに、その枠組みの中で、理療業務が担う意義と役割を、チーム活動の重要性を含め、実践事例を紹介するなどして具体的に取り扱う。また、諸外国においても鍼灸及び徒手による施術が地域医療に貢献している事例を取り上げる。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 地域医療の一般概念，
- ② 地域理療の背景，
- ③ 地域理療を実践する視点，
- ④ 地域における理療業務の意義と在り方

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 地域における保健・医療・福祉の歩み，
- ② 地域における保健・医療・福祉制度の概要，
- ③ 地域における保健・医療・福祉制度と理療業務

ウについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 欧米における鍼灸及び徒手による施術と地域医療，
- ② その他の地域における鍼灸及び徒手による施術と地域医療

(2) 高齢社会の現状と課題

ア 高齢社会の現状と課題への対応 イ 高齢者介護と社会保障制度

(2)については、保健・医療・福祉制度改革の背景となった高齢社会の現状及び諸課題を概観した上で、介護保険制度の概要とともに、この制度と理療業務との関係について取り扱う。

アでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 高齢社会の現状，
- ② 高齢者の健康上の課題とその対応，
- ③ 社会的課題とその対応

イでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 高齢者介護の現状，
- ② 介護保険制度の概要，
- ③ 介護保険制度と理療

(3) 理療と経営

ア 経営の一般 イ 施術所の開設準備と諸制度
ウ 経営の管理と運営 エ 経営の展開と実際

(3)については、施術所経営に必要な経営学一般の基本的事項とともに、施術所開設の企画から業務管理・運営に至る一連の過程を、関係法規等で学習した内容と関連付けながら具体的に理解し、応用力を付けることができるよう指導する。

今回の改訂では、より経営の応用力を培う観点から項目を見直し、従前の「イ 施術所の設置と運営」、「ウ 経営の管理と経営分析」を「イ 施術所の開設準備と諸制度」、「ウ 経営の管理と運営」、「エ 経営の展開と実際」に改めた。

アでは、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 経営学の基本概念, ② 施術所経営の特性

イでは, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 経営理念と運営方針の検討, ② 開業地選定と需要分析,
③ 事業計画と資金計画, ④ 資金調達計画と融資制度,
⑤ 施術所の構造と施設・設備, ⑥ 健康保険の取扱い,
⑦ 従業員の雇用と待遇, ⑧ 施術所の開設届と保健所検査,
⑨ 開院と広告・宣伝, ⑩ 介護保険制度下における治療院経営

ウについては, 以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術記録の管理, ② リスク管理と事故賠償保険, ③ 労務管理と従業員教育,
④ 総合管理と営業分析

エについては, 以下の事項を中心に扱う

- ① 医療機関や保健医療福祉機関との連携,
② あん摩・マッサージ・指圧, 鍼灸業務と税金

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては, 「医療と社会」との関連に留意するとともに, 体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

内容については, 在宅要介護高齢者や在宅療養者の急増する地域における理療業務の役割と施術所経営の現代的在り方を理解し, 考えながら学習できるように構成してある。取扱いに当たっては, 公衆衛生の考え方を踏まえつつ関係の科目との関連を重視するとともに, 施術所経営のみならず, すべての進路にわたって, 地域理療の理念の重要性が, 具体的に理解できるよう配慮することが大切である。

アについては, 「医療と社会」の内容の(2)及び「生活と疾病」の内容の(1)との関連に特に留意する。また, 内容の(3)については, 「理療臨床実習」の内容の(2)のウとの関連において, 体験的に学習できるよう扱うことが重要である。

(2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては, 諸外国における鍼灸しんきゅう, 徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し, 理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

イ 内容の(3)については, 経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

(2)については, 地域理療の基本理念を理解した上で, それをあん摩・マッサージ・指圧, 鍼灸の業務に応用する能力を養う観点を重視し, 扱う内容は, 原則的な範囲にとどめるとともに, 基礎的・基本的事項の確実な定着を図ることが大切である。

アについては、特に、欧米におけるオルタナティブ・メディシン、コンプリメンタリー・メディシンにおける鍼灸及び徒手による施術の社会的な位置付けを中心に扱う。

イについては、経営学一般の基本的事項を踏まえた上で、地域医療を実践する観点を重視し、施術所経営の企画から業務管理に至る具体的な過程を、「理療臨床実習」の内容の(2)のウとの関連を図りながら、体験的な学習を取り入れるとともに、生徒自らにも考えさせる指導が大切である。また、地域医療や地域福祉と施術所経営との関連についても扱うようにする。

[理療基礎実習]

① 目 標

1 目 標

理療に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

この科目では、理療施術の導入として、施術者としての基本的な態度・習慣を身に付けさせることと、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの実技の基本を確実に身に付けさせることを目標に置いている。また、臨床実習への導入の段階では、代表的な症状や疾患に対する施術が、評価と理論に基づいて、応用療法とともに、実践的かつ適切に行うことができるようにするための基礎的・基本的技能の育成を目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 理療施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意

(1)については、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの施術を行う上で基本となる施術室の管理と清潔保持の態度及び施術上注意すべき事項について扱う。また、施術者としての心構え、患者等に対する接し方の基本についても指導する。

アについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施設・設備の管理の実際、② 衛生上の管理と清潔保持の実際、
- ③ 施術用具の管理と取扱いの実際

イについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術に必要な消毒及び滅菌の実際、
- ② 施術に必要なリスク管理の実際と施術過誤の実態

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

- ア あん摩の基本手技と身体各部の施術
- イ マッサージの基本手技と身体各部の施術
- ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(2)については、あん摩・マッサージ・指圧の各基本手技及び運動法の基本について取り扱う。なお、各学校の状況等に応じ、カイロプラクティックなど、その他の徒手による療法の実際についても指導するよう配慮する。

アでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 基本手技（按撫法，揉捏法，圧迫法，振戦法，叩打法，曲手，運動法），
- ② 座位のあん摩（頸部，肩上部，肩甲部，背部，上肢部，頭部，顔面部），
- ③ 側臥位のあん摩（頸部，肩上部，肩甲部，背腰部，仙骨部，殿部，上肢・手部，下肢・足部，頭部，顔面部），
- ④ 腹臥位のあん摩（背腰部，仙骨部，殿部，下肢部，足底部），
- ⑤ 背臥位のあん摩（前胸部，乳房，腹部，下肢部，顔面部）

イについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 基本手技（軽擦法，揉捏法，圧迫法，振戦法，強擦法，按捏法，叩打法），
- ② 上肢のマッサージ（手指，手部，手関節，前腕，肘関節，上腕，肩関節），
- ③ 下肢のマッサージ（足指，足部，足関節，下腿，膝関節，大腿，殿部，股関節），
- ④ 背腰部のマッサージ（腰部，背部，肩甲部），
- ⑤ 頸肩部のマッサージ（肩甲帯，肩上部，頸部），
- ⑥ 胸腹部のマッサージ（前胸部，肋間部，乳房，腹壁，腹部内臓），
- ⑦ 顔面部のマッサージ（表情筋，咀嚼筋，顎関節），
- ⑧ 結合織マッサージの基本手技（反射帯の検査法，擦過軽擦，カギ型軽擦），
- ⑨ 運動法の基本（他動運動，自動介助運動，自動運動，抵抗運動，伸張運動）

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 基本手技（押圧の三原則，押圧の強弱段階，通常圧法，緩圧法，持続圧法，吸引圧法，衝圧法，振動圧法，運動法），
- ② 伏臥指圧法（背腰部，仙骨部，殿部，下肢部），
- ③ 仰臥指圧法（胸部，腹部，上肢部，下肢部，頭部，顔面部），
- ④ 正座指圧法（頸部，肩上部，上肢部）

(3) はり基礎実技実習

- ア 刺鍼しんの方法
- イ 刺鍼しんの手技
- ウ 特殊な鍼法しん

(3)については、はりの基礎的・基本的事項から刺鍼の応用実技までを幅広く取り扱うが、特に、刺鍼の実際においては、銀鍼を使用した指導に重点を置く。取穴を指示した実習では、身体各部の構造的特徴と刺鍼によるリスクを踏まえ、安全で効果的な刺鍼が確実にできるよう、刺入の深さ，方向及び刺激量について指導する。また，不拔鍼，折鍼などの施術過誤への対策についても，その防止策とともに，処置の方法について指導することが重要である。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 鍼具の取扱いと管理，② 刺鍼前後における消毒の実際，
- ③ 前揉法と後揉法の実際，④ 押し手と刺し手の実際，
- ⑤ 両手挿管法と片手挿管法の実際，⑥ 管鍼法の実際，⑦ 撚鍼法の実際

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 単刺術，② 雀啄術，③ 旋撚術，④ 置鍼術，⑤ 回旋術，⑥ 間欠術，
- ⑦ 屋漏術，⑧ 振戦術，⑨ 刺鍼転向法，⑩ その他の刺鍼手技，
- ⑪ 治療点への正しい刺鍼，⑫ 刺鍼に伴うリスクの管理

ウについては、以下の事項を中心に、リスクを含めて取り扱う。

- ① 小児鍼法（皮膚鍼法），② 皮内鍼法，③ 散鍼（浅表多鍼術），
- ④ 低周波鍼通電療法

(4) きゅう基礎実技実習

ア きゅう施術の基礎

イ 各種の施灸法きゅうとその実際

(4)については、きゅうの基礎的・基本的事項に関する実習から各種施灸法の実際までを取り扱う。無痕灸の学習では、知熱灸を中心に、また、有痕灸の学習では、もぐさのひねり方と立て方、点火の方法、燃焼中の注意、施灸後の灰の処置について指導する。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① もぐさの品質と良否の鑑別，② 線香ともぐさの管理

イについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 無痕灸の実際，② 有痕灸の実際，③ 治療点への正しい施灸，
- ④ 施灸に伴うリスクの管理

(5) 理療応用実技実習

ア 評価と理学的検査の実際

イ 運動療法の応用

ウ 物理療法の応用

(5)については、代表的な症状や疾患の評価・測定の方法及び理学的検査法の実際を扱うとともに、理療施術に応用する運動療法及び物理療法の実際について指導する。

アについては、以下の事項を中心に取り扱う。

- ① バイタルサインの測定の実際，② 関節可動域検査の実際，
- ③ 徒手筋力検査の実際，④ 肢長・周径測定の実際，⑤ 反射検査の実際，
- ⑥ 片麻痺機能評価の実際，⑦ 腰の痛みに対する理学的検査の実際，
- ⑧ 主な関節の痛みに対する理学的検査の実際，
- ⑨ 下肢の痛みに対する理学的検査の実際，
- ⑩ 頸肩腕痛に対する理学的検査の実際

イでは、以下の事項を中心に取り扱うが、各学校の状況に応じ、関節モビリゼーション、PNF等の実際についても指導するよう配慮する。

- ① 関節可動域訓練の実際，② 筋力増強訓練の実際，

- ③ 筋弛緩訓練と筋ストレッチングの実際，④ 片麻痺の機能回復訓練の実際，
- ⑤ 腰の痛みに対する運動療法の応用，
- ⑥ 主な関節の痛みに対する運動療法の応用，
- ⑦ 下肢の痛みに対する運動療法の応用，⑧ 頸肩腕痛に対する運動療法の応用

ウでは，以下の事項を中心に取り扱う。具体的に赤外線療法，ホットパック療法，極超短波療法，超音波療法，低周波療法，頸椎及び腰椎牽引療法，テーピングの実際について指導する場合は，施術過誤も含めて取り扱う。

- ① 温熱・水治療法の実際，② 光線療法の実際，③ 電気療法の実際，
- ④ 牽引療法の実際

(6) 理療総合実技実習

ア 総合実技の基礎

イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

(6)については，臨床実習入門として，理療施術への多様なニーズに適切に対応できる実践感覚を養う観点から，理論と実技とを総合する態度の定着を図るとともに，あん摩・マッサージ・指圧実技，はり実技及びきゅう実技と応用実技とを総合した施術が実践できるよう体験的に指導する。

アについては，以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 総合施術の基本原則（有熱時に対する施術原則，局所炎症に対する施術原則，関節拘縮に対する施術原則，体性神経症状に対する施術原則，自律神経症状に対する施術原則，虚・実と補・瀉），
- ② 患者面接の実際，③ 現代医学的な診察と施術の構成，
- ④ 東洋医学的な診察と施術の構成，⑤ リスク管理の実際

イについては，以下の事項を中心に取り扱う。

- ① 健康の保持増進のための総合施術，
- ② 主な症状（頭痛，肩こり，腰痛，膝痛など）に対する総合施術，
- ③ 主な疾患（片麻痺，腱鞘炎，捻挫の後遺症など）に対する総合施術，
- ④ 要介護高齢者に対する総合施術，⑤ スポーツ領域における総合施術，
- ⑥ 産業衛生における総合施術

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては，「生活と疾病」，「基礎理療学」及び「臨床理療学」との関連を重視し，現代医学と東洋医学の両面から，病状を総合的に把握して，実際的な施術ができるようにすること。

イ 内容の(1)については，この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。

内容の構成は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の臨床領域で扱われる施術の基本が系統的かつ総合的に学習できるよう配慮してある。取扱いに当たっては、理論と実技の総合化を図る考え方を養う観点から、他の科目との関連に十分留意することが大切である。また、この科目の基礎段階は、基本実技を反復練習する内容であるので、生徒が、常に技術習得への意欲をもって学習に取り組むことができるよう指導方法を工夫することが必要である。例えば、体表観察や刺鍼と施灸を織り交ぜるなどして授業の展開に変化をもたせたり、基礎実技の評価基準を創意工夫し、学習の到達度を客観的に示したりすることなどが考えられる。

アについては、特に、「生活と疾病」の内容の(1)、(2)及び(5)、「基礎理学」の内容の(2)、(5)、「臨床理学」の内容の(3)から(8)との関連に留意して指導する。

イについては、施術者としての資質の基本が習慣化されるように、この科目において指導を徹底することはもとより、学校生活の全般を通じて、指導に当たることが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。

ウ 内容の(3)のウについては、小児鍼及び皮内鍼を中心に指導すること。

エ 内容の(4)については、施灸の基本及び各種の施灸法を生徒の視覚障害の状態に応じて具体的に指導し、臨床に生かすことができるようにすること。

オ 内容の(5)のア及びイについては、片麻痺の評価及び機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。

カ 内容の(6)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床理学」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

内容の範囲や程度については、施術者としての態度及び実技に関する基本的事項に重点を置くとともに、理療に対する社会の多様なニーズに対応できる技能の基本が習得できるよう配慮する。

アについては、皮膚感染に関する具体的な事例を取り上げながら消毒の重要性を理解させた上で、特に、施術前後における手指消毒を習慣化させる。

イについては、各学校ごとの指導態勢や生徒の状況等を考慮しつつ、カイロプラクティックなどその他の徒手による療法、テーピングの実際についても取り扱うよう配慮する。また、短時間で行うあん摩・マッサージ・指圧への需要が増大していることを踏まえ、マッサージ用の専用いすを使ったあん摩・マッサージ・指圧施術についても指導することが必要である。

ウについては、各種の小児鍼及び皮内鍼の基本を、留意点とともに取り扱う。また、

低周波鍼通電療法については、機器の基本操作及び通電中のリスク管理に重点を置いて指導する。

エについては、全盲生徒に対しても、点火を含め独力で施灸できるように指導しなければならないが、むしろ、臨床において、施術補助者などに対し施灸技術を適切に指導できる能力を確実に養うことが大切である。なお、点火の指導に当たっては、生徒の視覚障害の状況に応じて、視覚障害者用として開発されている種々の点火用器具を活用するなどの工夫が必要である。

オについては、地域において、片麻痺による高齢者の介護及び医療の需要が急増している社会背景を踏まえ、片麻痺に対する機能評価と機能回復訓練に関する基本的技能を指導することが大切である。

カについては、臨床実習入門としての位置付けであることを踏まえ、地域の施術所で受療した体験、模擬臨床実習の実施、校内臨床室での実習補助など、体験的に学習できる機会の確保に努め、施術の実践感覚を身に付けるとともに、代表的な症状・疾患に対する施術への理解を図る。

[理療臨床実習]

① 目 標

1 目 標

理療に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う実践的能力と態度を育てる。

この科目は、臨床において、理療に関する知識と技術を総合した施術を行うことのできる実践的能力を養うとともに、理療業務の意義と役割を体験的に理解させることにより、プライマリ・ケアの一翼を担う職業人としての基本的態度を確立することを目指している。

今回の改訂では、臨床において適切で効果的な施術を行うために臨床的な実践力が求められることから、従前の「施術を適切かつ効果的に行う能力」を、「施術を適切かつ効果的に行う実践的能力」に改めた。

② 内 容

2 内 容

(1) 校内実習

ア 施術者と施術対象	イ 施術の実際
ウ カルテの記載と管理	エ 症例検討
オ 模擬患者との面接実習	

(1)については、施術者としての基本的な態度を実践的・具体的に指導するとともに、

理療施術に適した症例に対し、初期面接から施術終了までが完結できる技能を、体験的かつ段階的に指導する。また、カルテを記載して記録をとり、患者管理・リスク管理を行って、スムーズな外来施術が実現できるように指導する。医療面接を通じた症例検討などの指導により、患者の側に立った施術を学ばせる。

今回の改訂では、患者の権利意識の高まりや個人情報管理の徹底、患者と接する実践的な応用力育成などの観点から項目を見直し、従前の「ウ 資料の整理と症例検討」を「ウ カルテの記載と管理」、「エ 症例検討」、「オ 模擬患者との面接実習」に改めた。アについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術者としての態度と心構え、
- ② 施術対象者（患者、健康の保持増進を目的とする施術対象者、子ども、高齢者など）の取扱い、
- ③ 取り扱う主な症状（頭痛、肩こり、肩関節痛、頸肩腕痛、腰痛、腰下肢痛、膝痛、高血圧、低血圧、筋疲労等）、
- ④ 取り扱う主な疾患（片麻痺、狭心症、糖尿病、慢性関節リウマチ、気管支喘息、アレルギー疾患、末梢神経麻痺、筋筋膜炎、腱鞘炎、捻挫の後遺症等）

イについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施設・設備の点検、② 清潔の保持と消毒・滅菌の実施、
- ③ 患者面接の実施、④ 診察・評価の実施と施術計画の立案、
- ⑤ 施術計画に基づいた施術の実施、⑥ 経過の観察と再評価の実施

ウについては、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術に関するカルテ記録の記入法、② カルテ記録の保管と管理の方法

エについては、症例検討会などでの症例の検討を通して、病態の把握と治療の適切さを実践的に学ぶ。

オについては、生徒同士や模擬患者を使って模擬面接をするなど、実践的、臨床に即して行う。

(2) 校外実習

ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

(2)については、この授業の意義と目的を十分理解させた上で、保健、医療、福祉及び産業衛生などの領域における多様な理療業務の見学・実習を行うとともに、施術所経営に関する基礎的な知識や生徒個々の進路希望に応じた技術指導についても取り扱う。

アでは、以下の事項を取り扱う。

- ① 理療業務への理解の深化、
- ② 理療従事者として求められる人間性、社会性の育成、③ 進路選択の動機付け

イでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 事前オリエンテーションの実施、② 理療施術所の見学・実習、
- ③ 病院・診療所の見学・実習、④ 高齢者保健・福祉施設の見学・実習、
- ⑤ ヘルスキーパー業務の見学・実習、⑥ 体験発表会の開催、
- ⑦ 生徒個々の進路希望に応じた技術指導

ウでは、以下の事項を中心に扱う。

- ① 施術所の見学・実習，② 模擬経営実習

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、理療従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、実際的に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ 内容の(2)については、理療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

内容については、理療業務への多様なニーズに対応できる基礎的な技能が体験的に習得できるように構成してある。取扱いに当たっては、インフォームド・コンセントを重視するなど、常に、患者や利用者の立場に立って施術を行う態度を習慣化させる指導が大切である。また、他の科目との関連のうち、内容の(2)では、「地域理療と理療経営」で扱う内容を実際的に体験できるよう配慮することが重要である。

アについては、「医療と社会」の内容の(4)と関連させるとともに、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などについて、校内実習と校外実習の全過程にわたって指導を徹底することが大切である。また、患者の立場に立った実習の心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮することが重要である。

イについては、各学校に付置されている臨床実習室を、地域医療の一機関として機能させ、関連施設との間で、具体的なケースについて双方向の情報交換を行うなどの連携を図る体制を整えるよう努力することが大切である。

ウについては、各学校が編成するカリキュラムにおいて、学校ごとの教育方針や生徒及び地域の実態等を考慮しながら、履修学年や授業時数の配当を弾力的に取り扱うことが大切である。

エについては、理療業務や生徒個々の進路希望との関連を考慮し、適切な施設を選定するとともに、指導に当たっては、当該施設に対し、実際に体験できる機会が多く得られるよう理解と協力を求めながら、計画的に進めることが重要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。

イ 内容の(2)のイについては、多様な理療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。
ウについては、施術所経営に関する実地的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施設所見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

内容の(1)の範囲や程度については、「臨床理学」の内容の(4)に掲げた症状を有する症例を中心に扱うとともに、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについても具体的に指導する必要がある。また、内容の(2)のイについては、施設の見学・実習にとどまらず、生徒や地域の実情に応じ、寝たきり高齢者に対する在宅での施術を実施するなど、地域医療を体験的に学習できる機会を確保することも重要である。

アについては、臨床実習の習熟度に応じた全体の年間指導計画を作成するとともに、生徒の多様な臨床能力の実態に対応できるようきめ細かな指導を徹底して行う体制を整備することが大切である。

イについては、内容の(2)のイを、理療関連業務を幅広く理解するための学級・学年単位による施設見学と進路希望に応じた個別の見学・実習に分け、履修時期を考慮して計画することが大切である。特に后者は、多様な価値観や経験をもつ人たちと触れ合う環境の中で自己を磨く貴重な機会であるから、十分な時間を確保するように配慮する。また、内容の(2)のウでは、臨床経験の豊富な人の講演会を開いたり、施設所見学や模擬経営実習を行ったりするなどして、施術所経営に関する具体的な知識を養うようにするとともに、生徒個々の進路希望に応じた実地的な技術指導も行うようにする。

[理療情報活用]

① 目 標

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

社会における情報化は、近年ますます発展し、身近なものになってきている。そこで、この科目では、コンピュータ等情報機器の操作方法、情報処理に関する基礎的な知識や技術の習得を図り、情報を活用する能力を育てるとともに、理療の分野においても適切かつ実践的・主体的に活用していく能力と態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(1)については、人間社会における情報の役割と種類、情報を得るためのコンピュータ等情報機器の活用や範囲、及び情報通信ネットワークの重要性を認識させ、高度情報社会における情報機器と情報の活用について理解させる。

今回の改訂では、従前の「ウ 情報の価値とモラル」を「ウ 情報通信ネットワーク」と改めた。ここでは情報通信ネットワークの進展についての理解を深めるようにし、生徒が情報通信ネットワークを活用するに当たって必要なセキュリティや身に付けるべき情報モラルについては、別項目で示すようにした。

アについては、日常生活における情報について、どのようなものが提供されているか、どのように蓄積され、処理されているのかなど、社会における情報処理の在り方について指導する。

イについては、コンピュータ等情報機器の種類や機能、特性及び社会の中での利用分野について扱う。

ウについては、情報通信ネットワークの種類や特徴について基礎的な事項を扱うほか、通信用アプリケーションの基本的な操作について指導する。

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(2)については、生活や産業における情報の価値を理解させるとともに、情報の意義と正しい利用の仕方、情報の不適切な利用とその影響について認識させ、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報を扱う際の責任や基本的なルールを具体的な事例を挙げて理解させ、情報社会に適切に参画していくために必要とされる望ましい態度や情報を扱う際に留意すべき基礎的な事項について指導する。

アについては、特に、情報の収集及び発信について、著作権の保護やプライバシーの保護等の観点から、情報を活用する者に課せられた責任やモラルについて指導する。

イについては、情報社会で安全に生活していくための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識などについて指導する。

(3) 理療と情報機器の活用

- ア 理療における情報機器活用の目的と意義 イ 個人情報の管理
- ウ 理療の現場における情報システム

(3)については、保健理療の分野でのコンピュータ等情報機器の利用及び個人情報管

理の実際について、具体的な事例を通して理解させるとともに、情報を活用する能力と態度を育てるようにする。

アについては、理療における情報の意義及び保健理療活動におけるコンピュータの利用について指導し、コンピュータを利用することで、情報の共有化による患者サービスの向上が図られることを理解させる。

イについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の職務として患者のプライバシーを保護することの必要性を認識させ、個人情報のセキュリティ管理の方法を具体的に理解させる。

ウについては、理療の過程における情報の重要性を理解させ、コンピュータを利用してそれらの情報を適切に処理する方法について、例えば、データベースを利用した理療の施術計画の作成、臨床現場での患者管理、物品管理、勤務管理などの管理業務におけるコンピュータの利用について理解させる。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 理療に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理療の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理療に関する各科目と関連付けて指導すること。

アについては、ハードウェア・ソフトウェア両面にわたり、実際に扱うことでその機能や操作方法を習得させるよう配慮することが大切である。そのためにも、できるだけ実習の形態で授業ができるよう配慮する必要がある。その際、学校や生徒の実態に応じて、重点的な内容の取扱いをするなど、効果的な指導ができるように工夫する必要がある。

また、三療師の業務において、どのような情報が扱われているのか、それらの情報のコンピュータによる管理にはどのような利点があるのかなどの指導を通し、生徒自身の関心や研究心を育て、積極的に情報を管理し、処理していく能力と態度を育成するように努める。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル

及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理療の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、理療の現場における個人情報管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、理療援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

アについては、情報化社会の中で、コンピュータがどのような分野で活用されているかについて、具体的な事例を通して指導する。また、インターネット接続やメールによる通信・情報収集を行い、ネットワークシステムの効果的な活用法について指導する。

イについては、情報の取扱いに関する最近の動向について理解を促し、実際に起きている問題や対処法などについて、疑似体験を取り入れながら、情報モラル及びセキュリティに関心をもたせるよう配慮して指導する。

ウについては、具体的な事例を取り上げ、必要とされるアプリケーションやデータの収集、分類方法等について指導し、将来にわたって、コンピュータを活用しようとする意欲や態度を育てるよう努める。

[課題研究]

① 目 標

1 目 標

理療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

この科目の目標は、どのように社会が変化しようとも自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を磨くことにある。そのため、生徒自らがテーマを設定し、計画を立て、調査や研究などを行い、結果を整理し、発表するものである。また、調査や研究などの過程において創意・工夫し、あるいは課題を解決して目標を達成する課題解決型の学習である。問題の解決を通して、生徒一人一人の個性を伸ばし、自信をもたせることは大切なことである。

② 内 容

2 内 容

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 職業資格の取得

(1)については、これまでの学習を更に発展させ、理療に関する各分野の中から幅広い範囲にわたって、生徒自ら課題を設定し、これを計画的に解決していく学習を行う。課題の設定、調査方法及び実験方法、結果の取りまとめと発表等について適切な助言や援助を行い、調査、研究及び実験の成果について、自ら評価ができるようにする。

(2)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得の学習を通して、これを取得するための学習方法を体得し、専門の内容を習得する。さらに、この学習を通して自らの進路意識を高める。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

この科目の性格から、実施学年は高学年で履修する。実施する時期は、各学校で設定する。また、実施時間は、週時間割の中に位置付けて定期的、計画的に実施する。課題の内容や指導体制によっては、年間計画の定めるところにしたがって、3年生の2、3学期にかけて行うなど、弾力的に行うことができる。テーマの設定は、実施期間に先立ち、事前に指導しておくようにする。

アについては、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中からテーマを選択するのが基本であるが、(1)及び(2)を組み合わせた課題を設定することもできる。指導に当たっては次の事項に配慮する必要がある。

① テーマの設定について

(ア) テーマの設定に当たっては、施設・設備、費用、完成までの時間、生徒の特性などを考慮し、無理のないようにする。

(イ) この科目は、テーマ設定がポイントの一つであるが、生徒自らが課題を見つける雰囲気づくりが大切である。そのためには、先輩の発表会を参観させたり、日ごろの授業などを通して動機付けを行うことが重要である。

これらを通して、目的、方法、内容を事前に徹底させることが大切である。

② 学習形態と指導体制について

学習形態は、テーマの内容により個人又は数人のグループで行うかは、教師が見極めて指導する。また、指導体制は、テーマの内容により一人の教師が数テーマ担当する場合と、1テーマを複数の教師が担当する場合とがある。

③ 教師のかかわり方について

研究途中において、生徒の自主性を育てることが大切であるが、教師は放任になら

ず、また、逆に干渉し過ぎにならないような配慮が必要である。特に、次のような場合は、教師は積極的にかかわることが大切である。

(ア) 生徒から相談をもちかけられたとき

(イ) 進行が遅いとき

(ウ) 問題が大きくて生徒の力では解決するのが難しいと思われるとき

④ 評価について

評価については、評価の時期を、計画の段階、実施の段階、まとめの段階の三つに分けて行うのが適当である。計画の段階では、生徒の問題意識や目的意識、着眼点やアイデアなどについて評価する。実施の段階では、生徒の学習意欲や探求心、計画に基づく実践力、科学的な思考力、技能などについて評価する。まとめの段階では、結果のまとめ方、発表の仕方、次の課題への発展・向上への意欲、報告書のでき具合などを評価する。特に、結果のみを重視せず、意欲、創意・工夫、探求心、粘り強さ、グループの盛り上がりなどの取り組む姿勢についても評価する。また、生徒の自己評価も参考にすることが考えられる。

イについては、研究の成果を整理し、発表する機会を設けるように努めることが大切である。その場合、分かりやすく発表することが大切である。そのためには、要旨を提出させ、発表会には、保護者、地域の関係者を招くなどにより、生徒に適度な緊張感とやる気を起こさせることが考えられる。

5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

各教科にわたる指導計画の作成については、3項目示しているので、以下にこの項目ごとに解説する。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

理療科は、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の技術を生徒に習得させ、卒業後、社会人として自立させることを目標としている。したがって、講義のみの授業は避け、触覚や保有する視覚を活用して生体を観察させたり、視覚に障害のある生徒が使いやすいように工夫した器具・機械を用いて実験・実習を行うなどして、実際の、具体的に理解させるように工夫することが大切である。また、各種の模型、標本、点図、あるいは視聴覚教材を活用するとともに、平素から教材・教具の製作や指導方法を工夫するように努めることが大切である。なお、各科目には、言葉による説明では分かりにくいのが、実験・実習を行ってみると容易に理解できる事項が多く含まれているので、この点についても留意する必要がある。

(2) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。

理療における実習は、「理療基礎実習」と「理療臨床実習」とで構成されている。この実習は、将来、生徒があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師として、施術を適切に行うことができる知識や技術を習得するための基礎となるものである。したがって、実習の指導に当たっては、理療施術を適切に行う知識や技術を確実に身に付けるようにするために、生徒が常に達成感や新たな技術習得への意欲をもって学習に取り組めるようにする必要がある。そのためには、指導のねらいを明確にしたり、指導内容に変化をもたせたり、学習の成果を自己評価できるようにしたりするなど、指導内容の構成や指導方法を工夫することが大切である。また、種々の施設等における見学や実習、症例検討会などを行うなど、問題解決的な学習、体験的な学習を取り入れるなどの工夫も大切である。

(3) 臨床実習の指導に当たっては、理療施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

理療における臨床実習は、校内実習と校外実習に分かれるが、いずれの場合においても、生徒の習熟度や進路機能等の実態を十分に考慮し、理療施術の対象となる代表的な症状や疾患を中心に、確実に施術ができるようにする必要がある。そのためには、個々の生徒の実態に応じた年間指導計画の下に、学期ごとや単元ごとの指導計画を作成するなど、指導計画の作成に配慮することが大切である。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

内容の取扱いについては、3項目にわたって示しているので、以下にこの項目ごとに解説する。なお、今回の改訂では、キャリア教育の推進及び地域との連携の観点から、新たな項目を加えている。

(1) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。

国民医療の一翼を担う者として、人間尊重を第一とすることは、当然であり、実習を通して、これを体得させることが大切である。

実習における安全とは、施術過誤を起こさないようにすることであり、平素の実習から、この点についての配慮を忘れないよう指導する必要がある。規律とは、てきぱきとした施術とともに、施術所などに勤務した場合の職場の規律をも含めた内容である。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

理療及び地域社会の情報化の進展に対応して、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用がますます必要になってきている。したがって、学校においては、「理療情報処理」をはじめ、各科目の指導に当たって、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を行い、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

(3) 地域や、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域の住民に対する市民講座を開講したり、地域の三療師などを対象とした公開講座や学術交流などを通じ、生徒の実践的な学習活動や就業体験の機会を積極的に確保するなど、地域との連携・協力を積極的に深めることが大切である。

また、治療院や企業内理療師（ヘルスキーパー）など臨床経験豊富な臨床家を社会人講師として招聘するなど、積極的に活用するように工夫することが必要である。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、まず、施設や設備の安全点検を行い、学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態などを考慮して、事故防止の指導を徹底させ、実験・実習が能率よく、安全に行われるよう十分な配慮が必要である。特に、不注意な施術によって骨折や脱臼、折鍼などの事故を起こさないようにするための留意点について、具体的に指導することが重要である。さらに、衛生面においても、日ごろから清潔に留意するような指導を徹底して行うことが大切である。

第3節 理学療法

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、理学療法の教科・科目の見直しを行った。

- ① 理学療法士の専門性の向上を図るという観点から指導内容の見直しを行うこと。
- ② 職業人としての規範意識や倫理観，国際化や技術の進展，国民の健康の保持増進に対する意識や患者の権利意識の高まり，コンピュータ等情報機器の活用，情報モラル・セキュリティ管理の重要性など，理学療法の現場で求められる知識や技術，資質等を育成するため，科目の内容等の改善を図ること。

高等部学習指導要領の総則においては、「理学療法情報処理」の名称を「理学療法情報活用」に変更し、理学療法の教科に属する科目として、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」、「理学療法情報活用」、「課題研究」の10科目を掲げている。

「理学療法情報活用」及び「課題研究」を除く8科目については、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（以下「指定規則」という。）の別表に掲げる専門基礎分野及び専門分野の教育内容と対応している。その対応関係を示すと下表のとおりとなる。したがって、これらの科目を修得することは、理学療法士試験の受験資格取得の必須条件であるので、実際上は必修科目と同様の取扱いをすることとなる。また、「理学療法情報活用」及び「課題研究」は、特段の規定はないので、選択科目としての取扱いをすることになる。

なお、学校においては、必要がある場合には、学習指導要領に掲げられた10科目以外の科目を設けることができることとなっている。

指定規則の教育内容と理学療法の教科に属する科目との対応関係

	指 定 規 則	学 習 指 導 要 領
	教 育 内 容	科 目
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造と機能
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	疾病と障害
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	保健・医療・福祉とリハビリテーション
専 門 分 野	基礎理学療法学（ただし、義肢装具の内容を除く。）	基礎理学療法学
	理学療法評価学	理学療法評価学
	理学療法治療学（ただし、義肢装具の内容を加える。）	理学療法治療学
	地域理学療法学	地域理学療法学

2 教育課程の編成

「理学療法科」は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって、理学療法科の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。また、理学療法士試験の受験資格取得の関係から、併せて「理学療法士及び作業療法士法」に係る一連の法令に基づくことになるが、特に指定規則に留意する必要がある。

この指定規則は、平成11年3月31日にその一部が改正され、同年4月1日から施行されている。

指定規則における教育課程にかかわる主な内容は、次のとおりである。

① 教育の内容

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

ア 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。

イ 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。

ウ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」である。

エ 専門分野は、「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」である。

なお、臨床実習は、実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行うこととなっている。

② 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準の例によることとなっている。

③ 教育内容の弾力化

学校の独自性を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することを可能とするため、複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

④ 既修科目の免除

過去に在学した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。

3 教科の目標

第1 目 標

理学療法に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理学療法の本質と社会的な意義を理解させるとともに、リハビリテーションに寄与する能力と態度を育てる。

理学療法の特徴は、医学的リハビリテーションの医療従事者として、主として身体に障害のある者や高齢者に対するリハビリテーションに寄与することにある。このため、この教科においては、基礎医学、臨床医学の基礎的・基本的な知識を十分に理解するとともに、確かな技術を身に付けることができるようにする必要がある。そして、実際の臨床において適切かつ合理的に実践できる能力と態度を育成することを目指さなければならないのである。

また、理学療法は、理学療法士と患者との関係において、その業務が成立するものである。したがって、理学療法の教育においては、関連した知識と技術の習得にとどまらず、理学療法の本質と社会的意義を十分理解させ、理学療法に携わる者としての意識を高める必要がある。この場合、単に知識としての理解にとどまるのではなく、理学療法の科学的根拠に基づく臨床技術を確実に身に付けさせるとともに、医学の進歩に即応して技術の改善や進歩を図ることができる能力と態度を育てることが大切である。さらに、医療従事者としての身だしなみや礼儀作法、言葉遣いなどにも留意させ、豊かな教養を身に付けさせ、望ましい人間形成に努め、理学療法士としての社会的信頼を得ることができる態度の育成にも努めなければならない。このような能力と態度を総合的に育成することによって、「理学療法の本質と社会的な意義を理解させる」という目標を達成すると同時に、「リハビリテーションに寄与する能力と態度を育てる」という理学療法の究極のねらいに迫ることができるのである。

4 各科目

[人体の構造と機能]

① 目 標

1 目 標

理学療法に必要な人体の構造、機能及び心身の発達を系統的に理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、理学療法に必要な人体の形態と構造、生理機能、身体運動の諸原理とその応用、心身の発達に関する知識を習得させ、その知識を基礎として、理学療法を科学的、合理的に行う能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 人体の構造

- ア 解剖学の基礎 イ 系統解剖 ウ 体表解剖
エ 機能解剖 オ 解剖学実習

(1)については、人体の構成及び構造を、生体における機能面との関連性に留意し、生体観察などを通して、実際的に理解できるように指導する。

アについては、解剖学の定義、歴史、目的、分類及び人体の構成について取り扱う。

人体の構成については、各部位の名称、細胞と組織、器官と器官系、個体発生、解剖学用語などを指導する。

イについては、骨格系、筋系、内臓系、脈管系、神経系、感覚器系などにおける各器官の名称、位置、形状及び構造などを指導する。

ウについては、頭蓋部、頸部、脊柱、胸腹部、上肢、下肢などの身体各部の体表の特徴について理解させる。特に理学療法と関連の深い皮膚と皮下組織、骨格、筋、神経、脈管などの特徴を理解させることに重点を置いて指導する。

エについては、機能解剖学の定義及び身体各部の機能解剖について取り扱う。

身体各部の機能解剖については、頭蓋部、頸部、脊柱、胸腹部、上肢、下肢などの各部位及び各部位間の組織、器官の機能的構造について指導する。特に理学療法と関連の深い骨格、筋、神経の機能解剖の理解に重点を置いて指導する。

オについては、模型、標本による実習、生体観察などにより、より具体的、実際的に理解できるように指導する。

(2) 人体の機能

- ア 生理学の基礎 イ 人体各器官の機能 ウ 運動生理学
エ 生理学実習

(2)については、人体の生理機能を、生体における構造面や身体運動との関連性に留意し、理学療法とかかわりの深い神経、筋、循環などに重点を置いて指導する。

アについては、生理学の定義、歴史、目的、分類、細胞及び生体の物理化学的基礎事項などについて理解させる。

イについては、血液、循環、呼吸、消化・吸収、排泄、代謝・栄養・体温、内分泌、生殖などを取り扱い、人体の正常な機能について理解させる。

ウについては、神経、筋、感覚、人体の正常な運動機能などを取り扱い、神経、筋、感覚などの機能の協調について理解させる。運動機能については、身体運動の一般、身体運動の仕組み、関節運動と筋の動き、随意運動、不随意運動、姿勢と歩行、総合運動、筋作業、体力テストとトレーニングなどについて指導する。

エについては、神経と筋、運動と感覚、循環と呼吸、代謝と体温などの実験・実習の指導を通して、生体機能を実際的に理解させる。

神経と筋については、神経・筋の標本を用いた実験、筋電図、脊髄反射、クロナキシーなどを取り扱う。

運動と感覚については、各種の反射、筋力、柔軟度、作業曲線、体力テスト、感覚テストなどについて指導する。

循環と呼吸については、血圧、心拍数、末梢循環、血球測定、心電図、呼吸容量、呼気ガス分析などについて指導する。

代謝と体温については、基礎代謝、体温測定、尿検査、発汗、疲労などについて指導する。

(3) 人体の運動

ア 運動学の基礎 イ 身体の運動 ウ 運動学実習

(3)については、身体運動の実際を、物理学、生体における構造面や機能面との関連を図りながら、理解できるように指導する。

アについては、運動学の定義、歴史、目的、力学の基礎、筋と骨格の運動力学などについて理解させる。

イについては、身体運動の解剖・生理、身体各部の姿勢や運動などについて指導する。

ウについては、上肢、下肢及び体幹、各種の姿勢と運動の分析、歩行、日常生活動作などの運動・動作の分析を指導する。

(4) 人間の発達

ア 人間発達の基礎 イ 各期における発達の特徴と評価

(4)については、理学療法に必要な心身の発達に関する知識の大要を、生体における構造面や機能面、医学的な側面との関連を図りながら指導する。

アについては、人間の発達の理論と法則などを指導する。

イについては、小児期、青年期、成人期、老年期における身体と運動機能の発達及び知的、心理的、社会的発達の特徴や発達の評価などについて取り扱う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 人体についての理解が、抽象的な概念の把握にとどまることのないようにするため、観察及び実験・実習を取り入れ、具体的、実際的に指導すること。

イ 指導に当たっては、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるようにするため、これらの内容を相互に関連付けて取り扱うこと。また、理学療法において重要な運動機能面に重点を置いて取り扱うこと。

この科目は、理学療法の基礎科目であり、人体の構造と機能を系統的に理解するため

に、講義と観察及び実験・実習を組み合わせ、より具体的、実際的に理解できるように配慮して指導する。また、人体の構造面と機能面を相互に関連付けて指導することが大切である。

アについては、模型、標本による実習、生体観察、生理的及び運動学的実験・実習などを通して、人体の構造と機能が単なる抽象的な概念の把握にとどまることなく、より具体的、実際的に理解できるように指導することが大切である。

イについては、人体の構造、機能及び発達などの内容相互の関連性を図りながら取り扱うことによって、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるように指導する必要がある。また、理学療法とのかかわりが深い内容である運動機能面に重点を置くとともに、「理学療法評価学」などとの関連を図りながら指導することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、模型、標本の活用や実習、生体観察などを通して、人体の構造が実際的に理解できるようにすること。

イ 内容の(3)のウについては、上肢、下肢及び体幹の動き、各種の姿勢と日常生活における動作などの分析を扱うこと。

内容の範囲や程度については、理学療法に必要な運動機能面（上肢、下肢及び体幹の動きや各種の姿勢・動作の機能解剖や分析など）に重点を置き、模型、標本を活用したり、実験・実習、生体観察などを通して実際的に理解できるように指導する。

アについては、人体の構造をより具体的、実際的に理解させるために、模型、標本の観察、生体の観察などに十分時間をかけることが大切である。

イについては、「理学療法評価学」と指導内容が重複しないように留意し、概略的に取り扱うようにする。

[疾病と障害]

① 目 標

1 目 標

疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、健康と疾病及び障害の成り立ち、疾病及び障害の診断、治療、予後及び転帰などに関する知識を習得させ、理学療法を科学的、合理的に行う能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 病理学の概要

ア 病理学の基礎 イ 病因 ウ 病変

(1)については、生体の構造、機能などとの関連を図りながら指導する。

アについては、病理学の定義、歴史、目的、分類及び疾病の一般、特に疾病の経過、症候の意義と分類、予後及び転帰などの大要を取り扱う。

イについては、内因（素因と体質、内分泌、栄養障害、免疫、過敏症及び遺伝など）、外因（物理的病因作用、化学的病因作用、病原微生物及び寄生体など）の大要について取り扱う。

ウについては、循環障害、退行性病変、進行性病変、炎症、腫瘍、奇形の大要を取り扱う。

(2) 内科疾患

ア 内科学の基礎 イ 主な内科疾患

(2)については、理学療法との関連性に留意して指導する。

アについては、内科学の定義、歴史、目的、診断及び治療の概要について指導する。

イについては、理学療法と関係の深い代表的な内科系の疾患について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法の概要、理学療法の適否などを指導する。

(3) 整形外科疾患

ア 整形外科学の基礎 イ 主な整形外科疾患
ウ スポーツ障害・外傷

(3)については、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」の内容の(1)との関連を図りながら指導する。

アについては、整形外科学の定義、歴史、目的、診断と治療について指導する。

イについては、理学療法と関係の深い代表的な整形外科系の疾患（形態異常、骨折・脱臼、骨関節疾患、筋及び軟部組織の疾患、整形外科的神経疾患、四肢末梢循環障害、腫瘍、切断など）について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法の概要などを指導する。また、救急の一般的事項と消毒法の概要についても指導する。

ウについては、各種のスポーツによる障害・外傷について、障害の発生機転、障害・外傷の診断、治療法及び理学療法について指導する。

(4) 神経内科疾患

ア 神経内科学の基礎 イ 神経症候学 ウ 主な神経内科疾患

(4)については、生体における構造面や機能面、「理学療法評価学」との関連を図りながら、内容の大要が理解できるように指導する。

アについては、神経内科学の定義、歴史、目的、神経学的診断法及び治療法の概要に

ついて指導する。

イについては、中枢性麻痺、末梢性麻痺、失調、錐体外路障害、感覚障害などの症候学の概要を指導する。

ウについては、理学療法と関係の深い代表的な神経内科系の疾患（末梢神経系疾患、中枢神経系疾患など）について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法の概要などを指導する。

(5) 精神科疾患

ア 精神医学の基礎 イ 主な精神科疾患

(5)については、心理学や作業療法との関連に留意しながら、内容の大意が理解できるように指導する。

アについては、精神医学の定義、歴史、目的、原因、分類、診断及び治療の概要について指導する。

イについては、理学療法と関係の深い代表的な精神科疾患（器質性精神病、内因性精神病、心因性精神病、精神病質など）について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法の概要などを指導する。

(6) 小児科疾患

ア 小児科学の基礎 イ 主な小児科疾患

(6)については、「人体の構造と機能」の内容の(4)、「理学療法評価学」との関連に留意しながら、内容の大意が理解できるように指導する。

アについては、小児科学の定義、歴史、目的、成長と発達、栄養、保健、診断と治療の概要について指導する。

イについては、理学療法と関係の深い代表的な小児科疾患について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法の概要などを指導する。

(7) 高齢者の疾患

ア 老年医学の基礎 イ 主な高齢者の疾患

(7)については、内容の(2)との関連を図りながら指導する。

アについては、老年医学の定義、目的、高齢者における身体と運動機能、心理的反応などについて指導する。

イについては、理学療法と関係の深い代表的な高齢者の疾患について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法の概要などを指導する。

(8) 臨床心理学

ア 臨床心理学の基礎 イ 臨床心理学の応用

(8)については、内容の(5)との関連を図りながら、基礎的、応用的な内容を指導し、「臨床実習」においても実際的に理解できるように取り上げる。
アについては、臨床心理学の定義、歴史、目的、対象と範囲などについて指導する。
イについては、患者及び障害者の心理、臨床心理学的検査法、臨床心理療法及びカウンセリングなどを取り扱う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療などを系統的に理解できるように取り扱うこと。

イ 内容の(2)から(7)までについては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置いて扱うこと。

この科目の指導に当たっては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置き、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療などを系統的に理解できるように配慮して指導することが大切である。

アについては、(1)から(8)までの内容相互に関連をもたせながら、疾病、障害、診断、治療、リハビリテーションの概要を系統的に指導することが大切である。

イについては、特に理学療法と関係の深い疾患に重点を置いて取り扱い、理学療法の臨床に生かすことができるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、循環器系、呼吸器系及び代謝系に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(3)については、救急の一般や消毒法の概要についても扱うこと。

ウ 内容の(4)のイ及びウについては、理学療法と関係の深い中枢神経疾患及び末梢神経疾患に重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(7)のアについては、嚥下^{えんげ}の仕組みについても扱うこと。

オ 内容の(8)のイについては、患者の心理、臨床心理学的検査法、心理療法及びカウンセリングなどを扱うこと。

内容の範囲や程度については、理学療法と関係の深い疾患に重点を置き、リハビリテーションと関連付けながら疾病、障害、診断、治療などの概要を指導する。

アについては、高齢者の内科系の合併症に重点を置いて取り扱う。

イについては、消毒法及び救急医療の概要についても取り扱う。

ウについては、脳血管障害、脳性麻痺、脊髄損傷、脳脊髄腫瘍、パーキンソン病、筋

萎縮性疾患，感染性疾患，中毒性疾患などの中枢神経性疾患や脳神経障害，脊髄神経障害，自律神経障害などの末梢神経性疾患を取り扱う。特に，高齢者の寝たきり状態をつくる原因疾患を中心に指導する。

エについては，食事指導との関連をもたせて指導することが大切である。

オについては，できるだけ具体的な事例を取り上げて指導し，実際の臨床場面において生かすことができるようにする。

[保健・医療・福祉とリハビリテーション]

① 目 標

1 目 標

保健・医療・福祉の体系及びリハビリテーションについて理解させ，理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は，保健・医療・福祉の体系とリハビリテーションの意義，理念，制度や課題などについて理解させるとともに，各種のリハビリテーション及び主な疾患のリハビリテーションについての知識を習得させ，理学療法を科学的，合理的に行う能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 保健・医療・福祉の体系

ア 保健・医療・福祉の概要 イ 各種の保健・医療・福祉制度

(1)については，保健・医療・福祉の分野の体系の概要を理解し，関係諸機関との連携の下に適切に理学療法を行うことができるように指導する。

アについては，保健・医療・福祉の意義，歴史，目的，関係法規の概要などについて指導する。

イについては，障害者保健福祉，保健医療，老人保健福祉等，理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について，その概要を指導する。

(2) リハビリテーション

ア リハビリテーションの概要 イ 主要疾患のリハビリテーション

(2)については，医学的リハビリテーションをはじめ，社会的リハビリテーションの分野についても十分な理解が得られるように配慮する。また，「疾病と障害」との関連を図りながら取り扱うことが大切である。

アについては，リハビリテーションの定義，歴史，目的，種類，リハビリテーション

チーム、関係法規、医療従事者の倫理と職場管理などを指導する。

イについては、理学療法の対象となる中枢神経疾患、骨・関節疾患、神経・筋疾患、小児疾患、呼吸・循環器疾患など代表的な疾患について、原因、症状、経過及び予後、リハビリテーション治療の概要を指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容が抽象的な概念の把握にとどまることのないよう症例紹介や保健・医療・福祉及びリハビリテーション施設の見学などを交えて取り扱うこと。

内容については、理学療法に必要なリハビリテーションを、地域社会における保健・医療・福祉との連携の下で行うことができるように構成してある。したがって、両者の関係に留意して取り扱い、理学療法の臨床に生かすことができるような実践力を身に付けるように指導する必要がある。

アについては、疾病や障害についての症例を示したり、保健所、老人保健施設、特別養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、リハビリテーション病院等の見学などを交えたりして、できるだけ具体的に理解できるように指導することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後並びにリハビリテーション治療の概要を扱うこと。

内容の範囲や程度については、保健・医療・福祉及びリハビリテーションの意義や理念を理解させるため、内容の(1)と(2)は常に関連付けながら指導することが大切である。

アについては、障害者保健福祉、保健医療、老人保健福祉等に関する制度など、理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題の概要を取り扱う。

イについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、「疾病と障害」と関連付けながら、リハビリテーション治療などの概要について取り扱う。

[基礎理学療法学]

① 目 標

1 目 標

理学療法の概要を理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、理学療法に必要な基礎的理論を理解させ、理学療法の内容を系統的に構築できる能力と態度を育てることを目指している。また、理学療法士と他職種とのチーム医療、患者や家族への指導・助言の在り方などについての理解を深めることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 理学療法の概要

- | | | | |
|---|-------------|---|-----------------|
| ア | 理学療法の基礎 | イ | 職業倫理と職場環境 |
| ウ | 理学療法研究法 | エ | 疾病・障害の予防に関する指導法 |
| オ | 健康増進に関する指導法 | | |

(1)については、理学療法に関する一般的な知識や理学療法士としての在り方などについて、総合的、实际的に理解できるように指導する。

今回の改訂では、理学療法が健康増進にも有用であることから、「オ 健康増進に関する指導法」を新たに加えた。

アについては、理学療法の意義、歴史、医療における位置付け、理学療法士と関係組織、理学療法の原理、分類、対象、業務内容、治療理論などを指導する。

イについては、医療従事者の職業倫理と職場管理などについて指導する。

ウについては、理学療法に関する研究の意義、研究の対象、研究方法、研究手順、研究報告書の作成などについて指導する。

エについては、疾病や障害のある人や家族などに対する理学療法に関する指導の意義、目的、方法などについて指導する。

オについては、特定の疾患に対応するものではなく、一般的な健康管理について指導する。

(2) 関係法規

- | | | | |
|---|---------------|---|----------|
| ア | 理学療法士及び作業療法士法 | イ | その他の関係法規 |
|---|---------------|---|----------|

(2)については、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連に留意しながら、理学療法に必要な法規を取り扱う。

アについては、「理学療法士及び作業療法士法」について具体的に指導する。

イについては、理学療法士が関係する医療法、医師法、保健師助産師看護師法、高齢者の医療の確保に関する法律、身体障害者福祉法、介護保険法などの概要を指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、症例を提示したり、臨床現場及び福祉施設などの見学を交えたりすることによって、総合的、实际的に理解させるよう取り扱うこと。また、理学療法士と他の職種とのチーム医療の大切さについても触れること。

イ 内容の(1)については、統計学、教育学や情報科学などとの関連を図りながら指導すること。

この科目においては、理学療法士としての職業倫理、職場管理、チーム医療の大切さなどを指導するとともに、疾病や障害のある人のセルフケア能力を高めるために必要な指導・助言を行うことができる力を育てることが大切である。

アについては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」と関連付けながら、症例紹介や関連施設の組織及び管理運営の実態の見学などを交えて、総合的、实际的に取り扱う。

イについては、統計学、教育学、情報科学などと関連付けながら、理学療法研究法、疾病や障害及びそれらの予防などに対する指導法について取り扱う。その際、コンピュータ等の情報手段の活用についても配慮する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、理学療法の医療における位置付け、理学療法士の関連組織も含めて扱うこと。イについては、リハビリテーションに寄与する観点から、医療従事者としての心構えや倫理観について扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、「医師法」などの概要を扱うこと。

内容の範囲や程度については、理学療法に関連する法律、関連組織などの概要を取り扱うこと。

アについては、保健・医療・福祉における理学療法の位置付け、日本理学療法士協会や日本作業療法士協会などの関連組織の概要についても取り扱う。また、職業倫理については、リハビリテーションに寄与する観点から、医療従事者として課されている守秘義務、心構え、患者への思いやり、社会的責任等について扱う。

イについては、「医療法」、「医師法」、「保健師助産師看護師法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「身体障害者福祉法」、「介護保険法」などについて取り扱うが、理学療法と関係が深い内容に重点を置くとともに、その概要について取り扱う。

[理学療法評価学]

① 目 標

1 目 標

理学療法評価法に関する知識と技術を習得させ、理学療法を効果的に行う能力と態度を育てる。

この科目は、種々の疾病や障害に対する検査測定を取り扱うことで、理学療法評価の重要性を理解させ、理学療法を進めていく上での科学的な情報を得て、正しい治療プログラムを立てることができるようにし、臨床の場で理学療法を効果的に実践する能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 理学療法評価法

- ア 理学療法評価法の基礎 イ 各種の理学療法評価法
- ウ 理学療法評価法実習

(1)については、「理学療法治療学」と密接に関連させながら実習を交えて取り扱う。

アについては、理学療法評価の意義、歴史、目的、分類、機械・器具の仕組みや使い方の概要、記録法と分析法などを指導する。

イについては、身体計測、運動機能評価（関節可動域、筋力、スピード、持久力、協調性など）、神経学的検査（感覚、反射、高次脳機能など）、呼吸・循環機能検査、運動発達検査、日常生活活動検査などを指導する。

ウについては、各種の理学療法評価法、各種疾患の評価法について実習する。

(2) 運動学的評価法

- ア 運動学的評価法の基礎 イ 運動・動作の分析の方法

(2)については、身体運動の力学を踏まえて、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の仕方などを、具体的に実習を取り入れて指導する。

アについては、運動学的評価法の意義、目的、理学療法への応用などについて指導する。

イについては、「人体の構造と機能」の内容の(3)で学習した基礎的知識と技術を踏まえ、各種疾患や障害の運動・動作学的評価と考察の仕方、治療計画への応用などについて指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、基礎的な実習を十分に行うとともに、具体的な症例を取り上げること。また、機械・器具などを工夫して生徒の視覚障害の状態に応じた適切な指導ができるよう配慮すること。

イ 「理学療法治療学」及び「臨床実習」との関連を図りながら、医学的な一般評価、心理学的評価や社会的評価も扱うこと。

この科目は、「理学療法治療学」、「臨床実習」との関連を図り、具体的な症例を取り上げながら、より具体的、实际的に指導することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態に応じた指導方法を工夫することが必要である。

アについては、生徒が学習しやすいように、視覚障害の状態に応じて機械・器具に工夫を加えたりするなどして、評価や分析がしやすいように配慮し、基本的な実習に十分時間をかけて、定着を図るように指導する。

イについては、「理学療法治療学」、「臨床実習」との関連を図りながら、具体的な症例を取り上げ、総合的な評価ができるよう指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、運動機能の評価に重点を置いて扱うこと。また、リスク管理としてのバイタルサインの評価の重要性について十分に指導すること。

イ 内容の(2)のイについては、人体の運動に関する基礎的な知識を踏まえ、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の方法、治療計画への応用などを扱うこと。

内容の範囲や程度については、理学療法の主な対象である運動機能の評価に重点を置いて、姿勢・動作、歩行及び日常生活動作の分析・考察の方法などを十分に指導する。

アについては、各種の評価法の概略を指導するとともに、特に運動機能面の評価法に重点を置いて指導する。また、血圧、脈拍、体温及び呼吸機能などのバイタルサインの評価は、リスク管理の点からも重要であるので、十分指導することが大切である。

イについては、運動学に関する知識と関連付けながら、障害者の姿勢、動作、歩行、日常生活動作などの評価法を具体的な症例を挙げながら指導する。

[理学療法治療学]

① 目 標

1 目 標

理学療法の治療に関する知識と技術を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、運動療法、物理療法、日常生活動作訓練、義肢装具療法などの理学療法の治療に関する知識と技術を習得させ、臨床の場で種々の疾病や障害に対して理学療法を科学的、合理的に行う能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 運動療法

- | | | | |
|---|-------------|---|---------|
| ア | 運動療法の基礎 | イ | 各種の運動療法 |
| ウ | 各障害に対する運動療法 | エ | 運動療法実習 |

(1)については、理学療法の中でも最も重要な治療法であることを理解させ、基礎実習を十分に行い、臨床の場で実践できるようにする。

アについては、運動療法の意義、歴史、種類、対象、運動療法機器、運動療法治療理論などについて指導する。

イについては、関節可動域訓練、筋力増強訓練、持久力訓練、協調性訓練、神経・筋再教育訓練、水中訓練などの理学療法に関する各種運動療法を指導する。

ウについては、中枢神経障害、神経・筋障害、骨・関節障害、呼吸・循環障害、小児期及び老年期障害などに対する運動療法を指導する。

エについては、各種の運動療法、各障害に対する運動療法の基礎実習を行うとともに、できるだけ実際の症例に近い状況を模擬しての実習も取り扱う。

(2) 物理療法

- | | | | | | |
|---|---------|---|---------|---|--------|
| ア | 物理療法の基礎 | イ | 各種の物理療法 | ウ | 物理療法実習 |
|---|---------|---|---------|---|--------|

(2)については、内容の(1)と関連させながら、電気、光線、温熱、水などの治療法とマッサージなどの徒手療法についての知識と技術を身に付け、臨床の場で実践できるようにする。

アについては、物理療法の意義、目的、歴史、分類、生理作用、適応と禁忌などについて指導する。

イについては、徒手療法、温熱療法、寒冷療法、光線・電気療法、水治療法、牽引療法などについて指導する。

ウについては、各種物理療法についての基礎実習を取り扱う。

(3) 義肢装具

- | | | | | | |
|---|---------|---|----|---|----|
| ア | 義肢装具の基礎 | イ | 義肢 | ウ | 装具 |
| エ | 義肢装具の実習 | | | | |

(3)については、作業療法との関連を図りながら、理学療法に必要な基礎知識と適合

判定について指導し、臨床の場で実践できるようにする。

アについては、義肢装具の意義、目的、歴史、分類、適応疾患などについて指導する。

イについては、切断術と断端管理、義肢の種類と構造、機能、製作過程、適合判定及び切断術後の理学療法などについて指導する。

ウについては、装具の原理、種類、構造、機能、製作過程、適合判定、装具療法などについて指導する。

エについては、義肢装具の分解・組立て、義肢装具装着訓練、義肢装具装着による日常生活訓練などについて指導する。

(4) 日常生活活動

ア 日常生活活動の基礎 イ 日常生活活動の評価

ウ 日常生活活動の訓練及び指導法

(4)については、作業療法との関連を図りながら、障害者等の具体的な日常生活活動の改善に結び付く訓練法や評価法などを理解し、臨床の場で実践できるようにする。

アについては、日常生活活動の意義、目的、分類、記録などについて指導する。

イについては、各種日常生活活動の評価法、住宅・生活環境評価及びそれらの分析と考察について指導する。

ウについては、日常生活基本動作、応用動作、身の回り動作、住宅改造と在宅ケアなどの訓練法及び指導法について指導する。

(5) 理学療法技術論

ア 理学療法技術論の基礎 イ 疾患別理学療法治療の方法

ウ 疾患別理学療法治療の実習

(5)については、各種疾患等に対する理学療法の評価から治療までに関する知識を総合的、系統的に理解させ、臨床実習に結び付けることができるように取り扱う。

アについては、疾病や障害に対する基礎知識を整理し、評価、目標設定と治療計画の作成、リスク管理、記録、各種特殊テクニックなどを指導する。

イ、ウについては、中枢性疾患、神経・筋疾患、骨・関節疾患、呼吸・循環器疾患、小児期・老年期疾患などについて系統的に指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、基礎実技の実習に重点を置いて实际的に理解させるとともに、リスク管理について取り扱うこと。

イ 内容の(4)については、「地域理学療法学」と関連付けながら指導

内容が重複しないよう扱うこと。

この科目は、種々の疾病や障害に対して、予防と治療の観点から、効果的に理学療法を行うことができるように構成してある。指導に当たっては、「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」などの他の科目と関連付けながら、実習に重点を置いて具体的、実際的に取り扱うことが大切である。

アについては、理論の習得は必須であるが、それ以上に理学療法技術の習熟が大切であるので、基礎実技の実習に重点を置いて、より実際的に理解させるように配慮して取り扱う。また、臨床の場での重大な事故の発生を防ぐために、リスク管理についても十分に指導する。

イについては、日常生活活動の評価や訓練法などについて「地域理学療法学」との関連性に留意し、指導内容が重複しないように取り扱う。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、疾病や障害に対する運動療法にとどまらず、スポーツ、レクリエーションなども扱うこと。

イ 内容の(5)については、健康増進のための理学療法なども扱うこと。また、診療記録の仕方や管理なども扱うこと。

内容の範囲や程度については、疾病や障害に対する系統的な理学療法にとどまらず、診療記録の方法、症例報告の仕方、各種のスポーツやレクリエーションなども含めて総合的に指導することが大切である。

アについては、「地域理学療法学」との関連を図りながら、障害者のスポーツやレクリエーションなどについても取り扱う。

イについては、各種の疾病や障害に対する理学療法にとどまらず、予防としての健康増進についても取り扱う。また、病院や福祉施設などにおける各種の記録の仕方やその管理、症例報告の仕方などの概略についても指導する。

[地域理学療法学]

① 目 標

1 目 標

地域理学療法に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、患者及び障害者の地域における生活を支援するために必要なリハビリテーションにおける評価、治療計画などを理解させ、理学療法を科学的、合理的に行う能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 地域理学療法の概要

ア 地域理学療法の一般

イ 地域理学療法における理学療法士の役割

(1)については、地域理学療法に対する社会的ニーズと理学療法士が担うべき役割について十分理解できるように取り扱う。

アについては、地域理学療法の意義、目的、変遷、現状と課題などについて指導する。

イについては、地域リハビリテーションにおける共通的役割と専門的役割について指導する。

(2) 地域理学療法各論

ア 地域理学療法における生活評価

イ 地域理学療法の実際

ウ 在宅ケアと生活指導

エ リハビリテーション関連機器

(2)については、在宅における要介護者に対する理学療法を中心に、地域理学療法の実際が具体的に理解できるように取り扱う。

アについては、地域環境の評価、日常生活の構造、在宅における要介護者の生活評価などについて指導する。

イについては、保健所、福祉センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設などにおける理学療法について指導する。

ウについては、在宅訪問リハビリテーションの意義、目的、実践と介護を含めた生活指導などについて指導する。

エについては、地域理学療法に応用されるリハビリテーション機器の概要について指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地域における理学療法を効果的に実践できるようにするため、症例検討や在宅訪問などを取り入れて指導すること。

イ 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、内容が重複しないよう配慮すること。

この科目は、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図りながら、福祉施設、老人保健施設などの見学及び在宅訪問などを取り入れながら、具体的に指導す

ることが大切である。

アについては、症例検討を行ったり、保健所、福祉センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの見学や障害者の在宅訪問などを取り入れたりすることにより、地域における具体的、実際的な理学療法が実践できるように指導する。

イについては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図りながら、我が国における保健・医療・福祉制度などについての内容が重複しないよう留意して指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のイについては、保健所、福祉施設等における理学療法を扱うこと。ウについては、在宅ケア対象者の介護及び家族を含めた生活指導を中心に扱うこと。その際、施設等への通院・通所者の在宅ケア等についても扱うこと。

内容の範囲や程度については、各種の保健・医療・福祉施設の理学療法のみならず、デイケアやデイサービスに対する理学療法士の役割などについても取り扱う。

アについては、内容の(2)のイでは、地域における障害者や高齢者に対する理学療法に関して、保健所や介護老人保健施設等の保健・福祉施設等の利用者を含め幅広い事例を取り上げ、その概要を指導する。また、内容の(2)のウでは、施設等への通院者や通所者の在宅ケア等を扱うとともに、在宅における介護法や介護者の健康管理の指導及び住宅改造などを含めて取り扱う。

[臨床実習]

① 目 標

1 目 標

理学療法に必要な知識と技術を総合的に習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、理学療法に必要な知識と技術を総合的に習得し、臨床実習指導者の責任の下で、偏りなく、各疾患、各障害について、患者の身体的、心理的、社会的な状態を十分把握して、臨床の場で理学療法を科学的、合理的に実践する能力と態度を育てることを目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 理学療法の見学実習

ア 医療機関の見学実習

イ その他の施設の見学実習

(1)については、病院や診療所の見学実習とその他の福祉施設などを見学実習の時間配当に留意して実施することが大切である。

アについては、総合病院、大学病院、リハビリテーション病院などを見学し、理学療法業務の内容、理学療法士の役割と責任、病院組織と管理運営などを実際に理解させる。

イについては、保健所、福祉センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設などを見学し、施設の組織と運営、理学療法業務の内容、理学療法士の役割などを実際に理解させる。

(2) 理学療法の臨床実習

ア 症例観察と評価実習 イ 総合臨床実習

(2)については、内容の(1)と同様に病院や診療所における臨床実習とその他の福祉施設などにおける臨床実習の時間配当に留意して実施することが大切である。

アについては、臨床の場において、各種疾患の症例を観察、評価、分析し、治療プログラムの作成などについて実際的に理解させる。

イについては、適正規模の施設において、臨床実習指導者の責任の下で、各疾患、各障害に対して理学療法の総合的な臨床実習を行う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう指導方法を工夫すること。

イ 内容の(2)については、各疾患や各障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう病院、施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら扱うこと。

ウ 臨床実習に当たっては、リスク管理に留意するとともに、生徒の安全と健康管理にも十分留意すること。

この科目は、各疾患、各障害に対して、患者の状態を十分に把握した上で、理学療法を適切に実践できるように、臨床実習指導者と密接に連携を図りながら、各学年の学習状況に応じて取り扱うことが大切である。

アについては、病院やリハビリテーション関連施設などを見学し、理学療法士の役割などを実際に理解させることによって、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう配慮して取り扱う。

イについては、各疾患、各障害に対して、偏りなく実習ができるように適切な病院や施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら、確かな実践力が身に付く

ように指導する必要がある。

ウについては、実習における転倒事故などのリスク管理について十分指導するとともに、通学や病院実習における事故及び健康管理などについても配慮する必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、地域における様々な施設での理学療法の実際を見学できるよう配慮して扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、臨床に必要な症例報告の書き方や症例研究の方法などを含めて扱うこと。

内容の範囲や程度については、病院やリハビリテーション施設のみならず、地域におけるいろいろな施設での理学療法の実際を見学したり、実習したりできるよう配慮しながら取り扱う。

アについては、学習の進行状況に応じて、地域における病院や診療所、福祉施設など、様々な臨床の場における理学療法の実際を見学できるよう配慮して取り扱う。

イについては、臨床の場面で、診療記録の方法や症例報告の仕方、症例研究の仕方なども指導し、より実践的、実際的に取り扱うようにする。

[理学療法情報活用]

① 目 標

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

社会における情報化は、近年ますます発展し、身近なものになってきている。そこで、この科目では、コンピュータ等情報機器の操作方法、情報処理に関する基礎的な知識や技術の習得を図り、情報を活用する能力を育てるとともに、理学療法の分野においても適切かつ実践的・主体的に活用していく能力と態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
ウ 情報通信ネットワーク

(1)については、人間社会における情報の役割と種類、情報を得るためのコンピュー

タ等情報機器の活用や範囲，及び情報通信ネットワークの重要性を認識させ，高度情報社会における情報機器と情報の活用について理解させる。

今回の改訂では，従前の「ウ 情報の価値とモラル」を「ウ 情報通信ネットワーク」と改めた。ここでは情報通信ネットワークの進展についての理解を深めるようにし，生徒が情報通信ネットワークを活用するに当たって必要なセキュリティや身に付けるべき情報モラルについては，別項目で示すようにした。

アについては，日常生活における情報について，どのようなものが提供されているか，どのように蓄積され，処理されているのかなど，社会における情報処理の在り方について指導する。

イについては，コンピュータ等情報機器の種類や機能，特性及び社会の中での利用分野について扱う。

ウについては，情報通信ネットワークの種類や特徴について基礎的な事項を扱うほか，通信用アプリケーションの基本的な操作について指導する。

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(2)については，生活や産業における情報の価値を理解させるとともに，情報の意義と正しい利用の仕方，情報の不適切な利用とその影響について認識させ，著作権やプライバシーの保護，情報発信者の責任など情報を扱う際の責任や基本的なルールを具体的な事例を挙げて理解させ，情報社会に適切に参画していくために必要とされる望ましい態度や情報を扱う際に留意すべき基礎的な事項について指導する。

アについては，特に，情報の収集及び発信について，著作権の保護やプライバシーの保護等の観点から，情報を活用する者に課せられた責任やモラルについて指導する。

イについては，情報社会で安全に生活していくための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術，健康への意識などについて指導する。

(3) 理学療法と情報機器の活用

ア 理学療法における情報機器活用の目的と意義
イ 個人情報管理 ウ 理学療法の現場における情報システム

(3)については，理学療法の分野でのコンピュータ等情報機器の利用及び個人情報管理の実際について，具体的な事例を通して理解させるとともに，情報を活用する能力と態度を育てるようにする。

アについては，理学療法における情報の意義及び理学療法におけるコンピュータの利用について指導し，コンピュータを利用することで，情報の共有化による患者サービスの向上が図られることを理解させる。

イについては，理学療法士の職務として患者のプライバシーを保護することの必要性を認識させ，個人情報のセキュリティ管理の方法を具体的に理解させる。

ウについては，理学療法の過程における情報の重要性を理解させ，コンピュータを利

用してそれらの情報を適切に処理する方法について、例えば、データベースを利用した理学療法の施術計画の作成、臨床現場での患者管理、物品管理、勤務管理などの管理業務におけるコンピュータの利用について理解させる。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 理学療法に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理学療法の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理学療法に関する各科目と関連付けて指導すること。

アについては、ハードウェア・ソフトウェア両面にわたり、実際に扱うことでその機能や操作方法を習得させるよう配慮することが大切である。そのためにも、できるだけ実習の形態で授業ができるよう配慮する必要がある。その際、学校や生徒の実態に応じて、重点的な内容の取扱いをするなど、効果的な指導ができるように工夫する必要がある。

また、理学療法士の業務において、どのような情報が扱われているのか、それらの情報のコンピュータによる管理にはどのような利点があるのかなどの指導を通し、生徒自身の関心や研究心を育て、積極的に情報を管理し、処理していく能力と態度を育成するように努める。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理学療法の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、理学療法の現場における個人情報管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、理学療法援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

アについては、情報化社会の中で、コンピュータがどのような分野で活用されているかについて、具体的な事例を通して指導する。また、インターネット接続やメールによる通信・情報収集を行い、ネットワークシステムの効果的な活用法について指導する。

イについては、情報の取扱いに関する最近の動向について理解を促し、実際に起きている問題や対処法などについて、疑似体験を取り入れながら、情報モラル及びセキュリティに関心をもたせるよう配慮して指導する。

ウについては、具体的な事例を取り上げ、必要とされるアプリケーションやデータの収集、分類方法等について指導し、将来にわたって、コンピュータを活用しようとする意欲や態度を育てるよう努める。

[課題研究]

① 目 標

1 目 標

理学療法に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

この科目の目標は、どのように社会が変化しようとも自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を磨くことにある。そのため、生徒自らがテーマを設定し、計画を立て、調査や研究などを行い、結果を整理し、発表するものである。また、調査や研究などの過程において創意・工夫し、あるいは課題を解決して目標を達成する課題解決型の学習である。問題の解決を通して、生徒一人一人の個性を伸ばし、自信をもたせることは大切なことである。

② 内 容

2 内 容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 職業資格の取得

(1)については、これまでの学習を更に発展させ、理学療法に関する各分野の中から幅広い範囲にわたって、生徒自ら課題を設定し、これを計画的に解決していく学習を行う。課題の設定、調査方法及び実験方法、結果の取りまとめと発表等について適切な助言や援助を行い、調査、研究及び実験の成果について、自ら評価ができるようにする。

(2)については、理学療法士の資格取得の学習を通して、これを取得するための学習方法を体得し、専門の内容を習得する。さらに、この学習を通して自らの進路意識を高める。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

この科目の性格から，実施学年は高学年で履修する。実施する時期は，各学校で設定する。また，実施時間は，週時間割の中に位置付けて定期的，計画的に実施する。課題の内容や指導体制によっては，年間計画の定めるところに従って，3年生の2，3学期にかけて行うなど，弾力的に行うことができる。テーマの設定は，実施期間に先立ち，事前に指導しておくようにする。

アについては，生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)及び(2)の中からテーマを選択するのが基本であるが，(1)及び(2)を組み合わせた課題を設定することもできる。指導に当たっては次の事項に配慮する必要がある。

① テーマの設定について

(ア) テーマの設定に当たっては，施設・設備，費用，完成までの時間，生徒の特性などを考慮し，無理のないようにする。

(イ) この科目は，テーマ設定がポイントの一つであるが，生徒自らが課題を見つける雰囲気づくりが大切である。そのためには，先輩の発表会を参観させたり，日ごろの授業や特別活動などを通して動機付けを行うことが重要である。これらを通して，目的，方法，内容を事前に徹底させることが大切である。

② 学習形態と指導体制について

学習形態は，テーマの内容により個人又は数人のグループで行うかは，教師が見極めて指導する。また，指導体制は，テーマの内容により一人の教師が数テーマ担当する場合と，1テーマを複数の教師が担当する場合とがある。

③ 教師のかかわり方について

研究途中において，生徒の自主性を育てることが大切であるが，教師は放任にならず，また，逆に干渉し過ぎにならないような配慮が必要である。特に，次のような場合は，教師は積極的にかかわることが大切である。

(ア) 生徒から相談をもちかけられたとき

(イ) 進行が遅いとき

(ウ) 問題が大きくて生徒の力では解決するのが難しいと思われるとき

④ 評価について

評価については，評価の時期を，計画の段階，実施の段階，まとめの段階の三つに分けて行うのが適当である。計画の段階では，生徒の問題意識や目的意識，着眼点やアイデアなどについて評価する。実施の段階では，生徒の学習意欲や探求心，計画

に基づく実践力，科学的な思考力，技能などについて評価する。まとめの段階では，結果のまとめ方，発表の仕方，次の課題への発展・向上への意欲，報告書のでき具合などを評価する。特に，結果のみを重視せず，意欲，創意・工夫，探求心，粘り強さ，グループの盛り上がりなどの取り組む姿勢についても評価する。また，生徒の自己評価も参考にすることが考えられる。

イについては，研究の成果を整理し，発表する機会を設けるように努めることが大切である。その場合，分かりやすく発表することが大切である。そのためには，要旨を提出させ，発表会には，保護者，地域の関係者を招くなどにより，生徒に適度な緊張感とやる気を起こさせることが考えられる。

5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

各教科にわたる指導計画の作成については，2項目示しているので，以下にこの項目ごとに解説する。

(1) 各科目の指導に当たっては，できるだけ実験・実習を通して，実際の，具体的に理解させるようにすること。

理学療法科は，理学療法の技術を生徒に習得させ，卒業後，社会人として自立させることを目指している。したがって，講義のみの授業は避け，実験・実習をするなどして，実際の，具体的に理解させるように工夫することが大切である。なお，実習については，校内における基礎実習のみならず，病院や診療所，福祉施設などの現場における臨床見学や実習を通して指導することが必要である。

(2) 臨床実習を行うに当たっては，実習施設との連絡調整の下に指導計画を綿密に作成するとともに，生徒指導に十分留意すること。

理学療法における臨床実習は，見学実習と臨床実習とで構成されている。校外での医療機関などにおける実習であるので，実習施設との連絡調整の下に指導計画を綿密に作成するとともに，生徒の健康管理や生徒指導にも十分配慮する必要がある。

2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

内容の取扱いについては，4項目にわたって示しているので，以下にこの項目ごとに解説する。なお，今回の改訂では，キャリア教育の推進及び地域との連携の観点から新たな項目を加えている。

(1) 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱うこと。

「基礎理学療法学」の学習内容は、「理学療法治療学」で実際の治療法を学習する上での基礎となるものである。したがって、「基礎理学療法学」と「理学療法治療学」の内容については、相互に密接な関連を図りながら取り扱うことによって、臨床の場で適切な理学療法が実践できるような力を身に付けることができるようにする必要がある。

(2) 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容は、作業療法との関連に留意して取り扱うこと。

患者や障害者の地域における生活に対する支援は、保健、医療、福祉など、様々な立場から行われる必要があり、理学療法やこれとかかわりの深い作業療法も重要な役割を担っている。したがって、理学療法の立場から具体的な支援の在り方を学習する「理学療法治療学」や「地域理学療法学」の内容については、作業療法との関連に十分留意して取り扱うことが必要である。

(3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

理学療法及び地域社会の情報化の進展に対応して、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用がますます必要になってきている。したがって、学校においては、「理学療法情報処理」をはじめ、各科目の指導に当たって、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を行い、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

(4) 地域や医療機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域の住民に対する市民講座を開講したり、地域の理学療法士を対象とした公開講座や学術交流を通じ、生徒の実践的な学習活動や就業体験の機会を積極的に確保するなど、地域との連携協力を積極的に深めることが大切である。

また、医療機関等で臨床経験豊富な臨床家を社会人講師として招聘するなど積極的に活用するように工夫することが必要である。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、まず、施設や設備の安全点検を行い、学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態などを考慮して、事故防止の指導を徹底させ、実験・実習が能率よく、安全に行われるよう十分な配慮が必要である。さらに、衛生面においても、日ごろから清潔に留意するような指導を徹底して行うことが大切である。

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専門教科・科目

第1節 印刷

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、社会における情報化の進展、印刷技術の進歩、自然環境の保護等に対応して、科目の内容等の改善を図るという視点から、印刷の教科・科目の見直しを行った。

その具体的な改善点は、次のとおりである。

- ① 情報化社会への進展に応じ、高等学校における情報に関する科目の見直しに準じて、科目等の見直しを行い、情報モラルとセキュリティ等の内容を新たに示した。
- ② 社会における自然環境の保護や職業意識の涵養に対する関心の高まりに応じ、薬品や廃液の処理、職業人としての心構えや倫理観の育成などに関する留意事項を示した。

高等部学習指導要領の総則においては、印刷の教科に属する科目として、従前どおり「印刷概論」、「写真製版」、「印刷機械・材料」、「印刷デザイン」、「写真化学・光学」、「文書処理・管理」、「印刷情報技術基礎」、「画像技術」、「印刷総合実習」、「課題研究」の10科目を掲げている。

2 教科の目標

第1 目標

印刷に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、情報化社会の一端を担う印刷技術の向上と発展を図る能力と実践的な態度を育てる。

教科の目標について、印刷技術の進歩、印刷を取り巻く状況の変化を踏まえて解説すると、次のとおりである。

ア 「印刷に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ」ること

印刷技術は、情報・通信技術のデジタル化に伴って発展してきている。したがって、従来の印刷技術を支える要素に加え、電子出版（エレクトロニック・パブリッシング）等コンピュータを活用した印刷に関する知識や技術の習得を図ることが大切である。

また、産業構造の変化により、他の分野の新しい知識や技術を理解することも必要であり、学校教育では、より幅広く、変化に対応できる知識や技術の習得に努めることが大切である。そこで、こうした変化に主体的に対応できるようにするための素地を培うこととともに、印刷に関する基礎的・基本的な知識や技術の習得を目標とした。

イ 「社会的意義と役割を理解させる」こと

印刷の文化的、社会的意義については、人類の情報伝達と記録の歩みを知り、印刷が情報化社会では、極めて重要な意義と役割を有していることへの理解を促す必要がある。

ウ 「情報化社会の一端を担う印刷技術の向上と発展を図る能力と実践的な態度を育てる」こと

情報化社会への進展に伴い、印刷業界は印刷物を構成する文字や画像のデータ処理・加工を行う情報処理加工産業へと変化しつつある。そこで、これらの技術革新に主体的に対応できる幅広い能力と態度の育成を目指して指導することが大切である。

3 各科目

[印刷概論]

① 目 標

1 目 標

印刷の原理や沿革と応用分野に関する基礎的な知識を習得させ、印刷の文化的価値を認識させる。

今日の印刷技術は、情報・通信技術のデジタル化に伴い、コンピュータを中心とした作業の流れとなるなど大きく技術革新を遂げた。この科目においては、新しい印刷の概略と印刷の応用についての基礎的な知識を総合的に理解させるとともに、印刷メディアのみにとどまらず他のメディアの要素や他の分野の必要な内容を適切に取り入れるなどして、他の科目と関連させながら総合的に理解させる。また、高度に発達する情報化社会の中における印刷の文化的な使命とその目的についても取り上げるようにする。

② 内 容

2 内 容

(1) 沿革

ア 印刷の歴史 イ 印刷のデジタル化

(1)については、時代の進展とともに情報と伝達の手段が発達していくことを理解させ、印刷の文化的使命の担い手としての態度が育成されるように考慮すること。

アについては、人類の記録と継承の技術及び複製による伝達方法に触れる。

イについては、従来の印刷と対比させて、視覚的に理解できる教材等を工夫する。

(2) 各種版式

ア 印刷の機能と方法 イ D T P

(2)については、印刷の機能と方法の分類により、各種版式の原理、印刷の要素等を理解させるとともに、情報関連機器による印刷をも考慮した内容を扱う。

アについては、印刷の基礎・基本を理解させるよう指導する。

イについては、DTP（デスク・トップ・パブリッシング）等コンピュータを利用して印刷物を制作する方法の基礎・基本が理解できるよう指導する。

(3) 製版及び印刷の概要

ア 製版方法 イ 写真製版 ウ 校正 エ CTP

(3)については、製版・印刷の手順を理解するとともに、コンピュータを利用して印刷物を制作することにも触れるようにする。

アについては、製版方法の種類について理解できるよう指導する。

イについては、連続階調を網点に置き換えて製版し、再現することを理解させるようにする。

ウについては、校正、刷版、印刷方法の基礎的事項を身に付けるように指導する。

エについては、CTP（コンピュータ・トゥ・プレート）等コンピュータによる版の作成の基礎・基本についても触れるようにする。

(4) 企画・編集

ア 印刷物の企画と設計 イ 原稿作成 ウ デジタルデータ

(4)については、より美しい印刷物を作る態度を身に付けるように指導する。

アについては、印刷物の企画と設計とともに、制作や校正についても触れる。

イについては、文字原稿と写真原稿との違いを知り、原稿作成の方法を理解できるように指導する。

ウについては、コンピュータによる様々なデータ（文字、画像）の加工にも触れる。

(5) 製本

ア 製本の基礎 イ 出版の実際

(5)については、印刷物の加工や用途についての理解を図るために、身近な印刷物を取り上げて具体的に指導するとともに、印刷物の社会的役割についても触れるようにする。

アについては、実際に本作り等を行うプロセスも設けるなどして、具体的に理解できるようにする。

イについては、印刷物の種類等をサイズに応じて理解できるように指導する。

(6) 印刷商品

ア 印刷商品の形態と機能 イ 電子出版

(6)については、印刷商品を取り巻く生産流通、消費など生活にかかわる環境の変化も大きいので、それについても触れるようにする。

アについては、印刷物がどのような働きをしているのかについて触れるようにする。

イについては、コンピュータによる印刷、出版についても理解できるように指導する。

(7) 印刷技術の利用

ア 産業分野での印刷

(7)については、各産業分野における印刷技術の応用の実態や特殊印刷、高品位印刷の概要についても触れるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

イ 内容の(5)については、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

この科目の内容については、印刷全体の内容を概括的に把握することができるように、基礎的・基本的な事項に焦点を当てて構成してある。

アについては、印刷の沿革や各種版式等について、情報通信ネットワークや実物投影機、DVDプレーヤー等の視聴覚教材・教具や具体物を活用したり、産業現場等の見学等を通して、できる限り実際に行われていることに触れさせたりするなどして、印刷に関する興味・関心を喚起するように努めながら指導するよう配慮することが大切である。

イについては、製本に関する内容を「印刷総合実習」と関連させながら、実際的な理解を促すよう工夫することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代の進展とともに、情報や伝達の手段が変化していくことを理解させ、印刷の文化的な役割の担い手としての態度の育成に努めること。

イ 内容の(3)については、製版及び印刷の作業手順、コンピュータを利用した印刷物の製作等について触れること。

ウ 内容の(6)については、印刷商品の生産流通、消費などの生活環境の変化についてその概要を扱うこと。

エ 内容の(7)については、生徒の実態に応じて、特殊印刷や高品位印刷などについて触れること。

この科目の内容の範囲や程度については、基本的事項に重点を置くとともに、その概要を指導することを原則とする。

アについては、人間のコミュニケーションの歴史や文化の伝達における印刷の役割等に触れるようにする。

イについては、製版及び印刷についての基礎的な内容の理解ができるよう配慮する。

ウについては、印刷の分野と用途について、生活の中での役割等に触れるようにする。

エについては、印刷見本等を活用するなどして、印刷技術の利用についての概括的な理解を促すよう配慮する。

[写真製版]

① 目 標

1 目 標

写真及びコンピュータを応用した製版及び印刷の技術に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

この科目では、写真の発達の歴史、写真応用による製版及び印刷への応用能力を養う。光学機器や化学処理機器等の特性を理解させ、合理的な取扱いや管理の習慣を身に付けさせるようにする。

② 内 容

2 内 容

(1) 写真製版の概要

ア 製版カメラの機能と操作

イ モノクロ製版とカラー製版

ウ コンピュータ製版

(1)については、コンピュータを活用し、イメージセッタにより製版する方法を具体的に理解できるように指導する。

アについては、化学的、物理的な知識をもとに、製版カメラの働きや取扱いについて理解できるようにするとともに、線画撮り、コンタクトスクリーンの役割、網点再現についても理解できるように指導する。

イについては、モノクロとカラーのトーンの基本について触れる。

ウについては、コンピュータによる製版も行えるように、その基礎的事項について指導する。

(2) 平版製版

ア 平版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(2)については、オフセット印刷の最新の技術についても理解できるよう配慮する。
アについては、平版製版の種類、平版の版面構成について指導する。
イについては、平版製版における製版工程及び製版材料についても触れるようにする。

(3) 凸版製版

ア 凸版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(3)については、凸版製版の基本的な概要が理解できるように指導する。
アについては、凸版製版の種類、凸版の版面構成について理解できるようにする。
イについては、凸版製版における製版工程及び製版材料についても触れる。

(4) 凹版製版

ア 凹版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(4)については、基本的な概要が理解できるように指導する。
アについては、凹版製版の種類、凹版の版面構成について理解できるようにする。
イについては、凹版製版における製版工程及び製版材料についても触れる。

(5) 電子製版

ア スキャナの機能 イ 色分解と色再現

(5)については、スキャナによる電子製版について理解できるようにする。
アについては、スキャナの性能や働き、取扱いについて触れる。
イについては、色分解や色再現について「印刷総合実習」と関連させながら取り扱い、
実際的な理解を促すようにする。

(6) その他の製版

(6)については、写真製版にとどまらず、DTP、CTP、オンデマンドプリントや
コンピュータ製版に関するもの、孔版印刷等の製版についても触れるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「写真化学・光学」、「画像技術」

及び「印刷総合実習」と関連させながら取り扱い，写真製版の基礎的な知識や技術の習得を促すよう留意すること。

イ 内容の(5)については，スキャナによる電子製版に関して，「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

この科目の内容については，写真や画像処理を応用し，版を作製するための基礎的な知識と技術をカメラワークやプレートメイキングなどの実習を通じて指導するとともに，各種の材料と関連させながら扱うようにする。

アについては，科目相互の関連を図りながら，写真製版の基礎的な知識や技術を身に付けることができるよう配慮する。

イについては，電子製版がコンピュータを活用した製版であることから，スキャナの利用について，「印刷総合実習」との関連を図りながら，实际的に指導するよう配慮することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，コンピュータを活用し，イメージセッタにより製版する方法について具体的に扱うこと。

イ 内容の(2)については，生徒の実態に応じて，オフセット印刷における最新の技術について触れること。

ウ 内容の(6)については，写真製版を応用した技術やCTP，DTP等の製版方法に触れること。

この科目の内容の範囲については，写真製版のみにとどまらず，電子製版やコンピュータによる製版，また，その応用分野についても触れるように工夫する。

アについては，写真製版について，「画像技術」や「印刷総合実習」と関連させて扱い，イメージセッタによる製版の基礎的な事項が確実に身に付くように指導する。

イについては，平版印刷の基礎的な事項に加え，生徒の実態に応じて，特に，オフセット印刷の最新の技術を扱う際には，「印刷概論」や「印刷総合実習」と関連させて扱い，具体的な教材を用意したり，産業現場の見学等を活用したりして理解を促すよう配慮して指導する。

ウについては，写真製版を応用した技術やDTP，CTP等コンピュータを利用して行う製版方法について，その概要を扱うようにする。

[印刷機械・材料]

① 目 標

1 目 標

製版及び印刷に用いられる機械・器具及び材料等に関する基礎的な知識を習得させ，その適切な選択と使用及び保守・管理を行う能力と態度を育

てる。

この科目では、各種の製版や印刷に用いられる機械・器具や材料等について、それぞれの機能や特性の理解を図り、それぞれを適切に選択して使用したり、また保守・管理を適切に行ったりすることができる能力と態度を育てるようにする。

② 内 容

2 内 容

(1) 各種印刷機械の構造と分類

ア 構造と機能 イ コンピュータと印刷関連機器

(1)では、印刷機械及びプリンタの基本的構造や性能についての理解を図るようにする。

アについては、各種印刷機械について、製版の版式や印刷の方式の違いによる構造や機能の違い、特性等についても触れるようにする。

イについては、各種印刷機械におけるコンピュータの活用とともに、例えば、無圧式、電子式の印刷機械のほか、各種プリンタについても理解できるように指導する。

(2) 製本機械、紙器加工機械及びその他の製版印刷機器類

ア 製本機械 イ 紙器加工機械 ウ 製版印刷機
エ オンデマンドプリンタ

(2)では、特に、コンピュータを活用した製本機械や紙器加工機械について、その働きや種類、構造、扱い方、整備、保守等に関する理解を図るようにする。

アについては、機械による本作りについて、ビデオ・DVD等の教材を活用して理解を図るようにする。

イについては、紙器加工等の実際について、ビデオ・DVD等の教材を活用して理解を図るようにする。

ウについては、「印刷総合実習」と関連させながら取り扱うようにする。

エについては、コンピュータから直接印刷できる仕組みや方法について、その概要を理解させるようにする。

(3) 印刷用紙

ア 製紙工程 イ 紙の種類、特性、規格

(3)では、印刷用紙ばかりでなく、他の被印刷体についても触れるようにする。

アについては、製紙方法や工程ばかりでなく、環境問題にも触れ、紙についての理解を深めるようにする。

イについては、紙全般について、それぞれの印刷適性にも触れながら実験等を行い、

具体的な理解を促すようにする。

(4) 印刷用インキ類

(4)では、各種印刷インキの特性や印刷適性ととともに、それらの作業性についても触れるようにする。

(5) 印刷写真用材料・薬品

ア 写真感光材料 イ 現像処理材料 ウ 製版印刷材料
エ 磁気記録材料

(5)では、印刷分野関連の材料や薬品について重点的に扱うようにする。

アについては、写真感光材料の種類や性質、取扱い方、保存方法等について指導し、理解を促すようにする。

イについては、薬品調合による現像処理について理解させるとともに、自動現像機についても触れるようにする。

ウについては、製版や印刷の際に使用する材料や用具について指導する。

エについては、コンピュータを利用した画像入力 of 素材等についても触れるようにする。

(6) その他の製版印刷用材料

(6)では、印刷技術の発展に伴い、各種の印刷用素材とそれへの印刷方法の関係について、その概要に触れるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

イ 内容の(6)については、材料相互の関連を考えさせながら、製版印刷用材料を活用する能力の育成に努めること。

この科目の内容については、印刷で取り扱う材料や機械について、印刷に関する他の科目と関連させながら、実物に即して具体的に扱うようにする。

アについては、実際に製紙を試みたり、各種の印刷用紙に印刷したりするなどして、印刷適性についても触れるよう配慮する。

イについては、その他の印刷及び画像材料を扱うとともに、また、材料相互の関連に

についても考えさせるなどして、製版印刷に必要な写真感光材料や画像材料等を応用する能力を養うようにする。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)及び(2)については、各種機械・機器の扱い方、整備、保守等について具体的に扱うこと。
 - イ 内容の(3)については、紙とインキのトラブルやその対応策に触れること。
 - ウ 内容の(4)については、印刷用のインキの組成と特徴について具体的に扱うこと。
 - エ 内容の(5)については、それぞれの材料に関して、その特徴や用途を重点的に扱うこと。
 - オ 内容の(3)、(4)、(5)及び(6)については、自然及び環境保護等について触れること。

この科目の内容の範囲については、印刷分野に関連する機械や材料に絞って扱うようにすることが大切である。

アについては、「印刷総合実習」と関連させ、実際に各種機械・機器に触れてみることにより具体的な整備、保守等の知識や技術が身に付くようにする。

イについては、実習や実験を通して、紙とインキのトラブルにも対応できるように指導する。

ウについては、印刷用インキの素材と各種インキの特性、応用性、さらに、新しい印刷用インキについて、それらを実際に取り扱いながら指導する。

エについては、あまり専門的にならないように留意し、印刷写真材料や薬品を体系的に指導して、基礎的な知識や特性の理解が図られるよう配慮することが大切である。

オについては、印刷用紙やインキ、薬品、製版印刷用の材料などの廃棄等に関して、自然保護や環境保護の観点から留意すべき基本的な事項について、理解を促すよう配慮することが大切である。

[印刷デザイン]

① 目 標

1 目 標

グラフィックデザイン分野における図案・製図に関する基礎的な知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と感性を養う。

この科目は、グラフィックデザイン分野において必要とされる図案・製図に関する基礎的な知識と技術の習得を図るとともに、グラフィックデザインに関する感性を養い、科学性や芸術性を考慮した表現ができるように指導する。

② 内 容

2 内 容

(1) 色の体系

ア 色の三属性 イ 感情効果 ウ 配色
エ 混色と知覚

(1)については、色を体系的に整理して指導する。

アについては、色の基本的な三属性についての理解を図るようにする。

イについては、寒暖や明暗のほか、喜び、寂しさ、軽快さ、くつろぎ、冷たさ、落ち着きなど色のもつ性質について知り、見る人に与える感情効果について考えることができるようにする。

ウについては、様々な色の調子（トーン）を理解して配色ができるように指導する。

エについては、加法，中間，減法混色について理解させる。また、色は周囲の条件によって変化して見えることから、色の対比や同化等の配色方法についての理解を図るようにする。

美しい配色については、イからエまでの内容を理解した上で、自由にそれらを応用できるよう配慮して指導する。

(2) フィニッシュワークの基礎

(2)については、フィニッシュワークの学習を行うため、基本製図・版下作成に必要な用具の使い方、台紙作成、貼り込みなどの実習をもとに、科学性（正確）、芸術性（美しさ）という基本的な心構えを養うように指導する。

(3) 構成の原理

ア ハーモニー イ バランス ウ リズム

(3)については、特に平面構成を中心に考え、美しいと感じる原理を探り、デザイン制作の参考に生かせるようにする。

アについては、類似的調和（シミラリティー）・対比的調和（コントラスト）について理解させる。

イについては、対象（シンメトリー）、非対象（アシンメトリー）について理解させる。

ウについては、繰り返しによる変化を知り、応用できるように指導する。

また、ア、イ、ウを応用して、具体的な作品（学校案内やカレンダー等）の制作に取り組みせるよう配慮することも大切である。

(4) レタリング

ア 書体の役割 イ 文字の基本と書き方 ウ バランス

(4)については、文字の種類について扱い、どのような場面でそれらが実際に役に立っているかを理解させるようにする。

アについては、代表的な明朝体、ゴシック体の基本を身に付けさせるようにする。

イについては、レタリングの書き方、英字の書体と英字の書き方についても触れる。

ウについては、漢字、英字、数字のバランスについて理解を図るようにする。

(5) ポスター

ア 伝達の内容 イ 造形的な表現

(5)については、(1)から(4)までの内容の指導で身に付けたことをもとに、ポスターの作品制作を行い、創造的な表現ができるようにする。

アについては、生徒が日常興味をもっている事柄の中からテーマを見つけ、それを伝達しようとする意図を明確にして表現させるようにする。

イについては、学んできた種々の手法、技法をレタリングや写真等を使い、創造的な表現ができるようにする。

(6) コンピュータによる画像構成

ア コンピュータグラフィックスの意義と技法

(6)については、コンピュータグラフィックスについての理解を促す。

アについては、コンピュータを利用したデザインについて扱い、シミュレーションなどを通して、多様な作品の制作実習を行わせるように指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、特に生徒の感性を養い、芸術性を考慮した表現ができるよう留意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

ウ 内容の(3)については、平面構成を中心に、デザイン制作に役立つよう指導すること。

エ 内容の(4)から(6)までについては、具体的な資料の活用や作品の鑑賞などを通して、生徒が意欲的に作品制作を行うことができるようにすること。

この科目の内容については、基礎的なグラフィックデザインの知識や技法を身に付け、美的感覚を育成し、作品に表現することができるよう配慮して指導する。

アについては、一人一人がもっている感性と創造力の育成に配慮して指導する。

イについては、実習を通して、基本的な技法を身に付けさせるようにする。

ウについては、新聞広告、雑誌の誌面について、構成分野ごとに分類することを通して、構成の種類を知り、平面構成の基本を身に付けることができるように指導する。

エについては、身に付けた基本を応用し、独創的な作品を制作する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、ポスターカラー、カラーインキ、色紙など多様な種類の材料の使用に留意すること。

イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、製図機器が適切に使用できるようにすること。

ウ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、レタリングの活用の実際についても触れること。

この科目については、基本として、平面的造形要素の大きな印刷物のデザインにおける感性を育てるように指導する。

アについては、種々の材料とその用法を知り、目的に合った使い方の理解を促すようにする。

イについては、生徒の実態に応じて、製図機器やフィニッシュワークに必要な用具又は制作に用いる素材や用具をそれぞれの必要に応じて使用できるように配慮して指導する。

ウについては、文字のもつ情報も的確にとらえられるようにするとともに、タイポグラフィやカリグラフィについても触れるようにする。

[写真化学・光学]

① 目 標

1 目 標

一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

一般写真及び写真製版に使用される材料・薬品の組成や働きについて理解させるとともに、使用される光学機械器具の光学的機能等についても実験的に指導する。また、これらを適切に選択したり使用したりできる能力や態度を育てるようにする。

② 内 容

2 内 容

(1) 光及び色彩

ア 光学的な理論と実験 イ 色彩理論

(1)については、写真撮影の基礎的知識を実験等を通して理解させるようにする。
アについては、光やレンズについて知り、写真の光学的な理解を促すようにする。
イについては、芸術科等との関連を図るとともに、プリズム等の実験などを通して、色彩についての原理を理解させるようにする。

(2) カメラ原理

ア カメラの構造 イ カメラの選択と使用，管理

(2)については、カメラの仕組みや取扱い方，保管等について指導する。
アについては、カメラに関する基本的な知識や構造など原理的なことへの理解を図る。
イについては、カメラの適切な選択や使用法に対する知識や技術の習得を図るとともに、カメラを管理する能力等を養うように指導する。

(3) 一般写真用感光材料

ア 各種感光物質 イ 光化学反応

(3)については、各種感光物質の組成や光化学反応の理論，カラー写真に関して「写真製版」と関連させて扱い、感光材料に関する全般的な知識が身に付くようにする。
アについては、特に、フィルムや印画紙についての的確な理解が図られるように指導する。
イについては、感光材料の光による変化やカラー写真についても触れるようにする。

(4) 現像処理

ア 各種薬品の性質と使用法 イ 現像液の調合

(4)については、潜像を薬品により現像処理することについての理解を促すとともに、その方法について身に付けさせる。
アについては、各種薬品の性質を指導し、薬品類の分析にかかわる基礎的な技術と資質が養われるようにする。
イについては、正しい薬品の使用法及び現像液の正しい調合の方法を身に付けさせるようにする。

(5) 製版用光源

ア 特性 イ 使用と管理

(5)については、各種製版用光源の取扱いにかかわる知識や技術について指導する。

アについては、各種製版用光源の特性について理解させるとともに、使用する感光材料を扱えるようにする。

イについては、使用感光材料により、光源の適切な選択と管理の能力が養われるよう配慮して指導する。

(6) 製版カメラ

ア 構造と特性 イ 操作と管理

(6)については、製版カメラを実際に扱えるように指導する。

アについては、カメラの原理に関する知識をもとに、製版カメラの構造や特性など専門的な知識を養うようにする。

イについては、製版カメラの適切な操作及び管理の能力が養われるように扱う。

(7) 製版用感光材料

ア 特性 イ 使用と管理

(7)については、製版用感光材料を実際に扱えるように指導する。

アについては、一般写真用の感光材料に関する知識をもとに、製版用感光材料の特性などについての理解を促すようにする。

イについては、使用感光材料の適切な選択と管理の能力が養われるよう配慮して指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習、観察等を通して、一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識や技術が習得されるよう留意すること。

イ 内容の(3)については、カラー写真に関して、「写真製版」と関連させながら扱うこと。

ウ 内容の(5)及び(7)については、各種製版用光源の特性と使用感光材料の性質とを関連させながら扱うこと。

この科目については、写真及び写真製版に用いられる感光物質の光化学反応や光学機械器具の性能について原理的な理解を促すとともに、色彩についても理解させるようにする。

アについては、写真に対する光学理論を実験などを通して履修させ、写真撮影の基礎的な知識や技術を身に付けさせるようにする。

イについては、カラー写真が写真製版やカラーレスキャナによる色分解によりできあがっていることを理解できるようにする。

ウについては、内容の関連に留意して、原稿に基づいた適切な光源や適切な感光材料を選択できるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(3)については、各種感光物質の組成や光化学反応の理論等の概要を扱うこと。

イ 内容の(6)については、内容の(2)との関連を図り、製版カメラの構造、特性等を重点的に扱うこと。

この科目については、写真及び写真製版における光学的、化学的な知識や技術を身に付け、光学機械器具の扱い方を「印刷総合実習」と関連させながら習得できるようにする。

アについては、感光材料の色彩に関する全般的な知識の習得を図るとともに、カラーレスキャナについても触れるようにする。

イについては、カメラの原理についての基礎的な知識を身に付け、製版カメラについての専門的な知識の習得を図るとともに、適切な操作及び管理ができるように指導する。

[文書処理・管理]

① 目 標

1 目 標

文書処理・管理に関する知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

様々な分野で使われている各種文書の作成や管理に関する知識と技術の習得を図るとともに、コンピュータの多様な機能を活用して、効果的に文書を作成し、処理する能力と態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 各種文書

ア 種類と形態

(1)については、各種文書の種類、形態及びその使用目的等の理解を促すようにする。特に、事務用文書に触れるようにする。

(2) 文書構成

- ア 構成要素の配置 イ 文書作成の要領

(2)については、構成要素の配置、文書作成の要領などに重点を置いて扱い、文書構成の基礎的な事項の理解を図るようにする。

アについては、事務用文書の中の通信文に重点を置いて扱い、構成要素の配置についての理解を図るようにする。

イについては、文書の種類等に応じた文書作成の要領を指導する。その際、文書表現についても、必要に応じて扱うようにする。

(3) コンピュータの活用

- ア コンピュータの機能 イ 応用文書の作成

(3)については、コンピュータを使用して、その基本的な操作を身に付けさせるようにする。

アについては、コンピュータの仕組みや働きについて、実際に操作しながら指導する。

イについては、(2)との関連を図り、基礎的な事項を発展させ、表やグラフなどを含む応用文書の作成に関する知識と技術の習得を図るようにする。

(4) 機器の管理

- ア 使用機器の管理 イ 周辺装置の管理

(4)については、使用機器及び周辺機器の適切な保守・管理について扱う。

アについては、コンピュータの機器の設置場所や正しい取扱いについても指導する。

イについては、周辺機器についても、アと関連させて指導する。

(5) 文書の整理と保管

- ア 文書情報の活用 イ 機密保持

(5)については、文字情報を組織的に管理することの重要性について理解させるようにする。

アについては、情報の活用や整理・保管について扱う。

イについては、保管・管理及び機密保持についての理解を促し、ファイリングなどについても触れるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、コンピュータの操作に習熟するとともに、文書の作成や管理についての実践的な態度の育成や能力の向上に留意すること。
- イ 内容の(1)から(3)までについては、相互に関連付けながら指導し、コンピュータを使用して、適切に文書が作成できるようにすること。
- ウ 内容の(5)については、情報の活用や整理方法及び機密保持などの観点から、文書管理の意義が理解できるようにすること。

この科目については、コンピュータの習熟のみでなく、文書の作成や管理についても実践的な能力の向上を図るように構成されている。

アについては、コンピュータの基本的な操作方法やコンピュータによる文書作成の知識や技術を身に付ける。

イについては、事務における文書の重要性を理解させ、文書表現についても合わせて指導する。

ウについては、文書ファイリングの必要性と方法についても理解させるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(5)については、文書ファイリングの必要性と方法、各種記憶媒体による文書管理や文書交換の概要を扱うこと。

アについては、コンピュータで使われている各種の記憶媒体による文書管理や他機種との文書交換などについても扱うようにする。

[印刷情報技術基礎]

① 目 標

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

コンピュータによる情報処理の仕組みや活用等の知識や技術を理解させるとともに、情報伝達や印刷への応用について取り上げ、情報を合理的に処理する能力と態度を育てる。

② 内 容

2 内 容

(1) 情報社会と情報機器

ア 情報社会 イ 情報機器の活用分野

(1)については、情報の生活や社会とのかかわりについての基本的な知識を習得させ、興味をもたせるようにする。

アについては、情報化が社会に及ぼす影響について扱い、印刷の業務との関連などについても指導する。また、その際、社会における情報伝達手段の変遷にも触れるようにする。

イについては、情報機器の種類や機能、特性及び社会の中での活用分野について、印刷の業務との関連で指導する。

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(2)については、高度情報通信社会に生きる人間としての在り方、著作権やプライバシーの保護、情報発信の責任などの情報モラルの必要性及び情報のセキュリティ管理の重要性についての理解を促すようにする。

アについては、特に、情報の収集及び発信について、著作権の保護やプライバシーの保護等の観点から、情報を活用する者に課せられた責任やモラルについて指導する。

イについては、情報社会で安全に生活していくための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識などについて指導する。

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

ア 情報機器の仕組み イ プログラミング ウ 情報機器の活用 エ 情報通信ネットワークの仕組み

(3)については、情報についての考え方、情報の種類、情報の扱われ方等の基礎的な事項について指導するとともに、情報機器やそれを用いた情報通信ネットワークの基礎的な知識や技術について取り扱う。

アについては、コンピュータの仕組みや機能について、情報通信ネットワークとの関連で具体的な操作等を通して指導する。

イについては、コンピュータを利用して情報を処理するために必要な基礎的なプログラミングの技法について、具体的な操作等を通して指導する。

ウについては、情報通信ネットワークにおける情報機器の活用について、情報機器の種類や機能、特性等に応じて、情報通信を行う目的や意義、効率的な通信方法、情報の管理や保護等にも触れ、適切な活用方法等を指導する。

エについては、コンピュータによるネットワークの種類や特徴について基礎的な事項を扱うほか、通信用アプリケーションの基本的な操作について指導する。

(4) 印刷と情報機器の活用

ア 印刷における情報機器の活用の目的と意義

(4)については、印刷の分野におけるコンピュータ等の活用について、具体的な事例を通して指導する。

アについては、印刷の業務の中で扱われる情報の種類、また、コンピュータ活用の現況と将来性について指導し、その目的や意義について扱うようにする。

イについては、印刷の分野でコンピュータを使用した業務管理、会計処理などの印刷に関する経営管理や他の業者等とのネットワーク通信などの現況について指導する。また、コンピュータを駆使した画像処理や各種機器への応用についても触れるようにする。

ウについては、特に、業務で知り得た個人情報について、プライバシーの保護の考え方等とともに、どのような管理が必要なのかについても指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、情報機器を印刷に応用するための基礎的な知識と技術の習得を図ること。また、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

イ 印刷に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、印刷の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の印刷に関する各科目と関連付けて指導すること。

ウ 内容の(4)については、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

この科目については、中学部の技術・家庭科における「情報基礎」や高等部における情報科の学習をもとに、社会における情報化の進展とコンピュータの役割を理解させ、コンピュータによる情報処理の知識と技術を実習を通して指導するように努める。

アについては、DTPにも触れるようにする。

イについては、時代の進展に対応した適切なプログラムや機器などについて扱い、文字情報や画像情報の記憶や再現についても触れるようにする。

ウについては、グラフィックアーツ分野で取り扱われるコンピュータの機能等についても触れる。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル

及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容(3)のイについては、基本的な各種プログラム言語の機能とその利用方法について扱うこと。ウについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。エについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信について体験的に理解させること。

エ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、印刷に関する分野における最新の情報機器の活用についても触れること。

グラフィックアーツ分野で扱われるコンピュータの基礎的な知識と技術が身に付くように指導する。

アについては、コンピュータに親しみ、高度情報化社会において主体的にそれを活用して生きていくことができるよう配慮して指導する。

イについては、情報の取扱いに関する最近の動向について理解を促し、実際に起きている問題や対処法などについて、疑似体験を取り入れながら、情報モラル及びセキュリティに関心をもたせるよう配慮して指導する。

ウについては、「印刷総合実習」等とも関連させ、コンピュータを自由に扱うことができる素地が養われるように、体験を通して指導する。

エについては、DTP、CTPのほか画像入力・出力機器や記憶装置等、文字と画像を総合的に処理するシステム、いわゆるトータルスキヤナシステム等について、その概要の理解を促すようにする。

[画像技術]

① 目 標

1 目 標

コンピュータを利用した画像技術に関する知識と技術を習得させ、印刷の技術革新に対応できる能力と態度を育てる。

この科目は、情報を加工処理する印刷に関する分野で、画像処理の技術革新における中心的なエレクトロニクス、コンピュータの知識について、実際に使用されている機器類を通して基礎的な知識を習得し、応用する能力や進んで学習する態度の育成を目指している。

② 内 容

2 内 容

(1) 画像技術の基礎

ア 文字と画像

イ 2進法

ウ 加法混色，減法混色

(1)については，コンピュータ上での文字や画像，色の基礎について扱う。

アについては，文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎となるコンピュータの概要を指導する。

イについては，2進法だけでなく，10進法との関係についても触れるようにする。

ウについては，「印刷デザイン」や「印刷概論」，「写真化学光学」，「写真製版」等とも関連させて指導し，印刷における画像処理の理解に必要な加法混色や減法混色について扱うようにする。

(2) 画像の記憶と再現

ア 文字や画像と電気信号

イ ビットの意味

(2)については，コンピュータ上での文字や画像の記憶や再現について指導する。

アについては，文字と画像を扱うコンピュータの概要について扱う。

イについては，文字や画像の電気信号としての取扱いや画像の記憶・再現について触れるようにする。

(3) コンピュータによる画像処理

ア 文字や図形の処理

イ スキャナの原理

(3)については，文字や画像の処理を通して，画像表現やスキャナ等について指導する。

アについては，コンピュータにおける画像表現について理解させるようにする。

イについては，スキャナの原理を理解させるとともに，デジタルカメラ等についても触れるようにする。

(4) 画像の伝送

ア 画像伝送の原理

イ 伝送法

ウ 圧縮技術とインフラストラクチャー

(4)については，画像伝送の仕組みや方法について扱う。

アについては，電子メールなど身近なものから理解させるようにする。

イについては，LAN，ADSL，光通信，携帯電話等について触れる。

ウについては，画像を高速に伝送するためにはデータ圧縮する必要があり，代表的な静止画圧縮や動画圧縮について触れるようにする。また，インフラストラクチャーを形成する広帯域かつ高速の情報通信ネットワークの整備についてもその概要に触れるようにする。

(5) 印刷における画像技術

ア 文字と画像の処理システム イ トータルスキャナシステム
ウ 入力機器と出力機器

(5)については、文字・画像システムとしてのDTPやCEPS、トータルスキャナ、デジタル入力機器について扱う。

アについては、DTPやCTPについて触れるようにする。

イについては、文字と画像を総合的に処理するシステムについて指導する。

ウについては、コンピュータ、イメージセッタ等文字や画像の入力や出力機器について理解させるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「印刷機械・材料」、「印刷情報技術基礎」及び「印刷総合実習」と関連させながら、コンピュータを活用し画像処理の基礎的な知識と技術を習得させること。また、産業現場の見学や実習等指導方法の工夫に努めること。

この科目については、「印刷概論」や「印刷機械・材料」、「印刷情報技術基礎」、「印刷総合実習」と関連させながら、グラフィックアーツに関する分野でのコンピュータ利用による文字・画像処理加工について、基礎的な知識と技術を習得させるとともに、また、産業現場の見学や実習等指導方法の工夫に努めて、技術革新に対応できる力が身に付くよう配慮して指導することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎的な知識と技術、印刷における画像処理に必要な加法混色及び減法混色の概要について扱うこと。

イ 内容の(3)については、各種機器を活用したコンピュータにおける画像表現の概要について扱うこと。

ウ 内容の(4)については、ファクシミリ等のアナログ伝送の原理、データのデジタル伝送の原理等、画像伝送の基礎的な内容を扱うこと。

エ 内容の(5)については、生徒の実態に応じて、DTP等の文字と画像の処理システムについて扱うこと。

コンピュータを利用した画像技術に関する知識と技術を習得させ、印刷の技術革新に対応できる能力と態度を育てるよう配慮して指導することが大切である。

アについては、文字組版、電子組版、作図作業、DTPをも含め、文字や画像の基礎

について、アナログとデジタルの両面からカラーについても理解させるようにする。

イについては、コンピュータにおける画像表現やスキャナ、デジタルカメラについて扱うようにする。

ウについては、ファクシミリ等のアナログ伝送、データ自体をデジタルのまま伝送する通信機器・方法について学習させるとともに、画像伝送に必要な画像圧縮やインフラ整備についても理解を促すようにする。

エについては、画像入力・出力機器や記憶装置等、文字と画像を総合的に処理するシステムについての理解を促し、「印刷総合実習」と関連させて、生徒の実態に即した技術が身に付くようにする。

[印刷総合実習]

① 目 標

1 目 標

印刷に関する知識と技術を総合的に習得させ、これを実際の印刷において活用する能力と態度を育てる。

印刷に関する知識と技術を作業の流れに沿って総合的に習得させることをねらいとしている。その際、コンピュータを中心とした新しい印刷システムについても、その概要を総合的に理解させるようにする。

② 内 容

2 内 容

(1) 組版実習

ア 文字組版実習 イ 電子組版実習 ウ 作図作業実習

(1)については、文字組版、電子組版、作図作業、DTPをも含め、主に文字や作図などを中心にした実習を扱う。

アについては、活版、タイプライタ、写真植字、コンピュータ等による文字組版を扱う。

イについては、電算写植、電子組版システム、DTP等による電子組版を扱う。

ウについては、版下、レタリング等の作図作業を扱う。

(2) 製版実習

ア 平版実習 イ 写真製版実習 ウ 刷版製版実習

(2)については、各版式の製版方法のほか、カラーズキャナや刷版製版関係についても扱うようにする。

アについては、印刷の大半を占める版式であるオフセットによる製版を中心に指導する。

イについては、カメラワークやプレートメイキングの方法を身に付けさせ、カラーレスキャナやコンピュータによる製版についても触れるようにする。

ウについては、種々の製版による刷版について扱う。

(3) 印刷実習

ア	オフセット印刷実習	イ	凸版印刷実習		
ウ	グラビア印刷実習	エ	孔版印刷実習	オ	特殊印刷実習

(3)については、印刷機械に実際に版をのせ、印刷を行うことについて指導する。

アについては、平版によるオフセット印刷を校正機や印刷機で行い、印刷品質等の検討やインキのトラブル等について研究しながら扱うようにする。機械の操作や安全には徹底して留意するとともに、イ、ウ、エ、オについては、「課題研究」などにおいても取り組めるよう配慮する。

また、必要に応じて、プリンタなどについても触れるようにする。

(4) 文書処理実習

(4)については、文書の作成や受信発信、整理、保管等、文書処理に関する課題を設定し、実習を通してDTPやコンピュータ等の機器の操作や応用及び保守、管理の技術の習熟を図るように指導する。

(5) 情報技術実習

ア	プログラミング実習	イ	制御、通信に関する実習
ウ	印刷の応用に関する実習		

(5)については、コンピュータを印刷へ応用することについて扱うようにする。

アについては、ベーシックを中心にしたプログラム設計やフローチャート等による基本の学習をもとに、必要に応じて、時代に対応したプログラム言語を扱うようにする。

イについては、データ通信や情報通信ネットワークについて触れるようにする。

ウについては、DTPやコンピュータグラフィックスなど原稿作成段階への応用について扱うようにする。

(6) 画像技術実習

ア	カラーレスキャナに関する実習	イ	色再現に関する実習
---	----------------	---	-----------

(6)については、カラーレスキャナによる知識と技術の習得を図るとともに、色再現についても扱うようにする。

アについては、電子的に色分解する技術と知識が身に付くよう配慮して指導する。

イについては、適切なカラー原稿の見方や各種色再現について扱うようにする。

(7) その他印刷に関する実習

ア 製本や加工に関する実習

イ コンピュータによる製版印刷に関する実習

(7)については、印刷加工商品について、具体的に制作したり、最新の技術による方法を工夫したりすることなどについて指導する。

アについては、本作りや紙器作りなど、「印刷デザイン」や「印刷機械材料」などと関連させて扱うようにする。

イについては、オンデマンドプリントなどについても触れるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、他の印刷に関する科目との関連を図り、企画から納品までの流れを総合的に理解できるよう留意すること。

この科目については、グラフィックアーツに関する基礎的・基本的な実習に加え、先端技術にも対応した実習等にも取り組めるよう配慮して構成されている。

総合実習では、専門科目のまとめとして、多くの専門的領域を包括している課題や一つの完結した成果が期待できる課題、まとまったものをつくる課題等を内容としていることに留意する必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、写真製版やコンピュータによる製版に重点を置いて行うこと。

イ 内容の(3)については、平版印刷のうちオフセット印刷を中心に行うこと。

ウ 内容の(4)については、文書の作成、受信、発信、整理、保管等文書処理に関する課題を設定した実習を中心に行うこと。

エ 内容の(6)については、電子的に色分解する技術と知識を養うとともに、適切なカラー原稿の見方や各種色再現について扱うこと。

この科目については、企画・デザイン・編集、組版、製版、印刷という作業の流れに沿って構成されているが、コンピュータやエレクトロニクスの進展により、デジタル化された新しいシステムに関する知識や技術についても総合的に習得できるよう配慮されている。

アについては、カラスキャナやイメージセッタなどを利用した製版技術の習得をねらっている。

イについては、オフセット印刷機に関する操作方法や基本技術を習得させる。

ウについては、DTPやコンピュータ等の操作を身に付け、多様な機能を利用できるように指導する。

エについては、カラスキャナについての技術を習得させるが、さらにトータルスキャナやレイアウトスキャナのほか、コンピュータを利用した様々な画像処理システムとその応用分野についても、産業現場の見学や実習等を通して扱えるようにする。

[課題研究]

① 目 標

1 目 標

印刷に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

この科目は、印刷に関する基礎的・基本的な学習を踏まえ、教科の目標に合った印刷に関するテーマを生徒自身が設定し、計画的にその課題の解決を図る学習を通じて、応用力のある知識や技能を身に付けるとともに、将来の職業生活に活用できる能力や態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1)については、印刷文化史、メディア技術発達史、紙の製造と歴史、写真技術史、コミュニケーション発達史等についての調査や研究のほか、印刷材料実験等が考えられる。

(2)については、印刷の基本技術や先端技術など課題により製作可能なものを取り扱い、これまで習得した知識や技術を活用し、創意工夫を加えた作品が製作できるよう配慮する。

(3)については、産業現場等における実習により、専門科目に関連した知識や技術を総合的・発展的にとらえることができるようにするとともに、勤労観、責任感、成就感、人間関係を体得できるよう配慮して指導する。

(4)については、生徒に対して明確な目的意識をもたせ、資格取得の意義、進路選択、将来設計などについても指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

この科目については、この教科の目標を生かすため、生徒が受動的にならないよう配慮して指導する。

アについては、各学校の施設設備のほか、実際の印刷会社をはじめ、公共の技術センター等での実習など実践的・体験的な学習を通じて、将来、職業人としての自覚が得られるよう配慮して指導する。また、情報技術、文書処理、画像技術、色彩等の資格取得を目指した講習会などにも積極的に参加できるようにする。

イについては、文化祭、研究発表会や作品展示会、卒業製作展などのほか、地域や交流校等の展示会など、様々な機会を利用して、成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮するとともに、生徒が学習意欲を高めることができるようにすることが大切である。

4 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

(2) 指導に当たっては、職業人としての心構えや倫理観の育成に留意すること。

(3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

(4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の内容については、技術革新の進展に対応し、新技術を導入

することが大切であるが、生徒の実態に応じて、適切な指導内容の精選に努めること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

1 (1)については、教科や各科目の目標として、「知識と技術を習得させ」ることと記述されているように、実験・実習は、基礎・基本の理解や既に学んだ知識や技術を活用して、主体的、創造的に問題を解決する実践的な学習場面が多いことから、これを通して実践的、具体的な技術を身に付けさせるものである。

したがって、常に「印刷総合実習」との関連を図り、理解を促すように努めることが大切である。

(2)については、様々な職場で、担当した仕事を誠実にこなし、周囲の人との良好な人間関係を形成できるよう職業人としての心構えや社会人としての倫理観を育成するよう指導上配慮することが大切である。

(3)については、課題研究を他の科目と同様に週時間割の中に位置付け、継続的に学習することが考えられるが、生徒の設定する課題の内容によっては、指導体制や学習の場の制約などから、週時間割の中で履修できない場合も考えられる。その場合には、年間指導計画の定めるところに従って、必要に応じて、授業時間を弾力的に配当できるようにする必要がある。

(4)については、開かれた学校づくりの一環として、地域や印刷業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域や印刷業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や印刷業界との協力関係を築くことが大切である。また、今回の改訂においては、学校においては、就業体験の機会の確保に配慮するものとされており、生徒の進路希望等も十分考慮して、これまで以上に就業体験を積極的に取り入れていくことが求められている。

さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2 (1)については、印刷における職場の状況そのものが大きく変化してきており、専門機器の操作からコンピュータによるデジタル化されたシステムへと大きく変わってきている。したがって、従来からの基礎・基本の技術の習得に加え、より実践的な技術や新しい技術についても身に付ける必要がある。しかし、その際には、生徒自身が興味・関心をもち、主体的に学習して理解できるよう配慮するとともに、生徒の実態等に応じて、基礎・基本に重点を置きながら、きめ細かく指導するよう努めることが大切である。

(2)については、印刷に関する科目には、「印刷情報技術基礎」、「画像技術」、「文書処理・管理」等コンピュータそのものの学習やコンピュータを使用した学習がある。また、情報通信ネットワークを利用した画像や文字による新しい情報の収集や処理加工などの実習

も考えられるので、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3については、印刷に関する科目の中には、薬品の取扱い、各種機械・器具の取扱いなどが盛り込まれていることから、事前指導を徹底して行い、事故の防止に努め、安全と衛生の指導を徹底する必要がある。

また、情報関連機器の科目では、機器操作の姿勢や照明などにも配慮するとともに、長時間の実習に際しては、目の保護や体を休めるなど、保健面にも十分配慮する必要がある。

第2節 理容・美容

1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、理容・美容の教科・科目の見直しを行った。

- ① 時代の進展に伴い、理容師及び美容師に必要とされる実践的な能力や態度を育成するとともに、専門性を確保するという観点から、内容等の改善を図ること。
- ② 情報化社会への進展に応じて、高等学校における情報に関する科目の見直しに準じた科目の見直しを行うこと。

その具体的な改善点は、次のとおりである。

- ① 近年の化粧品開発の進展等に応じて、「理容・美容の物理・化学」の科目の内容に化粧品概論を設けるなどして、基礎的な知識の確実な習得を図ることとした。
- ② 「理容・美容情報処理」を「理容・美容情報活用」に改めた。

高等部学習指導要領の総則においては、理容・美容の教科に属する科目として、「理容・美容関係法規」、「衛生管理」、「理容・美容保健」、「理容・美容の物理・化学」、「理容・美容文化論」、「理容・美容技術理論」、「理容・美容運営管理」、「理容実習」、「美容実習」、「理容・美容情報活用」、「課題研究」の11科目を掲げている。

また、理容師養成施設指定規則指定規則及び美容師養成施設指定規則指定規則（以下「指定規則」という。）が平成29年3月31日にその一部が改正された。高等部学習指導要領に掲げている上記11科目のうち「理容・美容情報活用」と「課題研究」を除く9科目と指定規則における教科課目との対応関係を示すと下表のとおりである。

指定規則の教科課目と理容・美容の教科に属する科目との対応関係

指定規則	学習指導要領
教科課目	科目
関係法規・制度	理容・美容関係法規・制度
衛生管理	衛生管理
保健	理容・美容保健
化粧品化学	理容・美容の物理・化学
文化論	理容・美容文化論
理容・美容技術理論	理容・美容技術理論
運営管理	理容・美容運営管理
理容実習	理容実習
美容実習	美容実習

2 教科の目標

第1 目標

理容・美容に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、理容・美容を通して、公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

教科の目標は、理容・美容に関する各科目の目標を包括して示したものである。

ここに示されている「基礎的・基本的な知識と技術」とは、理容・美容の分野において、確実な習得を促す必要のある基礎的・基本的な事項を指している。理容・美容に関する職業に必要な知識と技術は、時代の進展とともに変化が著しいものであり、それらに対応できる能力と態度を育てることが重要であるが、結果的には、基礎的・基本的な知識と技術の確実な習得が応用力の基礎となるものであり、時代に対応できる能力と態度の育成につながるものである。

「社会的意義と役割を理解させる」ことは、理容・美容業における意義や役割の重要性を理解させるとともに、理容・美容業に携わる者が、自主的に公衆衛生の向上と増進に寄与し、また、よりよい職業人としての能力と態度の育成もねらいとしている。

3 各科目

[理容・美容関係法規]

① 目 標

1 目 標

理容・美容に関する法規及び制度について理解させ、理容・美容業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

この科目は、理容師や美容師を志し、その資格を取得して、理容・美容業を適切に行うため、理容・美容に関する衛生法規等についての正しい知識を習得させるとともに、衛生法規が理容・美容業を行う場合の指針として有する意義を理解させ、理容・美容を行うために必要な能力と態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 衛生行政

ア 衛生行政の仕組みと意義

イ 保健所の組織と活動

(1)については、社会生活の中での法律、政治、行政の役割、機能などの基礎的な事項を理解させるとともに、我が国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係及び衛生法規の概略について指導する。

アについては、衛生行政の種類や仕組み、衛生行政機関について指導する。

イについては、衛生行政を行う機関として関係の深い保健所について、その組織と具体的な活動について指導する。

(2) 理容師法及び美容師法

- ア 沿革と目的
- イ 理容師及び美容師の資格
- ウ 理容所及び美容所の開設
- エ 罰則規定

(2)については、理容師や美容師として必要な理容師法及び美容師法の基本的事項について、具体的な事例を取り上げながら重点的に指導する。

アについては、法の制定経緯や目的をできるだけ簡略に扱う。

イについては、理容師及び美容師の資格にかかわる事項や義務にかかわる事項等について扱う。

ウについては、理容所及び美容所の開設にかかわる事項や開設者の義務規定等について扱う。

エについては、行政監督と行政処分の内容について扱う。

(3) 関係法規

- ア 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
- イ 消費者保護関係法規

(3)については、理容師や美容師に密接に関連する法規について、その目的とあらましについて指導する。特に、関係法規を制定した目的を十分理解させるよう配慮することが大切である。

アについては、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の目的についての理解を促し、公衆衛生の向上と利用者の立場に立った理容師や美容師としての職業観の育成に努めるようにする。

イについては、消費者保護関係法規のそれぞれの制定の意義と内容について理解させ、理容・美容業の社会的な位置付けについての理解を促すよう配慮して指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)及び(2)については、理容所や美容所、保健所の見学等を通して、理容師や美容師の役割や理容・美容業の意義についての自覚を促すようにすること。

内容の(1)及び(2)については、実際の理容所や美容所においてどのような衛生措置が行われているか、保健所がどのような活動をするところか、理容・美容の業務とどのよ

うにかかわっているのかをできるだけ具体的に理解させ、理容師や美容師としての責務を養い、倫理規範を育成するよう配慮することが必要である。また、「衛生管理」の科目と関連付けて学習し、衛生措置の具体的な方法についての理解が深められるように指導することが必要である。

また、内容の(2)については、理容師や美容師の免許制度や業務内容について、社会的な責務と関連させながら扱うことが必要である。また、同様の観点から、業務上講じなければならない衛生措置や届出義務についても扱うよう配慮することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、衛生行政の組織のうち、特に、理容・美容業と関係の深い保健所の組織と活動を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、特に理容師や美容師の業務上の遵守事項等について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容の業務との関連を図り、関係法規の概要について扱うこと。

アについては、理容・美容と直接関連する保健所の業務内容について具体的に理解させるとともに、環境衛生監視員の役割及び立入検査についても扱うようにする。

イについては、この法律の目的、歴史、用語及び定義について基礎的事項を扱うほか、養成施設の入所資格、理容師・美容師試験、免許に関する事項、理容師や美容師の業務上の義務規定及び処分規定、管理理容師・美容師の業務規定等について重点的に指導する。

ウについては、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律や消費者保護関係法規について、理容・美容の業務との関連を図りながら、基礎的・基本的な事項に重点を置いて扱うよう留意することが大切である。

[衛生管理]

① 目 標

1 目 標

環境衛生の意義と目的について理解させるとともに、感染症の予防、消毒法に関する知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目においては、公衆衛生の意義と本質を明らかにし、理容師及び美容師が公衆衛生の維持と増進に重大な責務を担わなければならない理由を十分理解させるようにする。特に、環境衛生の意義と目的について、理容師や美容師の業務と関連付けながら具体的に理解させることをねらいとしている。

また、この科目は、理容・美容業における衛生措置の基本となるものであるので、具

体的かつ実践的な知識と技術が習得されるよう配慮することが大切である。特に、消毒法の意義と原理について理解させ、その確実な実施技術を身に付けさせることが重要である。

② 内 容

2 内 容

(1) 公衆衛生概説

ア 公衆衛生の意義と歴史 イ 保健所と理容・美容業

(1)については、公衆衛生の意義について触れるとともに、日常生活あるいは理容・美容業と公衆衛生の結び付き、理容師や美容師の責務などについて指導する。

アについては、公衆衛生の発展の歴史について概観するほか、公衆衛生の水準を示す指標及び予防衛生についての基礎的な事項を指導する。

イについては、保健所の機能、組織、業務について理解させ、保健所が地域の保健衛生行政の中核的存在であることや理容・美容業との密接な関係について指導する。

(2) 環境衛生

ア 環境衛生概論 イ 環境衛生各論
ウ 理容所及び美容所における環境衛生

(2)については、環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、特に、理容所及び美容所の環境衛生について指導する。

アについては、環境衛生の概要について扱う。

イについては、様々な環境要因と日常生活、健康とのかかわりについて指導する。

ウについては、理容・美容業における環境衛生面での配慮事項について、その理解を促す。

(3) 感染症

ア 感染症の種類と発生原因 イ 感染症の予防
ウ 理容・美容と感染症

(3)については、感染症と理容・美容の実際の業務を具体的に関連付けて取り扱い、将来、理容・美容業を行う際に、その知識を実際的に活用できるように指導する。

アについては、感染症の種類と特徴、その病原微生物と形態、構造等について指導し、発生原因についての理解を深め、予防できるようにする。

イについては、感染症予防のために必要な医学的原理について指導する。

ウについては、特に、理容・美容の業務に関係の深い感染症について取り上げ、その予防のために必要な注意事項について扱う。

(4) 衛生管理技術

ア 消毒の意義と目的

イ 消毒法の種類

ウ 消毒法の実際

(4)については、消毒法が理容・美容業における衛生措置の核心であることを理解させるとともに、理容師法及び美容師法に規定されている消毒の方法と技術を習得させるようにする。

アについては、感染症の予防に対する消毒の意義について触れるとともに、消毒の実施が理容師や美容師に課せられた責務であることを十分理解させるよう指導する。

イについては、理学的消毒法及び化学的消毒法の種類と特徴、用途、条件等について指導する。

ウについては、各消毒器具や消毒薬の扱い方、調整方法や注意事項について指導するとともに、各消毒法の実際について扱い、その技法を習得させるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容保健」と関連させながら、理容・美容業における衛生措置の実践的な知識と技術の習得を図ること。

イ 内容の(4)については、器具の消毒が、理容・美容の業務を衛生的に行う上で、特に重要なものであることから、実験・実習を通して、その意義を理解させ、消毒に関して必要な適切な技術等の習得に努めること。

アについては、衛生管理の学習内容が日常生活や理容・美容業の中で実際に活用できる知識や技術として生かせるようにすることが重要である。特に、感染症とその予防の観点から、理容所や美容所における衛生措置の重要性を認識させるよう配慮する必要がある。

イについては、理容師法及び美容師法に定められている消毒法について、実験・実習を通して確実な習得を促すよう配慮する必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、公衆衛生と理容・美容業との結び付き、理容師や美容師の責務、保健所の業務等を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、環境と健康、衣食住の衛生、廃棄物処理と環境保全等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、感染症の種類等、理容・美容と関係の深い事項を重点的に扱うこと。

エ 内容の(4)については、消毒器具の取扱い、消毒薬の保管方法等の概

要を扱うこと。

アについては、公衆衛生と理容・美容業の結び付きについて、歴史的な観点から概観するほか、特に保健所の機能と業務内容、具体的な活動との関連を通し、感染症の予防と消毒の実施の必要性について十分理解させるよう指導する。また、予防衛生の観点から我が国の公衆衛生の概況について理解させ、公衆衛生の向上に必要な事項について概観する。

イについては、環境衛生各論について概観するほか、特に、理容所や美容所における採光、照明、換気等に触れるとともに、清掃、上下水道、汚物処理、衛生害虫の駆除等についても扱い、地域社会における理容所や美容所の果たす役割についての理解を促すようにする。

ウについては、感染症の分類方法、病原微生物の種類と特徴、予防の諸原則について扱うほか、特に、理容所や美容所に関係の深い感染症について、その種類と特徴・感染経路・予防対策に重点を置いて指導する。

エについては、消毒法の発展について概略的に扱うほか、消毒法にかかわる用語の定義、理容師法及び美容師法に規定されている消毒法の種類、消毒の条件と適用について指導する。また、各種消毒法については、実習を通じて、各種消毒器具・消毒薬の取扱い方法とともに、安全で確実な操作技術の習得を促すように努める。

[理容・美容保健]

① 目 標

1 目 標

人体、皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、人体組織、特に皮膚及び毛髪等の皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を習得させ、それらの知識が理容・美容の技術の基礎となること、また、理容・美容の技術を安全かつ合理的に行うために不可欠な知識であることを理解させることをねらいとしている。

特に、近年の理容・美容技術に用いられる香粧品や用具の発展には著しいものがあり、これらの製品を安全に使用するためにも、人体や皮膚・毛髪に関する正確な知識は重要である。したがって、この科目の実施に当たっては、「理容・美容の物理・化学」の香粧品に関する化学や「衛生管理」、「理容実習」、「美容実習」等、他の科目の内容と密接に関連させて指導することが大切である。

② 内 容

2 内 容

(1) 人体の構造と機能

ア 人体の構造	イ 人体の調整機能	ウ 骨格，筋
エ 循環，呼吸	オ 消化，排泄	カ 神経と感覚器

(1)については、人体の構造と機能について系統別に概観し、それぞれの働きや仕組みについて基本的な事項を理解させる。

アについては、人体を構成する単位について指導するほか、人体の解剖学的な区分及び頭部・顔部・頸部の名称について概略的に扱う。

イについては、人体の調節機能として働く神経系統と内分泌系統の構造と機能について指導するほか、特に、頭部・顔部・頸部の神経について扱う。

ウについては、骨格及び関節、筋肉の種類と構造・機能について指導するほか、特に、頭部・顔部・頸部の代表的な筋について扱う。

エについては、循環器系統・呼吸器系統に属する各器官の名称と構造・機能及び血液の機能について扱う。

オについては、消化器系統・泌尿器系統に属する各器官の名称と構造・機能について扱う。また、消化器系統については、消化腺と消化酵素の働きについての概要を扱う。

カについては、神経系や感覚器系統に属する各器官の名称と構造・機能について扱う。また、その際には、理容・美容技術と関連させながら、基本的な事項を指導することが大切である。

(2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能

ア 構造	イ 生理作用
------	--------

(2)については、皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能について基本的な事項の理解を促すよう指導する。

アについては、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び特徴について基本的な事項を扱う。

イについては、皮膚及び皮膚付属器官の生理的な機能について、理容・美容技術と関連させながら、基本的な事項を扱う。

(3) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

ア 皮膚に影響を及ぼす因子	イ 保護と手入れ	ウ 疾患
---------------	----------	------

(3)については、皮膚及び皮膚付属器官について、理容・美容との関連に配慮しながら、その保健面について扱う。特に、毛髪の保健衛生面については、理容・美容技術の基本となるものであることから重点的に指導する。

アについては、皮膚及び皮膚付属器官の生理的な機能に影響を与える栄養、環境、体内病変、ホルモン等の因子とその予防について扱う。

イについては、皮膚及び皮膚付属器官を健康に保つための方法について、理容・美容の技術と関連させて扱う。特に、皮膚及び皮膚付属器官の性状について正確に判断し、正しい処置ができるように指導することが大切である。

ウについては、皮膚及び皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防について扱う。特に、理容・美容に関係の深い感染性の疾患については、重点的に指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、各種の模型や標本の活用、ビデオ教材等の工夫によって、専門的な知識の習得を図ること。

イ 内容の(2)及び(3)については、「理容・美容の物理・化学」や「衛生管理」と関連させながら、皮膚疾患とその感染経路、病原菌と消毒法及び予防法に関する的確な知識と技術を習得させること。

アについては、人体の構造や各器官・組織の機能について指導するに当たり、できるだけ具体的なイメージをもたせるよう工夫する必要がある。特に、皮膚及び皮膚付属器官等の細かな内容を扱う際には、教材・教具の工夫により、学習効果を高めるよう配慮して指導する必要がある。

イについては、皮膚疾患についての学習と「理容・美容の物理・化学」の香粧品に関する化学、「衛生管理」、「理容・美容技術理論」の科目の学習とを関連付けて指導し、体系的な知識が習得されるよう配慮することが必要である。特に、皮膚・毛髪の保健衛生については、皮膚疾患の指導と関連付けて指導し、適切な処置及び予防ができるよう配慮して指導する必要がある。また、皮膚の生理作用は、理容・美容技術と密接な関連をもつものであることから、皮膚の保護と手入れの方法を関連させて指導することが大切である。

皮膚疾患については、衛生管理の学習と関連させ、適切な対応ができるよう実際的な知識として習得させるよう配慮することが重要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、人体の構造と機能に関する基礎的な内容を、各器官の疾病と保健に関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、皮膚及び皮膚付属器官の構造や生理作用の概要を指導するとともに、特に、毛髪の保健衛生については重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、皮膚及び皮膚付属器官に影響を与える因子、その性状に合った保護と手入れの方法等を重点的に指導すること。

アについては、特に、理容・美容に関係の深い頭部・顔部・頸部の名称及び神経、筋の働きについて重点的に指導する。また、各系統に関係する器官の疾病とその予防について扱い、身体の健康に関心をもたせるよう配慮する。

また、ここでいう基礎的・基本的事項には、表皮・真皮・皮下組織の各構造と特徴、毛とその構造・成長・性状、汗腺の種類と機能、つめの構造と機能等が挙げられる。

イについては、皮膚及び皮膚付属器官の生理作用について、その仕組みと働きに関心をもたせて理解を深めるよう配慮する必要がある。特に、保護作用、分泌作用、吸収作用等の代表的なものについて、理容・美容の技術と関連させて指導する。

ウについては、皮膚及び皮膚付属器官の機能を阻害したり、悪影響を与えたりする因子について扱う。また、これらの因子のうち、特に、理容・美容技術によって防御できるものについて扱い、科学的で合理的な保護と手入れの方法を習得させるよう配慮する。

[理容・美容の物理・化学]

① 目 標

1 目 標

理容・美容器具や化粧品等に関する科学的知識を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、理容・美容業で使用される各種の器具や薬品、化粧品に関する科学的な知識を習得させ、適正で安全な取扱いをするための態度を育成し、基礎科目としての物理及び化学に関する知識の理解を促し、その応用力を培うことをねらいとしている。特に、理容・美容技術において日常的に使用される化粧品については、その化学的な性質を理解させるとともに、安全に使用するための知識と技術の習得を図ることが重要である。

② 内 容

2 内 容

(1) 理容・美容に関する物理

ア 力、熱、光 イ 理容・美容と機械・器具

(1)については、物理学の基礎的な事項について、特に、理容・美容の分野と関連のある事項について指導する。

アについては、力と運動、刃物と切断、熱と温度、温度による物質の変化、光の色と明るさなどの基礎的な事項について、理容・美容の具体的な事例に即して指導する。

イについては、電気についての基本的な性質、電流と抵抗及び熱、電流と磁界などの項目について、理容・美容で実際に使用される機械・器具類の仕組みと併せて指導する。

(2) 化粧品に関する化学

ア 物質の構造 イ 化学反応と化合物 ウ 水と金属
エ 化粧品概論 オ 化粧品の種類と原料

カ 基礎化粧品の使用目的と取扱い

(2)については、物質の構成及び化学結合に関する基礎的な事項について扱うほか、溶液の化学的性質、化学反応について扱う。また、化粧品については、その種類と用途、原料について扱うほか、特に、取扱い上の注意事項について重点的に指導する。

アについては、物質の構成単位や基本的な元素名、化学結合の種類について、その概要を指導するほか、特に、溶液の性質と溶解及び希釈、コロイドの性質について扱う。

イについては、酸と塩基・中和・加水分解・酸化・還元などの代表的な化学反応と化学式、水素イオン指数とph、酸化剤と還元剤について指導する。また、有機化合物については、できるだけ概略的に扱うほか、特に、石鹼、タンパク質、合成繊維・樹脂の代表的なものについては、その特徴について重点的に指導する。

ウについては、硬水と軟水に加え、精製水の特徴について扱うほか、理容・美容の用具として使用される金属や合金を中心に、その種類や特徴について扱う。また、その際には、金属のイオン化や酸化について触れ、さびや腐食の原理について指導する。

エについては、特に化粧品の役割や種類、機能、安全性、品質の保持について、それらの基本的な事項を扱うほか、「関係法規」と関連させながら、消費者保護の観点から様々な規制があることについて指導する。

オについては、化粧品の定義及び種類、法的な規制や取扱い上の注意事項について指導する。また、水性原料、油性原料、界面活性剤等の主要な配合成分については、その特徴や働きについて扱う。

カについては、洗浄剤、化粧水、乳液等の基礎化粧品に関して、その種類と特徴、機能について指導する。また、シャンプー用剤、整髪剤、パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の頭毛に使用する各種化粧品については、その種類と特徴、機能及び取扱い上の注意事項について扱う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習や観察を重視するとともに、「理容・美容保健」、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら、実地的な知識の習得を図ること。

実験や観察は、物理や化学の基本を理解するために不可欠な学習方法である。したがって、この科目の実施に当たっては、講義に偏ることなく、各種の模型や視覚教材を用いたり、実験や観察の機会を多く設け、科学的な思考方法を身に付けさせるよう配慮することが大切である。

また、物理学の基本的な現象について、できるだけ身近な事例を通して学習させ、実地的な知識として役立てることができるようになる必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、熱伝導，光，電磁気など理容・美容にかかわりのある物理の基本的な原理と機械・器具の構造や機能を関連させながら，その操作方法について扱うこと。

イ 内容の(2)については，溶液の性質，化粧品原料，洗浄剤の種類等，化粧品に関する化学及び化粧品の成分の変更等の概要を扱うこと。

アについては，刃物による切断現象や刃先の状態と切れ味，研磨の原理，アイロンやドライヤーの原理，構造など，理容・美容で日常的に用いる技術や用具について，物理の基本的原理に基づいて科学的に理解しようとする態度を育成することが大切である。

イについては，溶液の性質や化粧品の諸原料等に対する総合的な化学的知識をもとに，実際に使用する消毒薬や化粧品，洗浄剤等の性質を見極め，安全で適正な扱い方ができるよう配慮する必要がある。

また，化粧品の成分については，「薬事法」や「化粧品基準」による様々な規制があることに触れ，安全性や品質の確保のために，常に新たな化粧品成分が開発されていることについて，関心をもたせるようにすることが必要である。

[理容・美容文化論]

① 目 標

1 目 標

理容・美容の業務を行うために必要な美的感覚を身に付けるとともに，豊かな表現力と鑑賞力を養う。

この科目は，理容・美容業の使命がより優れた人間美の創造実現にあることを理解させ，その使命を実現するための美的感覚，表現力，鑑賞力を養い，豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力が身に付くようにすることをねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 理容・美容文化史

ア 理容・美容の変遷 イ 流行の影響

(1)については，日本及び海外の理容・美容文化の変遷を概観し，人間がヘアスタイルに対してどのように考えてきたのか，どのようなヘアスタイルを創造してきたのかについて指導する。

アについては，日本及び海外における理容・美容業について，その起源，社会的役割

及びその変遷について概略的に扱う。また、ヘアスタイルについては、その時代的特徴や地域的特徴、変化の要因、社会的・文化的背景等について指導する。

イについては、流行の意味や特徴、人間心理と流行の関係等について指導し、理容・美容業における流行の役割と意義について扱う。

(2) 理容・美容デザイン

ア 造形の意義と応用 イ 色彩の意義と応用

(2)については、造形の原理、造形と心理、色彩と心理等について、特に、理容・美容における意義と応用について指導する。

アについては、造形の構成要素、原理についての基礎的事項を扱い、ヘアスタイルの構成にどのように応用されるかについて扱う。

イについては、色彩の構成要素、色彩の特性、心理効果等についての基礎的事項を扱い、ヘアスタイルの構成にどのように応用されるかについて指導する。

(3) 服飾

ア 服飾の歴史 イ 理容・美容業と服飾

(3)については、ヘアスタイルの構成と密接な関係にある服飾について概観し、その時代的な特徴や機能、社会的な役割について指導する。

アについては、日本及び海外における服飾の変遷について概観し、特に、時代や地域を象徴する服飾について、その特徴や機能、ファッション性、時代背景を中心に扱う。

イについては、ヘアスタイルの構成と服飾の関連性について、伝統性や機能性、ファッション性に触れるとともに、特に、礼装や正装におけるヘアスタイルの基本について扱う。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美的感覚、表現力、鑑賞力を養うために、芸術科等と関連させながら指導すること。また、生徒の興味・関心に即して、見学の機会を設けるなどして、ファッションを概括的に取り扱うこと。

指導に当たっては、授業が講義に偏ることなく、造形活動やデッサン等の実技指導を取り入れたり、芸術科や他の専門教科・科目の授業等との関連を図ったりすることも考慮することが大切である。また、理容・美容の実習や競技会、発表会等はもちろんのこと、理容・美容に直接関連しない分野においても、広くデザインや色彩に関心をもたせ、

鑑賞力を育成するよう配慮する必要がある。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、時代や地域を象徴するファッションを基に、その特徴や時代背景等について扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、色彩や造形の原理等、基礎的な内容を中心に、理容・美容と関連させながら扱うこと。
 - ウ 内容の(3)については、時代や地域を象徴する服飾を基に、その特徴や機能、ファッション性等の概要を扱うこと。

ア及びウについては、時代や地域を象徴する代表的なヘアスタイルや服飾について、特に、時代的背景や文化的な背景を重視し、人々にどのように取り入れられ、流行していったのかを理解させる必要がある。また、服飾やヘアスタイルについての基本的な用語や名称についても扱うよう配慮する。

イについては、色彩や造形についての原理を中心に扱い、実験や実習を積極的に取り入れ、経験的に理解させるよう配慮する。

[理容・美容技術理論]

① 目 標

1 目 標

理容・美容に関する基礎的な知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を衛生的、能率的に実践する態度と習慣を養うとともに、これを適切に行う能力を育てる。

この科目は、実習の履修状況に併せ、理論面での学習と技術面での学習が綿密に関連付けられるよう配慮するとともに、他の科目の学習内容とも総合的に関連付け、実際の知識として習得させることをねらいとしている。

また、優れた理容・美容技術は、経験だけによって得られるものではなく、科学的かつ合理的な方法によって得られるものであることを理解させ、絶えず基礎的な理論に立ち返って自分の技術を反省し、向上させていこうとする態度の育成もねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 基礎技術

- ア 理容・美容技術の意義
- イ 理容・美容技術と人体各部の名称
- ウ 作業姿勢

(1)については、理容技術の意義について扱い、実際に行う場合の心得等基礎的な事項について指導する。

アについては、理容師及び美容師として社会の一員となり、社会の発展に貢献していく技術者となるために必要な心構え、職業観について指導する。また、具体的には、技術者として客と接する際に心掛ける事項について扱う。

イについては、理容・美容の技術を行う上で必要となる基本的な人体各部の名称、特に、頭部、顔部、頸部の名称について指導する。

ウについては、作業における位置及び姿勢について、原則的な事項を指導するほか、その合理性についても十分理解させるようにする。

(2) 器具類の取扱い

- | | | | | | |
|---|---------------|---|-------|---|---------|
| ア | 種類と使用目的 | イ | 形態と機能 | ウ | 選定法と手入れ |
| エ | 理容所と美容所の設備・備品 | | | | |

(2)については、理容・美容器具の正しい扱い方、種類と特徴などについて指導する。

アについては、理容・美容器具の分類方法、使用目的及び特徴について扱う。

イ及びウについては、鋏、櫛、レーザー、クリッパー、アイロンについて、その形態と機能、選定法、研磨法、手入れ法について扱う。また、ブラシ、ヘアドライヤー、被布及び布片類については、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法について扱う。特に、消毒法については、それぞれの器具類に応じた適切な方法について、具体的に理解させるようにする。

エについては、理容所・美容所で用いられるその他の設備・備品、容器類に関して、その種類や名称、使用目的や使用上の注意事項等について扱う。

(3) 頭部技術

- | | | | |
|---|-------------------|---|---------------|
| ア | ヘアデザインとカッティング | イ | シャンプー技術とリンシング |
| ウ | 頭部マッサージとヘアトリートメント | | |
| エ | ヘアセッティングの種類と特徴 | | |

(3)については、カッティング、シャンプー技術、頭部マッサージとヘアトリートメント、アイロン技術、パーマメント技術等の基本的な頭部技術について、その目的、種類、特徴、技術上の注意点について指導する。

アについては、ヘアデザインの要素、ヘアスタイルの条件と分類について扱うほか、カッティングの一般的順序、スタンダード・ヘアカッティングにおける各種の技法について扱う。

イについては、シャンプーの目的及び種類、シャンプー用剤、シャンプー技術の要領、リンシングの目的とリンス剤の種類について扱うほか、スタンドシャンプー及びバックシャンプーの技法について指導する。

ウについては、スキャルプトリートメント、ヘアトリートメントの目的や種類、用剤や技法等、基本的な事項について扱う。また、頭皮マッサージの目的と基本的な技法に

ついて扱う。

エについては、ヘアセッティングの種類と特徴について指導する。理容にあつては、基本セット、ドライヤーセット、アイロンセットの基本的な技法について扱い、美容にあつては、カーリングセット、ローラカーリングセット、ブロードライスタイリングの各技法について扱う。また、パーマメント技術については、用剤の種類と特徴及び注意点、パーマメント技法の種類と特徴について扱うほか、特に、コールド2浴式パーマメントとアイロンパーマの基本的な技法について扱う。

(4) 理容の顔面技術

ア シェービング イ 顔面処置技術

(4)については、理容におけるシェービング技法、顔面処置技術の基本的な事項について扱うとともに、特に、シェービング技術の注意点について指導する。

アについては、シェービングの種類、基本技術と要領、一般的順序について扱うほか、レディースシェービング、ネックシェービングの特徴と留意点、基本的な技法について指導する。

イについては、特に、シェービング後の顔面のトリートメントについて扱うほか、スチーミング、マッサージ、ふき取り等の基本的な技法の要領等についても指導する。

(5) 特殊技術

ア 染毛技術 イ 美顔術

(5)については、理容・美容にかかわる特殊技術のうち、特に、染毛技術と美顔術について扱う。染毛技術及び美顔術の需要は、近年ますます高まってきており、使用される用剤・用具及び機器についても改良がなされてきている。したがって、これらについての基礎的な知識を身に付け、安全に留意して施術する態度の習得を図ることが必要である。

アについては、ヘアカラーリングの意義や目的について理解させるとともに、染毛剤の種類と特徴、ブリーチ剤の機能と種類について指導する。特に、染毛剤の安全性及び取扱い上の注意事項については重点的に扱うようにする。

イについては、顔面のマッサージ及びトリートメントについて、その目的や種類、使用する用具や用剤、使用上の注意点、基本的な技法の要領及び留意点について指導する。

なお、美容にあつては、以上の事柄に併せて、ボディケア、化粧技法、マニキュアとペディキュアに関して、基本的な技法の要領及び留意点についても扱うようにする必要がある。

(6) 美容の和装技術

(6)については、日本髪の種類と特徴、各部の名称について概略的に扱うほか、装飾品、髪結い用具、かもし類の種類と用途について指導する。また、着付けの目的、和装

の種類と用途，着付けの一般的要領について扱うほか，代表的な着付けについての留意点及び和装におけるエチケット等をも扱うようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては，「理容実習」及び「美容実習」と関連させて取り扱うこと。また，理容所や美容所の施設等とその業務の見学や器具，用具類の操作等を通して，具体的に知識と技術を習得させること。

この科目は，理容師及び美容師としての技術を身に付けるための基礎となる科目であることから，常に，理容・美容の実習と関連させて指導することはもちろんのこと，他の科目の学習内容とも総合的に関連させて指導することが重要である。また，理論と実際の技術は，表裏一体であり，互いに補完し合うものであることを理解させ，理容・美容業にかかわる知識が具体的で実際的なものになるよう配慮して指導することが重要である。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，実際の業務において必要とされる理容師や美容師としての心構えや倫理観，衛生措置等の概要を扱うこと。

イ 内容の(3)については，基礎となるヘアデザインを中心に，各種頭部技術の概要について扱うこと。

ウ 内容の(5)については，染毛技術における薬剤の取扱いに重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(6)については，日本髪由来や名称及びその特徴，着付け技術等に重点を置いて扱うこと。

アについては，手指の消毒，つめ切り，清潔なユニフォームの着用，皮膚に接する布片類・器具類の扱い，環境の整備等，実習を行う上での一般的な注意事項について重点的に指導する。

イについては，各種頭部技術はいずれも理容・美容の中心をなす技術であること，特に，理容におけるミディアム及び美容におけるワンレングスに用いられるカッティング技法は，最も基本となるものである。したがって，これらのスタイルを中心にした頭部技術の理論的な学習を通して，実習における頭部技術の習得が効率的で確実に行われるよう配慮することが大切である。

ウについては，「理容・美容保健」の皮膚及び皮膚付属器官の疾患，「理容・美容の物理・化学」の化粧品に関する化学の内容の学習とも関連させながら，染毛技術における薬剤の取扱いについて，特に，安全な操作方法が確実に身に付くよう指導する。併せて，

パッチテストの方法についても扱う必要がある。

エについては、結髪、着付け等の実習を通して、和装に関する基礎的な用語や特殊な名称についての理解を深め、実的な知識の習得を図るよう指導することが必要である。

[理容・美容運営管理]

① 目 標

1 目 標

理容・美容業にかかわる運営管理の基本的事項及び適切な接客方法を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、基本的な経営管理や労務管理にかかわる理論の理解と、接客法の技術の習得を促すとともに、これらの学習を通して、理容・美容業の社会的・経済的役割についての理解を深め、理容師や美容師の社会的地位や責任についての意識を高めて、広い意味での職業観を育成することをねらいとしている。また、理容・美容業を通して、職場や社会生活における円滑で豊かな人間関係を築き、信頼される理容師や美容師の育成を図ることをねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) マーケティング

ア マーケティングの概要 イ 理容・美容業とマーケティング

(1)については、マーケティングの概要と理容・美容業におけるマーケティングの意義について扱う。

アについては、マーケティングの基本的な考え方、用語について概略的に扱うほか、企業競争におけるマーケティングの必要性についても触れるようにする。

イについては、理容・美容業におけるマーケティングの意義と必要性に関して、顧客の心理やニーズ、理容・美容業における競争、サービスの種類等、具体的な事例をもとにして指導する。

(2) 経営管理

ア 企業と経営 イ 理容・美容業と経理

(2)については、企業とその形態、経営に関する基本的な事項について扱うとともに、理容・美容業における経理実務に関する基礎的な事項について指導する。

アについては、経済活動における企業の位置付け、企業の形態や分類及びその特徴について概略的に扱うほか、関連する法律についても触れるようにする。

イについては、理容・美容業にかかわる経理実務に関して、その必要性について指導するとともに、簿記や税務処理、帳簿書類に関する基礎的な事項についても扱う。

(3) 労務管理

- ア 労務管理の概要
- イ 社会保障制度
- ウ 作業管理と健康管理

(3)については、労務管理及び社会保障制度に関する基礎的な知識について指導するほか、理容・美容業における健康管理について重点的に指導する。

アについては、労務管理の概要に触れるほか、労働基準法を中心とした関連法規についても、具体的な事例を通して扱うようにする。

イについては、社会保障制度の体系に関して概括的に触れるほか、理容・美容業に関連する社会保障制度についても指導する。その際、社会保障制度の抱えている課題等についても扱うようにする。

ウについては、特に、理容・美容業における作業環境の改善や職業病の予防、健康管理の要件等について、具体的な事例をもとに指導するほか、管理理容師・美容師の役割や職場の衛生管理についても扱うようにする。

(4) 接客法

- ア 接客法の基本
- イ 事故及びトラブルの処理

(4)については、理容・美容業における接客法の意義について十分理解させるとともに、基本的な接客用語や表現方法、トラブルの際の対処方法に関して、実際的に接客法を指導する。

アについては、接客用語、接客動作の基本について扱い、適切な表現ができるようにする。

イについては、事故及び客からの苦情等のトラブルに対処するため、一般的な具体例や基本的な対応方法について扱う。また、未然に防ぐ対策についても触れるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、経営管理や労務管理の理論的、技術的な学習にとどまることなく、理容・美容の業務に関する職業観の育成に努めること。

イ 内容の(4)については、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら指導すること。また、理容所や美容所の施設等における実習等を通して、実践的な態度と能力を育てること。なお、接客法の指導に

当たっては、個々の生徒のコミュニケーション手段の特性に合わせて、的確な接客法が身に付くよう留意すること。

アについては、マーケティングや経営管理、労務管理の理論的な学習だけではなく、理容・美容業のもつ経済的・社会的機能、理容師・美容師のもつ社会的地位や役割、責任についての理解や意識を深め、広い意味での職業観を育成するよう配慮することが必要である。

イについては、マーケティング、経営管理、労務管理の考え方が、具体的にどのような場面で生かされているのか、総合実習や産業現場等における実習等の場面を通して、具体的に指導する必要がある。また、接客法の指導に当たっては、形式的な学習にとどまらず、心のこもった対応ができるように、学校生活全般を通して、指導上配慮することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、マーケティング理論の概要、理容業界や美容業界の現状等を、具体的な事例を基に指導すること。

イ 内容の(2)については、経営管理や事務にかかわる基本的な理論と事例について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、労務管理の目的や範囲について関係法規と関連させながら扱うこと。

エ 内容の(4)については、社会生活におけるエチケットの必要性に触れるとともに、実習を通して、接客の意義、接客用語等を重点的に扱うこと。

アについては、マーケティング理論の考え方、基本的な用語について扱うほか、居住地の理容・美容業の現状、料金設定、宣伝方法等、具体的な事例にも関心をもたせるよう配慮して指導する。

イについては、経営管理の基本的な理論について、理容・美容業における事例を通して指導する。特に、「経営」という観点から理容・美容業を見直すことにより、具体的な職業観がもてるよう配慮して指導する。

ウについては、労働基準法を中心に身近な問題を取り上げ、労務管理についての関心を深めるよう配慮する。

エについては、サービスの考え方及び理容・美容業における接客の意義について十分理解させることが重要である。特に、接客用語の指導に当たっては、生徒個々のコミュニケーション手段の特性に合わせ、実際的な指導を行う必要がある。また、単に接客用語の学習だけにとどまらず、接客動作や心遣いを適切に表現できるよう配慮することも大切である。

[理容実習]

① 目 標

1 目 標

理容に関する技術を総合的に習得させ、理容を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、理容に関する基礎的技術を確実に身に付けさせ、理容の業務を安全かつ効果的に実施する能力や態度を育てること、また、それらの基本的技術を応用し、創意・工夫する能力を育て、総合的な理容技術を身に付けさせることをねらいとしている。併せて、理容器具の取扱い、消毒、理容所における衛生管理の重要性についての認識を深め、適切な処置が行えるようにすることにより、周囲から信頼される理容師として社会に貢献することができるようにすることをねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(1)については、理容実習を実施する上で、最も基本となる事柄について、実習理論の学習と合わせて指導する。

アについては、実習を行う上での一般的な注意事項を扱うほか、特に、実習に臨む際の衛生上の措置の実際について指導する。

イについては、顔面処置、頭部処置等、理容技術を行う場合の位置、姿勢などの基本動作の実際について扱う。併せて、その合理性についても理解させるように努める。

ウについては、用具の整理整頓や保管法、施設の清掃法等の実際について扱うようにする。

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(2)については、各種器具類の基本的な操作方法の実際について指導するほか、特に、刃物類の安全な取扱い方法について扱う。

アについては、衛生措置面からの管理方法と刃物類の保管等について安全面から重点的に指導する。特に、器具類の消毒法については、器具の特性に合った適切な消毒法の実際について触れ、その技法を習得させるようにする。

イについては、特に、刃物類の安全な取扱いについて重点的に指導する。また、各種器具類の基本操作の指導に当たっては、生徒の実習の進度に合わせ、確実に操作ができるよう配慮して指導する。

(3) 頭部技術実習

- ア スタンダードヘアにおけるカットティング技法の実習
- イ デザインヘアにおけるカットティング技法の実習
- ウ ヘアセッティング技法の実習 エ シャンプー技術の実習
- オ 理容マッサージ技法の実習

(3)については、カットティングの準備からシャンプー技術、頭部処置、事後処置までの一般的な技法の実際について指導する。

アについては、スタンダードヘアの種類と特徴、スタンダードヘアのカットティング技法の種類と特徴について扱い、各カットティングの基本的な技法の習得を図る。

イについては、デザインヘアの基本原則に基づくカットティングの実際について扱い、その基本的な技法の習得を図る。

ウについては、分髪及びブラシ整髪の実際について扱い、その技法の習得を図る。また、ドライヤー整髪、アイロン整髪、コールドパーマの実際について指導し、その基本的な技法の習得を図る。併せて、整髪料、養毛剤等の取扱い方法についても扱うようにする。

エについては、スタンドシャンプー及びリンスングについて、準備からドライニングまでの一般的な順序について扱うほか、シャンプー剤の塗布、シャンプーイング、シャンプーマッサージ等の実際について指導し、その技法の習得を図る。

オについては、基本的なマッサージ技法の種類と特徴及び注意点について扱い、その技法の習得を図る。

(4) 顔面技術実習

- ア シェービング技術の実習 イ 顔面処置技術の実習

(4)については、シェービングの準備から顔面処置に至るまでの一般的な順序について扱うほか、特に、安全面での配慮事項について重点的に指導する。

アについては、作業位置・作業姿勢、レーザーの持ち方と運行方法、添え手の種類、ラザーリング、スチーミングの実際について扱い、その技法の習得を図る。また、併せて、レディースシェービング及びネックシェービングの技法の実際について指導し、その技法の習得を図る。

イについては、スチーミングと清拭法、顔面のトリートメントの実際について扱い、その技法の習得を図る。

(5) 特殊技術実習

- ア 染毛技術の実習
- イ フェイスマッサージ及びトリートメント技術の実習

(5)については、理容技術において比較的多く用いられる特殊技術としての染毛技術

と顔面のマッサージ及びトリートメントを指導する。特に、染毛技術は、盛んに用いられるようになってきているので、これを安全に実施するための指導を重点的に行う必要がある。

アについては、染毛技術のうち白髪染めを対象にして、その技法の実際を扱う。各種染毛剤の取扱いの注意点、染毛剤の調整方法、パッチテストの方法や薬品成分に対する理解を深め、安全で的確な染毛技術の習得を図るようにする。

イについては、基本的な技法の手順及び注意点、使用するクリームや化粧品の性質と適否、用具の名称と機能等について扱うほか、マッサージ技術、トリートメント技術の実際に触れ、その基本的な技法の習得を図る。

(6) 総合実習

(6)については、理容実習の最終段階として、それぞれの生徒が身に付けた理容技術全般を発揮して、主体的にモデルに施術し、一定のスタイルを仕上げるができるように指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、理容師としての専門的な技術の習得を図ること。

イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

アについては、理容技術を効率的に習得していくためには、絶えず技術を理論的に理解していくことが重要であること、単に経験だけを重ねても確実な技術の習得にはつながらないこと、また、発展性もないことを十分理解させるよう配慮して指導する必要がある。

イについては、基本操作の習得がややもすると地味な学習となりがちであるため、個々の生徒の興味・関心や進度に合わせて、繰り返し指導し、確実に技術の習得がなされるよう配慮して指導することが重要である。

また、けが等の応急処置については、「理容運営管理」や「関係法規」の学習とも関連させて扱い、特に、客への対応方法については実際的に指導することが必要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。

イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃

物類、櫛、^{くし}ブラシ類の消毒方法や研磨方法等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、カッティングの準備から事後処置までの順序や各種技法の特徴等を中心に、頭部処置の実際を扱うこと。

エ 内容の(4)については、フェイスシェービング及びネックシェービングの準備から事後処置までの順序や技法等を中心に、顔面処置の実際を扱うこと。

オ 内容の(5)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法等を扱うこと。

アについては、実習を行う上での一般的な注意事項について、手指の消毒、つめ切り、清潔なユニフォームの着用、器具類の整理等が習慣として身に付くよう配慮して指導する。

イについては、特に、消毒法の実習と関連させながら、用途に合った適切な消毒方法が確実に身に付くよう配慮して指導する。

ウ及びエについては、個々の生徒の実態に合わせて、各種技法の基礎的事項が確実に身に付くよう繰り返し指導することが大切である。

オについては、「理容・美容の物理・化学」の内容である香粧品に関する化学や「理容・美容保健」の内容である皮膚及び皮膚付属器官の疾患の学習と関連させながら、安全な操作方法が確実に身に付くよう指導することが大切である。

[美容実習]

① 目 標

1 目 標

美容に関する技術を総合的に習得させ、美容を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目は、美容に関する基礎的な技術を確実に身に付け、美容の業務を安全かつ効果的に実施する能力と態度を育てること、また、それらの基本的な技術を応用したり、創意・工夫したりして、総合的な美容技術を身に付けさせることをねらいとしている。併せて、美容器具の取扱い、消毒、美容所における衛生管理の重要性を認識させ、適切な処置ができるようにすることにより、周囲から信頼される美容師として社会に貢献できるようにすることをねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え

イ 作業位置と姿勢

ウ 施設の衛生管理

(1)については、美容実習を実施する上で、最も基本となる事柄について、実習理論の学習と合わせて指導する。

アについては、実習を行う上での一般的な注意事項を扱うほか、特に、実習に臨む際の衛生上の措置の実際について扱い、これを習得させる。

イについては、顔面処置、頭部処置等、美容技術を行う場合の位置、姿勢などの基本動作の実際について扱う。併せて、その合理性についての理解を促すように指導することが大切である。

ウについては、用具の整理整頓や保管法、施設の清掃法等について指導する。

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(2)については、各種器具類の基本的な操作方法の実際について扱うほか、特に、刃物類の安全な取扱い方法について指導する。

アについては、衛生措置面からの管理方法と、刃物類の保管等、安全面からの管理について指導する。特に、器具類の消毒方法については、器具の特性に合った適切な消毒方法の実際について重点的に扱い、その技法の習得を図る。

イについては、特に、刃物類の安全な取扱いについて重点的に扱う。また、各種器具類の基本操作の指導に当たっては、生徒の興味・関心や実習の進度に合わせ、確実に操作ができるよう配慮して指導する必要がある。

(3) 頭部技術実習

ア トリートメント技術の実習 イ シャンプー技術の実習
ウ カッティング技法の実習 エ パーマネント技法の実習
オ ヘアセッティング技法の実習

(3)については、各種頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点等について指導し、その基本的な技法の習得を図る。

アについては、スカルプトリートメント及びヘアトリートメントについて、その目的や種類、特徴及び使用する用剤等について扱い、基本的な技法の習得を図る。特に、頭皮マッサージの技法については、種類と目的、注意点、要領について扱い、実際的な技法の習得を図る。

イについては、準備からドライニングまでの一般的な順序について扱うほか、シャンプー剤の塗布、シャンプーイング、リンシング、シャンプーマッサージ等の実際について扱い、その技法の習得を図る。また、シャンプー剤の種類と特徴について扱い、頭皮、頭毛に適した用剤の選択ができるようにする。

ウについては、カッティングに用いられる用具の基本操作の習得を図り、安全で確実な取扱いができるようにするとともに、シザーズカット及びレザーカットの種類と特徴、その実際について指導し、基本的な技法の習得を図る。

エについては、パーマントウエーブの原理と種類について扱い、それぞれの特徴及び使用上の注意点について理解させる。また、コールドウエーブの実際について扱い、その基本的な技法の習得を図る。

オについては、ヘアセッティングの各種の技法について、その種類と特徴について扱うとともに、基本的な技法の習得を図る。特に、ヘアカーリング、ローラカーリング、ブロードライスタイリングの各技法については、重点的に指導する。

(4) 特殊技術実習

- | | |
|-----------|---------------------|
| ア 染毛技術の実習 | イ 美顔術とボディケア技術の実習 |
| ウ 化粧技法の実習 | エ マニキュアとペディキュア技術の実習 |

(4)については、各特殊技術の実際について扱い、その基本的な技法の習得を図るとともに、特に、使用する用具、用剤の安全な取扱いができるように指導する。

アについては、ヘアブリーチ及びヘアティントの目的、種類及び用いられる用剤の種類や特徴、使用上の注意点について扱うほか、各種技法の実際について指導し、基本的な技法の習得を図る。また、パッチテストの実際についても指導する。

イについては、顔面のケア及びマッサージの目的及び各種技法の特徴、ボディケアの種類と特徴について扱うとともに、各種技法の実際についても扱い、基本的な技法の習得を図る。

ウについては、化粧法についての意義、分類、化粧法のための基礎知識について指導するほか、ファンデーション、アイメイク、リップメイクアップ等の基礎化粧法の実際について扱い、その技法の習得を図る。

エについては、マニキュア及びペディキュア技術の実際について、特に、用具等の取扱い上の注意点を留意して指導し、基本的な知識及び技法の習得を図る。

(5) 和装技術実習

- | | |
|-------|------------|
| ア 日本髪 | イ 着付け技術の実習 |
|-------|------------|

(5)については、日本髪の基礎知識、技術、和装に関する基礎知識及び着付け技術について扱う。

アについては、日本髪の種類と特徴、各部の名称について概略的に扱うほか、装飾品、髪結い用具、かもし類の種類と用途について扱う。また、代表的な日本髪の結髪技法の実際について指導し、基本的な技法の習得を図る。併せて、日本髪の手入れ方法及び鬘の付け方についても扱う。

イについては、着付けの目的、和装の種類と用途、着付けの一般的要領について扱うほか、留め袖、訪問着、振り袖等、代表的な着付けの実際について指導し、その基本的な技法の習得を図る。

(6) 総合実習

(6)については、美容実習の最終段階として、それぞれの生徒が身に付けた美容技術全般を発揮して、主体的にモデルに施術し、一定のスタイルを仕上げるができるように指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、美容師としての専門的な技術の習得を図ること。

イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

アについては、美容技術を効率的に習得していくため、絶えず技術を理論的に理解していくことが重要であること、単に経験だけを重ねても確実な技術の習得にはつながらなかったり、また、発展性もなかったりすることについての理解を促すよう配慮して指導する。

イについては、基本操作の習得はややもすると地味な学習となりがちであるが、個々の生徒の進度に合わせて繰り返し扱い、確実に技術の習得を図るよう配慮して指導することが重要である。

また、けが等の応急処置については、「理容・美容関係法規」や「理容・美容運営管理」の科目の内容の学習と関連させて指導し、特に、客への対応方法について実際的な指導を進める必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。

イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、特にカッティング、カーリング及びワインディングについて基本的な技術の習得を図ること。

エ 内容の(4)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を扱うこと。

オ 内容の(5)については、伝統的なヘアスタイルの重要性に触れ、着付け技術の基礎的な内容の習得を図ること。

カ 内容の(6)については、頭部技術実習や特殊技術実習等を組み合わせることにより、総合的に美容技術を扱うこと。

アについては、手指の消毒、つめ切り、清潔なユニフォームの着用、皮膚に接する布

片類・器具類の扱い等，実習を行う上での一般的な注意事項について，習慣として身に付くよう配慮して指導する。

イについては，特に，「衛生管理」の科目の内容「(4) 衛生管理技術」のうちの消毒法の実際と関連させながら，用途に合った適切な消毒方法が確実に出来るよう配慮して指導する必要がある。

ウのカッティングについては，基本となるブロッキングとパネルやスライスの考え方や実際について理解させるとともに，ワンレングスカットを中心にブラントカットやストロークカット，セニングカット，テーパーカットの各技法について基本的な技術を指導する。

また，セッティングについては，カーリングとウェーブの基本的な技術について十分な習熟が図れるように指導するとともに，パーマネント技術と合わせてワインディングの基本的な技術についても指導する。

エについては，個々の生徒の実態に応じて，各種技法の基礎的事項が確実に習得されるよう配慮して指導すること。また，科目「理容・美容保健」の皮膚及び皮膚付属器官の疾患や科目「理容・美容の物理・化学」の化粧品に関する化学の学習と関連させながら，特に，染毛技術等特殊技術の安全な操作方法が確実に身に付くよう指導する。

オについては，「理容・美容文化論」の学習と合わせ，和装に関する基礎的な用語や名称の指導のほか，和装のもつ意味や礼装の意味についての理解が促されるよう指導する必要がある。また，日本髪（和装）の結髪，着付けの技術については，基礎的な技法の確実な習得が図られるよう配慮する必要がある。

カについては，美容技術の最終的な段階で，今までに学んできた頭部技術，特殊技術等の技術を用いて，生徒自身が主体的にモデルにかかわり，一定のスタイルに仕上げる事が出来るよう総合的に美容技術を指導する。

[理容・美容情報活用]

① 目 標

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに，情報の活用に関する知識と技術を習得させ，理容・美容の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

社会における情報化は，近年ますます発展し，身近なものになってきている。そこで，この科目では，コンピュータなどの情報機器の操作方法，情報処理に関する基礎的な知識や技術の習得を図り，情報を活用する能力を育てるとともに，理容・美容の分野においても有効に利用していく能力と態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(1)については、情報についての考え方、情報の種類、情報の扱われ方等の基礎的な事項について指導する。

アについては、日常生活における情報について、どのようなものが提供されているか、どのように蓄積され、処理されているのかなど、社会における情報処理の在り方について指導する。

イについては、情報機器の種類や機能、特性及び社会の中での利用分野について扱う。

ウについては、コンピュータによるネットワークの種類や特徴について基礎的な事項を扱うほか、通信用アプリケーションの基本的な操作について指導する。

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(2)については、情報社会に適切に参画していくために必要とされる望ましい態度や情報を扱う際に留意すべき基礎的な事項について指導する。

アについては、特に、情報の収集及び発信について、著作権の保護やプライバシーの保護等の観点から、情報を活用する者に課せられた責任やモラルについて指導する。

イについては、情報社会で安全に生活していくための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識などについて指導する。

(3) 理容・美容と情報機器の活用

- ア 理容・美容における情報機器活用の目的と意義
- イ 個人情報の管理 ウ 理容・美容における情報機器活用の実際

(3)については、理容・美容の分野におけるコンピュータの利用について、具体的な事例を通して指導する。

アについては、理容・美容の業務の中で扱われる情報の種類、また、コンピュータを利用した管理によって得られる利点等について触れる。

イについては、特に、業務で知り得た顧客等の個人情報について、プライバシー保護の考え方等とともに、どのような管理が必要なのかについても指導する。

ウについては、顧客管理や在庫管理、経営管理等の事例を扱いながら、理容・美容におけるコンピュータ等の活用の実際について触れる。また、情報通信ネットワークを活用した理容・美容に関するデータや情報の収集方法の実際や留意点についても指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 理容・美容に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理容・美容の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理容・美容に関する各科目と関連付けて指導すること。

内容の構成及びその取扱いに当たっては、ハードウェア・ソフトウェア両面にわたり、実際に扱うことでその機能や操作方法を習得させるよう配慮することが大切である。そのためにも、できるだけ実習の形態で授業ができるよう配慮する必要がある。

また、生徒に対し、理容・美容の業務において、どのような情報が扱われているのか、それらの情報の検索や収集方法、管理等の指導を通じ、生徒自身の関心や研究心を育て、積極的に情報を活用していく能力と態度を育成するように努めることが必要である。特に、新しいヘアスタイルの技法やファッション、化粧品類に関する情報については、生徒の関心も高いことから、有益な情報源の提示や探し方等についての指導を通して、一層関心や意欲を高めていくようにすることが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理、顧客管理等の情報機器の活用について扱うこと。

アについては、情報化社会の中で、コンピュータがどのような分野で活用されているかについて、具体的な事例を通して指導する。また、インターネット接続やメールによる通信・情報収集を行い、ネットワークシステムの効果的な活用法について指導する。

イについては、情報の取扱いに関する最近の動向について理解を促し、実際に起きている問題や対処法などについて、疑似体験を取り入れながら、情報モラル及びセキュリティに関心をもたせるよう配慮して指導する。

ウについては、具体的な事例を取り上げ、必要とされるアプリケーションやデータの収集、分類方法等について指導し、将来にわたって、コンピュータを活用しようとする意欲や態度を育てるよう努める。

[課題研究]

① 目 標

1 目 標

理容又は美容に関する課題を設定し，その課題の解決を図る学習を通して，専門的な知識と技術の深化，総合化を図るとともに，問題解決の能力や自発的，創造的な学習態度を育てる。

この科目は，理容・美容に関する基礎的・基本的な学習を踏まえ，教科の目標に合った理容・美容に関するテーマを生徒自身が設定し，計画的にその課題の解決を図る学習を通じて，応用性のある知識や技能を身に付けるとともに，将来の職業生活に活用できる能力や態度の育成をねらいとしている。

② 内 容

2 内 容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1)については，理容・美容に関する各分野の中から幅広い範囲にわたって，生徒自ら課題を設定し，これを計画的に解決していく学習を行う。課題の設定，調査方法及び実験方法，結果の取りまとめと発表等について適切な助言や援助を行い，調査，研究及び実験の成果について，自ら評価がなされるようにする。

(2)については，理容・美容に関連したものを取り扱い，これまで習得した知識や技術を活用するとともに，さらに創意工夫を加えた作品の製作を促すようにする。また，作品の発表や展示を行うことにより，生徒の鑑賞力を育て制作意欲を喚起する。

(3)については，産業現場等における実習を通じて，实际的，体験的学習を行い，理容・美容分野でのより深い知識と技術の習得を図る。また，これらの実習を通して，勤労観や責任感，成就感を体得させるようにする。

(4)については，理容師・美容師の資格取得について必要事項を理解させ，自ら明確な目的意識をもち，計画的に資格取得のための学習を進めていくよう指導・助言していくことが大切である。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

アについては、生徒の自主的な課題設定と問題解決の過程を最優先し、指導に当たっては、個々の生徒の実態に応じて、適切な助言を行い、計画的に取り組ませることが大切である。

イについては、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮するとともに、生徒が学習意欲を高めることができるようにすることが必要である。

4 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒が取得しようとする資格の種類に応じて、各科目の内容を選択して指導すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

(3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

(4) 地域や理容所、美容所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

1 (1)については、高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款第1の3(3)に、理容科及び美容科における専門教育に関する各教科・科目として計11科目が定められている。これらの科目は、理容師や美容師の資格を取得するために必要とされる、理容師法及び美容師法に基づいて定められたそれぞれの養成施設の教科課程の基準における必修科目と共通の9科目と、「理容・美容情報活用」、「課題研究」とで構成されている。

各科目の内容は広範囲にわたるものであるから、指導計画の作成に当たっては、基礎的・基本的な事項を理解し、習得することを中心にして、指導内容の選択を行い、資格の取得が確実になされるよう配慮する必要がある。

(2)については、理容・美容に関する専門科目がいずれも実地的な知識と技術の習得を目標としていることを考慮し、指導計画の作成に当たっては、常に、具体的な目標を設定し、理論と実験・実習を関連させて扱うよう配慮することが大切である。

(3)については、課題研究を他の科目と同様に週時間割の中に位置付け、継続的に学習することが考えられるが、生徒の設定する課題の内容によっては、指導体制や学習の場の制約などから、週時間割の中で履修できない場合も考えられる。その場合には、年間指導計画の定めるところに従って、必要に応じて、授業時間を弾力的に配当できるようにする必要がある。

(4)については、開かれた学校づくりの一環として、地域や理容・美容業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域や理容・美容業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や理容・美容業界との協力関係を築くことが大切である。また、学校においては、就業体験の機会の確保に配慮するものとされており、生徒の進路希望等も十分考慮して、これまで以上に就業体験を積極的に取り入れていくことが求められている。

さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、理容・美容業に限らず、広く社会で活躍する社会人先輩等との懇談会や講演会を計画し、進路についての展望を具体化させることなど社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2については、近年における情報のネットワーク化と情報機器類の発達には著しいものがあり、授業への活用範囲が格段に広がってきている。また、学校間の通信ネットワークも急速に広まってきており、新たな授業展開の工夫もなされてきている。

したがって、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが大切である。

3については、理容・美容において使用する器具及び薬剤については、その使用に際して危険を伴うことが多いことから、特に、安全面に関する指導を徹底して行うことが必要である。実習や実験においては、環境整備や事前指導を十分に行い、実際の場面においても、用具・機材の確実な操作に習熟させ、安全面での配慮ができるようにする必要がある。また、モデルを利用した実習では、特に、衛生面での措置を確実にできるよう指導を徹底する必要がある。